

博士論文

子育て支援の新展開と家族の境界

—「子育てひろば」をめぐる実践に関する社会学的考察—

東京女子大学大学院人間科学研究科

堀 聡子

博 士 論 文

子育て支援の新展開と家族の境界

—「子育てひろば」をめぐる実践に関する社会学的考察—

Recent Developments in Childcare Supports and Boundaries of Family:
A Sociological Analysis of Practicing “Kosodate-hiroba (Child Care Space)”

2013年4月25日

東京女子大学大学院人間科学研究科

堀 聡子

目 次

序章 研究目的と問題設定	1
1. 研究目的と問題の所在	1
2. 対象と分析視角	4
3. 調査の方法	6
4. 本論文の構成	9
第1章 子育て支援を捉える視角	13
1. 子育ての私事化の問題性と子育ての社会化	13
2. 「家族の境界」というパースペクティブ	14
(1) 家族と社会の境界の形成	14
(2) 「家族の境界」をめぐる議論と視角	17
3. ケアを捉える視角—相互作用への着目	18
(1) ケアをめぐる先行研究	18
(2) アクター間の相互作用としてのケア	20
第2章 日本における家族・子育てと「家族の境界」	24
1. 「家」と共同体をめぐる変化と子育て	24
2. 共同体からの家族の自律と国家による管理	25
3. 家庭の出現と子育ての私事化の萌芽	27
4. 母性の強調と私事化の進展	29
5. 子育ての社会化という問題構制	31
第3章 日本の育児・家族政策の変容と「家族の境界」—児童福祉法を中心に	34
1. 国家によるケア・ケアの場の定義と児童福祉法	34
2. 児童福祉法と保育政策の展開	36
(1) 「保育に欠ける」児童への介入：戦後-1973年	36
(2) 家庭保育原則の存続：1973年-1990年	39
3. 児童福祉法の新展開と子育て支援の推進	41
(1) 「家族支援」の登場：1990年代	41
(2) 子育て支援の法定化と在宅子育て支援：2000年代以降	44
4. 小括—「家族支援」の論理の主流化	47

第4章 在宅子育て支援の展開と「子育てひろば」－横浜市の事例に着目して	50
1. 子育て支援政策の展開と在宅子育て支援の進展	50
(1) 子育て支援政策の登場	50
(2) 子育て支援政策の新展開	
－「保育政策」から「すべての家庭を対象とした政策」へ	52
(3) 子育て支援政策の理念の転換	
－「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ	56
2. 子育て支援政策における「子育てひろば」の位置－「創造する福祉」へ	58
(1) 「子育てひろば」誕生の背景－「0123 吉祥寺」の設立経緯	58
(2) 子育て当事者による「子育てひろば」づくりと地域子育て支援拠点事業の展開	59
3. 横浜市における子育て支援	67
(1) 横浜市の概況と子育てをめぐる状況	67
(2) 横浜市の子育て支援の取り組み	69
4. NPO「Y」の「子育てひろば」の概要	71
5. 小括－「子育てひろば」と「家族の境界」	73
第5章 「子育てひろば」における母親たちの「社交」	76
1. 「子育てひろば」をめぐる先行研究の検討	76
2. 社交を通じた感情の共有と相互承認	77
3. 母親たちの「社交」の事例分析	78
4. 母親たちの多様な「社交」と共感空間の構築	78
(1) 共通の話題としての夫への愚痴	78
(2) 「ひろば」を「みんなで作り上げている」という実感の創出	
－様々な社交のバリエーションから	81
5. 「母親であること」をめぐる試行錯誤	84
6. 小括－「社交」と共感空間の構築	86
第6章 「子育てひろば」に関わるボランティアと性別分業	89
1. 「子育てひろば」におけるボランティアの立ち位置	89
2. 男子ボランティアによるケアの事例分析	90
(1) 男子学生ボランティアへの着目	90
(2) 調査概要とデータの特徴	90
3. 男子学生ボランティアへの聞き取りを通してみる「ケアの場」の構成	91
(1) ケアへの気づき	91
(2) ケアのアクターとしての位置の獲得	94
(3) 差別化の実践とケアの継続	96
4. 小括－ボランティアと性別分業	97

第7章 アウトリーチ型子育て支援と母親アイデンティティ	100
1. 訪問型子育て支援の展開	100
2. 家庭訪問に対する家族の抵抗	102
3. 家庭訪問事業を利用する母親の事例分析	103
4. 家庭訪問事業の仕組みと家族の抵抗	104
(1) 家庭訪問事業の仕組み	104
(2) 家庭訪問事業と家族の抵抗	107
5. 家庭訪問事業をめぐる家族の抵抗感	108
(1) 母親の抵抗感	108
(2) 抵抗感の緩和と持続	109
6. 家族の抵抗と母親意識の諸類型	110
(1) 「迷惑をかけたくない」: Kさんの事例	110
(2) 「手が足りないよりは助かるけど、やっぱり最後は私なのね」: Lさんの事例	113
(3) 学生の受け入れは身体化された日常: Mさんの事例	115
(4) 母親意識と「家族の境界」	116
7. 小括—母親アイデンティティと「家族の境界」	118
終章 「子育てひろば」の展望と「家族の境界」	122
1. 本論文の知見	122
2. 「家族の境界」とアクター間の相互作用の諸相	125
3. 今後の課題	128
添付資料	130
文献	137

序章 研究目的と問題設定

1. 研究目的と問題の所在

近年の日本においては、子育て支援をめぐる政策や活動が全国的に展開している。それらは、「子育ての社会化」の動きである。「子育ての社会化」は、近代以降、家族によって担われることが前提とされてきた子どもへのケアを、部分的であれ、外部化・共同化することを意味する。であるならば、家族が家族であるための重要な要素である子どもへのケアを、子育て支援を通じて外部に代替させることは、家族の最後の砦を失うことを含意するともみられる（松木、2011：17）。このような意味を持つ「子育ての社会化」の過程において、家族（と社会の関係）はどのように変容し、家族をめぐるどのような変化が起きているのか。本論文は、「子育ての社会化」が進行する際に生ずるケアを誰がどのように担うのかという問題を「家族の境界」の問題としてとらえ、「子育ての社会化」をめぐる制度・政策と実践場面において、「家族の境界」なるものがどのように生成・変容するのかを考察することを目的とする。

少子化の「社会問題」化を背景として、日本においては1990年代以降、様々な児童福祉政策が実施されてきた。本論文では、1994年12月に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）以降に、子どもや子育てを支援するために実施されてきた児童福祉政策の新たな枠組みを子育て支援政策ととらえ、「子育ての社会化」をめぐる今日的焦点の1つとしてこれに着目する。いまや子育て支援政策は、児童福祉政策において最も重要視される政策の方向の1つである。

1990年以前は要保育児童への支援にとどまっていた日本の児童福祉政策が、1990年代以降、政策理念を転換させた。支援の対象を、子どものみならず、その子どものケアを担う家族へと拡大したのである。1990年代以降の福祉政策動向の特質として「家族支援」「家庭支援」というキーワードが挙げられるが（樽川、1998；藤崎、2003等）、子育てなどのケアを家族のみに任せるのではなく、国や地方自治体が支援する方向へと理念を転換させたのである。

さらに2000年代以降になると、支援の対象とする家族の範囲が拡大する。それまで支援の対象とされていた共働き家庭のみならず、専業主婦家庭も含めた「すべての子育て家庭」が支援の対象となった。2002年の「少子化対策プラスワン」を1つの契機として、日本の子育て支援政策は、共働き家庭を主な対象とした保育政策中心のものから在宅子育て家庭

(専業主婦家庭)を含めた「すべての子育て家庭」に対する総合的な政策へと転換していった。転換のきっかけとなったのは、2002年に、結婚した夫婦の出生力の低下という新たな傾向が指摘され、少子化がよりいっそう進展するとの見通しが示されたという人口学的要因ではあるが、これを契機として日本では、社会全体が一体となって総合的な取り組みを進めることになった。また、2010年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では、政策の基本視点を「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと転換させている。「ビジョン」には、少子化に歯止めをかけるためではなく、「子どもを大切に作る社会」をつくるために、「家族や親だけが子育てを担う」のではなく「社会全体で子どもと子育てを応援していく」ことが明記されている。

以上のように、1990年代以降、「家族の子育てを支援する」という論理を通じて、それまで家族に帰属されていた子育ての責任を、家族の外にある「社会」へと移行しようとする、家族責任の外部化・共同化、すなわち、「子育ての社会化」の主張が政策的に提起されるようになった(松木、2011:15)。

なお本論文では、2000年代以降、子育て支援の対象が在宅子育て家庭を含むすべての子育て家庭にまで拡大したことを子育て支援の「新展開」と呼ぶ。在宅子育て支援は、現代日本でいままに起こっているものであり、在宅子育て支援に着目することで、現代の子育て支援の特徴が明らかになるであろう。

この在宅子育て支援の核になっているのが、「子育てひろば」(以下、「ひろば」)である。「ひろば」とは、主に0-3歳の乳幼児をもつ親とその子が集う場であり、孤立した子育てを行っていた母親たちが連帯して立ち上げたのが始まりである。2002年度に厚生労働省の「つどいの広場事業」として制度化されたことにより全国で展開され、その数はいまや5,722カ所にのぼる¹⁾。2007年度からは、「つどいの広場事業」は「地域子育て支援センター事業」と統合され、児童館などでの実施もふくめ「地域子育て支援拠点事業」として再編された²⁾。これらの政策展開は、子育て当事者の母親たちの活動をモデルとした「民から官へ」の展開である(岡村、2009:144)。

こうした「ひろば」が増加している社会背景としては、主要なものとして次の2点が考えられる。1点目は、「近代家族」による子育てが限界を迎えているということである。近代社会の成立以降、子育ては家族の私事とされてきた(Shorter、1975=1987等)。日本では、戦後の高度経済成長期の産業構造の変化や都市化により、性別分業体制が強化され、女性が家庭内部で子育てを担うことが一般化していった。しかし、都市化や郊外化によっ

でもたらされた地域コミュニティの匿名性や異質性、流動性などの特徴は、子育て期の核家族を孤立させ、深刻な影響を与えることとなった（矢澤、2003：29）。1970年代になると、育児不安や育児ノイローゼなどの問題が顕在化する。牧野カツコが1980年代に行った一連の育児不安研究によると、育児を一人で担い、育児に専念している母親ほど、育児不安が強い傾向が見出されている（牧野、1981；1982；1989等）。また、1980年代後半に落合恵美子らが行った家族の社会的ネットワークの調査では、都市化とともに衰退していった親族ネットワークを補うように、子育て当事者たちの近隣ネットワークが自生していることが指摘された（落合、1989）。これらはすなわち、「近代家族」がその家族内部で子育てを担うことの限界が1970年代から様々な形で露呈してきたことを意味している。にもかかわらず、子育ては家族で、親によって担われることを期待され続け、第三者が介入すべきでない私事とみなされてきた³⁾。

2点目は、働く女性が増加することにより、子育て専門女性の自己規定が困難になっていることである。出産退職した女性たちは、キャリアを断念しなければ得られたはずのものを「子どもの価値」で補填する必要性が生じているため、「子どもの価値」を最大限に高めなければならない、そのことが子育てへの没頭を招く（国広、2003：178-179）。子育て専門の母親たちは、「母親である自己」を最重要のアイデンティティとしがちであり、育児のわずかなつまづきを大きな問題へと増幅させ、自己を追い込んでしまう可能性を孕んでいる（矢澤・国広・天童、2003：101）。すなわち、現代日本において「母親であること」は、「失敗を許容しない」育児状況の下で、より良い母親であることを強く引き受けていくことを求められる。

晩婚化、晩産化が進行する中で、平成23年度の第一子出生時の母親の平均年齢は30.1歳となった（厚生労働省、2012a）。すなわち、女性たちは出産前に10年前後の就労経験を持つことが多いと考えられる。しかし、女性の就労率が高まっている現在においても、0歳児を育てている母親の約9割は就労せずに在宅で子育てを行っており、2歳児を育てている母親の場合でもその割合は約7割と高い（厚生労働省、2010）。ゆえに、多くの女性たちは10年前後の就労経験を経た後で子育てに専念することになるため、その前後の生活の変化が大きく、社会からの疎外感・孤立感を抱きやすいのではないかと考えられる。そして、家と職場の往復の生活を行っていた彼女たちの中には、出産後はじめて地域と「出会う」者も少なくない。このような状況の中で、「ひろば」のような親と子が集える場へのニーズが高まったのではないだろうか。

ところで、「ひろば」の先駆けは、武蔵野市が運営する「0123 吉祥寺」である。そして、この存在を知った子育て中の母親たちが、自分たちの住むまちに、自分たちの手で「ひろば」を立ち上げた。「0123 吉祥寺」を知った時のことを、いまや全国に先駆けて子育て支援活動を展開している NPO の代表は次のように述べている。

偶然テレビで見た「0123 吉祥寺」は、…目から鱗が落ちるものでした。1998 年頃だったと思います。当時は、0、1、2、3 歳児とその親を行政が支援するなど、どこも着目さえしていない時でした。むしろ、家で子どもを見ているのだから恵まれているじゃないかというくらい。そんななか、0 歳から 3 歳の子どもたちと親と一緒に集い、過ごせる常設の場所を東京都武蔵野市が初めてつくった。家庭での子育てに行政が支援した画期的な事業です。私は、またまた「これだ！」と思いました。これこそ私たちが必要としているものだ、と確信したのです。幼稚園でも保育所でも児童館でもない、地域に開かれた家庭支援のための施設です。(奥山、2003 : 6)

彼女もまた、多くの母親たちと同じように、思い通りにならない初めての子育てによって精神的に追い込まれるとともに、自分の居場所のなさを感じていた母親の一人である。彼女たちは、そうした状況を改善するために、「ひろば」を立ち上げた。彼女は「ひろば」を「地域に開かれた家庭支援のための施設」と呼んでいるが、「ひろば」をめぐる一連の実践は、「子育ての社会化」にともなう地域社会と家庭の再編の営みともいえるだろう。

本論文では、このような「ひろば」をめぐる当事者たちによる一連の実践を「子育ての社会化」という文脈で捉える。そして、子育ての社会化が進行するなかで、家族と社会の関係がどのように変容し、あるいは変容しないのかを、「ひろば」に関わる人々の日常的な実践から丁寧に読み解いていくことを目指して、研究を進めていくことにしたい。

2. 対象と分析視角

本論文では、「ひろば」をめぐる制度・政策の推移と「ひろば」における当事者たちのミクロな実践を対象として、「家族の境界」がどのように生成・変容するかを分析する。「子育ての社会化」というのは、先に述べたように、家族と社会の再編の試みであり、そこでは、家族とは何なのかという、家族という範疇を規定する境界のようなもの＝「家族の境界」が問題の局面として注目される。それは、個人の中でも多様であるし、マクロな歴史

や制度・政策においても様々な言葉で表現される。詳しくは本論文で検討していくが、そのような様々な「家族の境界」をめぐる言葉や理解は、実はそれぞれが独立して存在するものではない。例えば、ある個人は、マクロな社会の常識を参照して語ることもあれば、傍らで一緒に会話をしている友人たちとの会話の中で共有されているイメージに仮託して語ることもあり、個人の主観的な理解として家族とはこのようなものであるという形で境界を語ることもある。

本論は、そうした多様な個人が、多様な位相で存在している家族や家族のイメージをめぐる語彙を参照しつつ、語り、生成し、立ち上げていく「家族の境界」なるものについて、個別具体的な「ひろば」における相互作用の諸相から問い直していくものである。

ところで制度・政策レベルにおいては、「家族の境界」の捉え方が明示的・非明示的に記されており、人は、それらマクロな水準において現れてくる家族や「家族の境界」というものを意識的、無意識的に参照しながら、子育てとは何か、母親であるとは何か、家族とは何かを他者に向けて語り、自己了解していく。ゆえに本論文ではまず、マクロな水準での「家族の境界」の歴史的な流れと制度・政策レベルで定義される「家族の境界」について検討する。その上で、「ひろば」における母親たちのミクロな実践に着目し、「家族の境界」について考察する。

「ひろば」における母親たちのミクロな実践に着目した分析視角の意義は、主に次の 2 点である。1 点目は、「ひろば」をめぐる現象とは、現代日本において「子育ての社会化」をめぐって、今まさに進行中の新たな現象であり、制度・政策とミクロな実践が交錯する場だということである。先述のように、「ひろば」は、子育て当事者の活動がモデルとなって「民から官へ」と展開してきた実践であり、「ひろば」をめぐる政策と当事者たちの実践は、互いに影響を与え合いながら進展している。つまり「ひろば」は、子育て支援に関するマクロな制度・政策と子育て当事者たちによるミクロな実践の交錯する場だと考えられる。ゆえに、「ひろば」でいま起こっていることを詳細に見ていくことは、子育て支援の新展開の現代性を深く読み解く上で、様々な示唆を与えてくれると考える。

2 点目は、「ひろば」は「家族の境界」を読み解く上で示唆的な場であるということである。ここでいう「家族の境界」とは「近代家族の境界」である。近年の「子育ての社会化」の動きは、ケアを家族の内部で、とりわけ女性に担わせてきた「近代家族」へのアンチテーゼと捉えることができる。「近代家族」については第 1 章で詳しくみるが、「近代家族」の特性が「家族の境界」を示唆している。例えば、エドワード・ショーターは、最初に境

界について述べた論者で、「家庭愛のシェルター」という言葉で家族の境界性を表現した (Shorter, 1975=1987 : 5)。

多くの近代家族論のなかで、落合 (1989b) が提示した「近代家族」の 8 つの特徴は、「家族の境界」について具体的に考える手掛りを与えてくれる。8 つの特徴とは、①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族、である (落合、1989b : 18)。ここからは、「家族の境界」には、社交の衰退、非親族の排除などで示される空間的なことと、家族成員相互の強い情緒的關係、子ども中心主義などで示される情緒的なことの 2 つの側面があることが示唆されている。さらにここからは、同じ空間の中での相互作用が重要な意味をもつということが分かる。「ひろば」という空間は、後に詳述するように、母親たちに「社交」の機会を提供するものであり、かつ、子ども中心主義とそこから派生している母性中心主義の弊害を緩和する可能性があると考えられる。このように「ひろば」は、「家族の境界」＝「近代家族の境界」を分析する上で極めて示唆的な場と捉えることができる。

以上の理由から本論文では、「ひろば」という在宅子育て支援が登場するまでの政策と「ひろば」での当事者たちの実践を対象として、「家族の境界」のあり方について分析を行う。

3. 調査の方法

次に、調査の方法や概要など、調査に関する基本的な情報を述べる。本研究では「ひろば」と家庭訪問事業をめぐる実践を対象としている。具体的には、「ひろば」を利用している母親、「ひろば」で活動するボランティア、スタッフ等に聞き取り調査を実施するとともに、彼女たち、彼らが活動する場での参与観察を行った。近年、全国で展開している「ひろば」において、いま何が起きているのか、そして、そこでなされている相互作用はどのような意味を持つのかを分析する際には、「ひろば」に関わるアクターたちが、行為に対してどのような解釈をし、意味づけをしているか、またその際にいかなる規範を参照するかを丁寧に読み解いていくことが重要となる。こうした問題を扱うためには、アクターに対する詳細な聞き取り、および、その行為がなされる場面での参与観察が不可欠であるため、本研究では、聞き取り調査と参与観察を主とする質的研究法を採用する。

「ひろば」をめぐるこれまでの研究の多くは、新たに登場してきた「ひろば」という場において、いかなる取り組みがなされているか、その実践事例を紹介するものである (原

田、2002；垣内・櫻谷、2002；大豆生田、2006等)。それらは、「ひろば」の存在を周知し、その可能性を模索するものとして大きな意味を持つ。しかし、そこから一步踏み込んで、「ひろば」が、どのような相互作用のもとで成り立っているのか、その相互作用は、その場を利用する母親や、そこで活動するボランティアたちにとってどのような意味を持つのか、そして、そこでの相互作用は現代の子育てを取り巻く社会状況とどのように関連しているのかなどを分析することも重要である。

こうした問題意識から、筆者は、横浜市 A 区にある NPO「Y」の活動を対象として質的調査を実施した。この NPO を選定した理由は、第 4 章でも詳しく述べるが、現代の子育て支援をめぐる状況を読み解く上で示唆的だと考えたからである。

筆者は、聞き取り調査に入る前に、まず参与観察を行った。NPO「Y」では、毎年、夏休みに、学生ボランティアを募集している。学生ボランティアの活動は、「ひろば」での親子との交流と家庭訪問事業での子育て家庭への訪問が中心となる。筆者は 2004 年の 7 月に、この学生ボランティアに応募し、「ひろば」での活動と家庭訪問事業による子育て家庭への訪問を体験した。「ひろば」は、筆者にとって未知の場であり、平日の昼間に、商店街の一角にある約 20 坪の室内に 10 数組の親子が集う空間は、不思議な空間として筆者の目に映った。また、家庭訪問事業において、子育て家庭を訪問する経験は、普段は入ることのできない子育て家庭に入り、母親たちの日常を部分的に共有することで、「母親であること」「母親になること」とはいかなることかを筆者に突きつけるものであった。これらの経験を通して、「ひろば」とはどのような場なのか、また、現代の日本において「母親であること」「母親になること」とはいかなる経験なのか、そして、こうした「母親であること」「母親になること」に対して、「ひろば」はどのような意味を持つ場なのかという筆者の問題関心が形成されることとなった。

2004 年当時は、「ひろば」というドロップイン型の場自体が、日本では新しく登場したばかりであり、ましてや、家庭訪問事業というアウトリーチ型の子育て支援を展開している NPO は、全国的に見ても、ほとんどなかった。このように NPO「Y」は、子育て支援が制度化される以前から、子育て当事者である自分たちのニーズをもとに、手探りで子育て支援をつくり上げていった NPO である。また、NPO「Y」の担い手たちも、当初は子育て真っ最中の母親たちであった。自分たちが必要なものを自分たちの手で作るところからスタートした彼女たちの活動のスタンスは、現在も変わることなく続いている。

すなわち、NPO「Y」の活動は、常にその時代の母親たちのニーズに敏感に耳を傾け、そ

の時代の子育て中の親子が必要とするものをつくり出し続けている。ゆえに、NPO「Y」を対象にフィールドワークを行うことで、いま、ここで、子育てをしている親たちがどのような状況に置かれ、どのようなニーズを持っているのか、そして、それに対して、どのような子育て支援が展開されているのかを明らかにすることができるのではないかと考えた。加えて、こうした先駆的な取り組みを詳細に分析することは、今後の日本の子育て支援のあり方を考察する際にも示唆に富むと考えたのである。

筆者は、2004年7月の学生ボランティア体験をきっかけとして、NPO「Y」に関わることとなった。その後も、学生ボランティアとして、「ひろば」でのボランティアや保育のボランティアを行い、NPO「Y」のイベント等への参加を繰り返しながら、NPO「Y」の取り組みに対する理解を深めた。そして、2006年9月には、NPO「Y」で活動する学生ボランティアへの聞き取り調査を依頼し、NPO「Y」のスタッフの方のコーディネートを通して、聞き取り調査を行った。その後、スタッフの方々への聞き取りにも協力を得ることができ、2007年10月、2008年11月、2012年4月には、スタッフの方々への聞き取りも実施している。

さらに、2010年10月～2011年3月、2011年10月～2012年3月にかけて、筆者は、保育ボランティアとして、毎週1回、「ひろば」の保育を行いながら、「ひろば」での参与観察を深めている。なお、NPO「Y」では、「ひろば」の利用者に対する調査は、基本的には受けていない。これは、利用者の負担やプライバシーに対するNPO「Y」の配慮によるものである。しかし、筆者の問題関心からは、「ひろば」の利用者が「ひろば」の利用をどのように捉えているか、また、日頃の子育て状況がいかなるものかを聞き取ることが不可欠である。筆者は、これまでボランティアとして関わっていくなかでNPO「Y」との信頼関係を築くことによって、利用者への聞き取りの承諾を得ることができた。ただし、利用者の語りの分析には、個人のプライバシーに関する記述も含まれるため、NPOの名称は「Y」と仮名で記述することとする。

なお、本研究での調査設計は、図表0-1に示した通りである。

図表 0-1 調査設計一覧

NPO「Y」の「子育てひろば」を利用する母親に対する調査（第5章）	
調査場所	NPO「Y」の「ひろば」の一角
調査期間	2010年2月～2011年7月
調査対象	NPO「Y」の「ひろば」に通う母親11名（語りを取り上げるのは、うち5名）
調査方法	半構造化面接法を用いた聞き取り調査（各1時間～1時間半） 「ひろば」での参与観察
調査内容	「ひろば」の利用のきっかけ、「ひろば」での過ごし方、普段の子育て状況等
NPO「Y」で活動する男子学生ボランティアに対する調査（第6章）	
調査場所	NPO「Y」の「ひろば」の一角、別室等
調査期間	2006年7月～10月
調査対象	NPO「Y」の「ひろば」でボランティアとして関わる男子大学生5名
調査方法	半構造化面接法を用いた聞き取り調査（各1時間～2時間） 「ひろば」での参与観察
調査内容	「ひろば」でどのような活動をしているか、日頃の「ひろば」での経験
NPO「Y」の家庭訪問事業の受け入れを行った母親に対する調査（第7章）	
調査場所	NPO「Y」の「ひろば」の一角、対象者の自宅等
調査期間	2006年7月～10月、2007年9月～12月、2008年9月
調査対象	NPO「Y」の家庭訪問事業の受け入れ家庭となった家庭の母親5名、訪問した学生ボランティア8名（男性5名、女性3名）、スタッフ3名、行政担当者1名
調査方法	半構造化面接法を用いた聞き取り調査（各1時間～2時間）
調査内容	家庭訪問事業の受け入れの経緯、訪問時の活動内容等

4. 本論文の構成

第1章「子育て支援を捉える視角」では、まず、これまで子育てやケアをめぐるどのような研究がなされてきたかを整理する。そして、子育て支援を対象に研究を行う上で、「家族の境界」というパースペクティブが重要であることを述べる。さらに、子育て支援の実践の場である「ひろば」と家庭訪問事業を対象に、そこでなされる利用者の親子、ボランティアたちの相互作用を分析する際には、ケアを、ケアを担うアクター間の相互作用とし

て捉えること、また、その意義を述べる。

第2章「日本における家族・子育てと『家族の境界』」では、日本の家族と子育てが、第二次世界大戦前後を通してどのように変容してきたかについて先行研究をもとに整理する。ここでは、子育てが地域共同体に開かれていた近代化以前の社会から、近代化の過程で家族に閉じられたものとなったことをみていく。そして、母親が子育ての大部分を担っているという状況は変わらないなか、近年再び、子育てを地域社会に開いていく動きが見られることを述べる。

第3章「日本の育児・家族政策の変容と『家族の境界』—児童福祉法を中心に」では、国が「家族の境界」をどのように捉えているかをみるために、子どものケアについて規定している児童福祉法を中心に取り上げ、日本の児童福祉政策において「家族の境界」の捉え方がどのように変容してきたか、あるいはこなかったのかを論じる。戦後から高度経済成長期にかけての政策においては、家庭保育原則が貫かれており、子どものケアについて、国は「保育に欠ける」場合にのみ介入するというスタンスであったこと、そして、1990年前後の「家族支援」の論理の登場によって、そのスタンスに変化がみられることを述べていく。

第4章「在宅子育て支援の展開と『子育てひろば』—横浜市の事例に着目して」では、第5章以降で「ひろば」に焦点化する意義を再確認するとともに、第5章・6章・7章で行う事例分析の関連性を説明する。その上で、在宅子育て支援が、子育てを取り巻く現代のどのような状況を背景に発展してきたかについて、子育て支援政策と子育て支援活動の展開を整理しながら論じる。さらに、次章以降で対象とする横浜市の子育てをめぐる状況と市の子育て支援の取り組みを概観した上で、本研究が対象とするNPOの子育て支援の取り組みの特徴について説明する。

第5章『子育てひろば』における母親たちの『社交』では、「ひろば」に通う母親たちの相互作用に焦点を当てる。そして、「ひろば」において母親たちはどのような相互作用を行っているのか、その相互作用は「母親であること」をめぐる規範に対してどのような意味を持つのかを分析する。それらを通して、母親たちが、社交によって共感空間をつくりあげ相互承認を行っていることを明らかにする。そして一方では、母親ならばこうしなければならなかったと思っていた「母親であること」をめぐる規範から一定程度距離をとることが可能になり、他方では、母親として振る舞う自分を楽しむことが可能となっていることを示す。

第6章『子育てひろば』に関わるボランティアと性別分業』では、「ひろば」で活躍する男子学生ボランティアに着目し、彼らが、母親や子どもとの多角的な相互作用を通して、ケアのアクターになっていくプロセスを分析する。そこでは、まず、「ひろば」という新たに出現している場において、男子学生たちが、子どもをケアするとはどういうことかに対する「気づき」を体験していることを明らかにする。さらに、「ひろば」に通う母親にとって家族という役割関係にない学生が、性別分業を巧みに利用しながら、母親とのケアの差別化の実践を行うという、男子学生の姿を詳細にみていく。

第7章「アウトリーチ型子育て支援と母親アイデンティティ」では、NPO「Y」が実施している「新たな子育て支援」としての家庭訪問事業を事例として、非家族メンバーが家庭内部で子育てをサポートすることにより、家族と非家族メンバー間に何が起きているのかを検討する。非家族メンバーが入ることへの抵抗のなかには、緩和されていくものもあると同時に緩和されず継続するものもあることを述べる。そして、非家族メンバーを受け入れることが、それまで自明視されてきた固定的な母子関係を問いなおす契機になる場合があると同時に、母親役割の重要性を再認識する契機を提供する場合もあることを述べる。

終章では、第2章から第7章の分析結果をふまえて、マクロな制度・政策とミクロな実践において「家族の境界」がどのようなものとして捉えられていたかをまとめる。また、それらの結果をもとに、子育ての社会化の可能性について検討し、最後に、本研究の意義と今後の課題について述べる。

〈注〉

1) 市町村直営のもの、社会福祉法人、NPOが運営するものなど様々であり、2011年度現在、その数は全国で計5,722カ所となっている。その内訳は、「ひろば型」2,132カ所、「センター型」3,219カ所、「児童館型」371カ所である（厚生労働省、2012）。

2) 「地域子育て支援拠点事業」では「ひろば型」「センター型」「児童館型」の3つに再編された。2008年11月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、2009年度から、「地域子育て支援拠点事業」は児童福祉法上の事業として位置づけられるとともに、社会福祉法の改正によって第2種福祉事業となった。2007年には、「ひろば」を運営している団体・個人の全国的なネットワークであるNPO法人子育てひろば全国連絡協議会が誕生し（前身は2004年発足のつどいの広場全国連絡協議会）、「ひろば」をめぐる活動は全国的な広がりをみせている。ここ10数年の間に、「ひろば」の制度化が大きく進展し、現在の子育て支援政策のなかで「ひろば」は在宅子育て支援の核となっている。

³⁾ 1990年代半ば以降、児童虐待の問題が顕在化したことが、私的領域としての家族へ第三者が介入するきっかけをつくることになったと樽川は指摘している（樽川、2004）。

第1章 子育て支援を捉える視角

1. 子育ての私事化の問題性と子育ての社会化

近代以降、子育てや介護等のケアは、主に女性によって、インフォーマルな領域で無償労働として行われてきた。この子育てや介護等のいわゆるケアの問題は私的な領域に囲い込まれており、公的なものとして問題化されることはほとんどなかった。つまり、「ケアの私事化」が前提とされてきたのである。「ケアの私事化」とは、子育てや介護等の責任を家族のみに帰することである。性別分業が浸透している状況においては、それは子育てや介護等の大部分を家族成員である女性が担うということの意味する。性別分業が機能していた時代には、ケアは個々の女性の私的な責務として扱われていたが、今日では、もはやそのように扱うことはできない。

そして、とりわけ子育てにおいて、「ケアの私事化」によって引き起こされる問題は深刻である。「ケアの私事化」が強化されるのは高度経済成長期であるが、その時期に近代家族が一般化し、性別分業構造が明確化されるなかで、ケアのなかでも子育ての私事化が顕著になっていった。夫婦と子どもから成る近代家族は非親族を排除し、家庭の内部に子育てを囲い込むこととなり、その主な担い手は女性であった。現在、介護に関しては、介護保険法が制定され、介護の社会化が一定程度進んでいる。しかし、子育てに関しては、保育所等での預かりを除いては、大部分が家庭内部でアンペイド・ワークとして女性によって行われている。とりわけ現代の都市的生活においては、地域コミュニティとの関係性が希薄化するとともに、家族の子育て責任が強調されるなかで、孤立した子育てが深刻な問題となっている（矢澤・国広・天童、2003）。このような「ケアの私事化」「子育ての私事化」の限界が、近年の「ケアの社会化」「子育ての社会化」の動きをもたらしていると考えられる。

かつてタルコット・パーソンズが、近代化の過程で家族機能が外部化していく中で、最後に残る機能の1つが「子どもの基礎的社会化」であると述べたように（Parsons & Bales、1956=1981：35）、家族が子どものケアを担うということは、近代社会において家族が家族として成立するための重要な要素である。

マーサ・ファインマンは、人間が生まれ、育ち、老いていく過程において不可避のケアを必要とする状態を「必然的依存」と呼ぶ。そして、ケアの担い手はそのケアのために他からの支援に頼らざるをえないがゆえに引き起こされる状態を「二次的依存」と呼んでい

る (Fineman、1995=2003 : 23)。この「必然的依存」と「二次的依存」を私事化し、女性を「二次的依存」の状態に置いてきたのが近代家族である。すなわち、近代家族は「依存の私事化」によって成立していたといえる。そうであるならば、依存=ケアを脱私事化すること、すなわち「ケアの社会化」は、「家族の秩序の存在論的不安定化」をもたらす可能性をもつと考えられる (木戸、2010 : 149)。

では、いままさに進行中の「ケアの社会化」は、当の家族と社会にとってどのような意味をもつのだろうか。本論文が扱う子育てというケアにおいても、子育て支援政策が推進されるとともに子育て支援活動が活発化しており、「子育ての社会化」が進行しつつある。「子育ての社会化」は、これまで家族によって担われることが前提とされてきた子どもへのケアを、部分的であれ、外部化・共同化することを意味する。であるならば、家族が家族であるための重要な要素である子どもへのケアを、子育て支援を通じて、外部に代替させることは、家族の最後の砦を失うことを含意する (松木、2011 : 17)。それはまた、これまでの家族と社会のあり方やその関係の変容・再編を迫るものであると考えられる。このような意味を持つ「子育ての社会化」の過程において、家族と社会の関係はどのように変容し、あるいは変容しないのか。

上野千鶴子は、ケアの脱私事化が進行したとしても、その完全な「社会化」が成立するとは考えにくく、わたしたちは今のところ家族以外に「再生産の制度」を持っていないと指摘する (上野、2008 : 34)。では、ケアが社会化する過程において、再生産、すなわち、子どものケアは誰によって、どこで、どのように担われていくのだろうか。本論文では、このように「ケアの社会化」が進行する際に生ずるケアを誰がどのように担うのかという問題を「家族の境界」の問題としてとらえ、ケア、とりわけ子育てが社会化される局面において、「家族の境界」がどのように生成・変容するかを考察する。その前に次節では、家族と社会の境界の形成について、これまでの先行研究においてどのような知見が蓄積されてきたかを整理し、本稿での「家族の境界」の捉え方を改めて提示する。

2. 「家族の境界」というパースペクティブ

(1) 家族と社会の境界の形成

家族と社会の関わりについては、これまでさまざまな研究者たちによって論じられてきた。家族は常に、社会との関係のなかで形作られるものであり、その時代状況に合わせて、その形態や内容を変化させてきた。近代社会においては、生産労働と再生産労働がそれぞれ

れ公的領域、私的領域にジェンダー化されたかたちで配置され、私的領域としての家族は、外部社会との間の境界を明確化しつつ、その内部で再生産労働を担ってきた。このような家族と社会のあり方が普遍的なものではなく、近代社会に特有のものであることは、社会史をはじめとする多くの研究者たちによって明らかにされてきたことである。ここでは、代表的な論者を取り上げ、近代社会において家族が社会との境界を明確化させてきたことをみておく。

タルコット・パーソンズは、1950年代に、産業化が進むアメリカ社会に適合的な家族のあり方は高度に専門分化した核家族、すなわち完全に孤立した核家族であると論じた。核家族においては、「子どもの基礎的社会化」、「成人のパーソナリティの安定化」という機能の遂行がもっぱら課題となり、表出的リーダーとしての妻がその役割を担うことになる。パーソンズは、こうした核家族が全体社会、すなわち産業社会から構造的に孤立しているということ、そしてそれゆえに、家族と社会が葛藤することなくそれぞれの機能を遂行することができる考えた¹⁾ (Parsons & Bales, 1956=1981)。

一方、フィリップ・アリエスは、『〈子供〉の誕生』の第3部「家族」において、「18世紀以降、家族は社会とのあいだに距離をもち始め、絶え間なく拡大していく個人生活の枠外に社会を押し出すようになる」と指摘している (Ariès, 1960=1980 : 374)。ここでアリエスが扱ったのは、実態としての家族ではなく、観念や意識としての家族である。アリエスは、家族意識が、「中世的家族」、「17世紀的家族」、「近代的家族」という方向で変化していったと指摘している。17世紀的家族は、子どもが中心的要素となるという点で近代の特徴を備えており、他者の介入に開かれているという点で中世的要素を残している。18世紀以降になると、貴族やブルジョア等の上流階層において、家族は社会との間に壁を作りはじめ、それに伴って、一家団欒、プライバシー、孤立が生じていく。家族は、さまざまな人々が介入してきた中世の開放的な家族とは異なり、子どもの教育というテーマのもとに、狭く閉じられた親密空間を形成することとなった。

アリエスが上流階層を中心に近代家族の形成をあとづけたのに対し、エドワード・ショーターは、庶民階級に焦点を当てて、近代家族の形成を論じた。ショーターは、伝統的家族が近代家族へと変化したのは次の3つの分野での感情革命によるとしている。第1に男女関係におけるロマンティック・ラブの登場である。結婚相手を選ぶ際に、利害関係ではなく、愛情や自己実現が重要視されるようになった。第2に母子関係における情緒的絆の強調である。母親にとって子どもは愛情の対象として新たな価値を持つようになり、それ

に伴う新たな感情は母性愛と呼ばれた。それによって、母親役割が強調されることとなった。そして第 3 に、家族と周囲の共同体との間の境界線の明確化による、外界に対する絆の弱体化と、家族内部の絆の強化である。そこでは外部からの侵入に対して家族の団欒を守るために、プライバシーという盾が設けられた。これは「家族の境界」の生成であり、ショーターは、これを「家庭愛のシェルター」と呼んでいる。このシェルターの中で、近代核家族が誕生した (Shorter, 1975=1987 : 5)。伝統社会の生活環境は、個人にとっても家族にとってもプライバシーのある生活にはほど遠く、今日では個人や家族のプライベートに関するものとみなされるような問題やライフ・イベントに共同体が積極的に介入していた。しかし近代化により、家族と社会の境界が明確化することで、プライバシーが確立するとともに家族内部の情緒的關係が強化され、家族外部との情緒的關係が弱体化したのである。

先述の落合は、アリエスやショーターをはじめとする西洋家族史研究に依拠しつつ、近代家族概念を日本に紹介し、その後、日本においても家族社会学研究者たちの間で近代家族をめぐる議論が重ねられてきた。落合は、近代家族の特徴として、①家内領域と公共領域の分離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族、の 8 つを挙げている²⁾ (落合, 1989b : 18)。②⑤⑥⑦からは、家族の内外の境界が明確化し、家族内部の成員の情緒的關係が強化されると同時に、非家族成員との関係が衰退したことが近代家族の特徴だといえる。そして、①③④は、子どもを育てることが近代家族の中心的機能であり、さらに、それが母親である女性の役割であることを示している。

また、山田昌弘は落合らの検討をふまえて、近代家族の基本的性格として、①閉じられた「私的領域」として孤立していること、②家族成員の生活保障と再生産の責任を負うこと、③家族成員の感情マネージの責任を負うことの 3 つを挙げている (山田, 1994 : 43-48)。これは、家族成員に対しては生活保障をし、子育てをふくむ労働力の再生産の責任や感情マネージの責任を負うが、非家族成員に対しては直接責任をもつ必要がないという規範の裏返しであると山田はいう (山田, 1994 : 45)。すなわち、これは「家族の境界」の明確化による家族成員への責任の強調と非家族成員への責任の負担の解除を示している。

これらの議論をふまえると、近代家族は、外部との境界が明確で、「私的領域」として孤立した排他的なものであり、内部のメカニズムとしては、男女間の夫婦愛により成り立ち、男女の性別分業に基づき「母性愛」の名のもとに子育てが行われる家族だといえる。

以上のように、これまでの近代家族論を通じて、近代家族は家族の歴史的形態であり、それが日本で一般化したのは第二次世界大戦後であることが確認されてきた。これら近代家族論によって、家族の情愛は永遠であり、母親が子どもを育てることが家族の普遍的な中心的機能であるという「常識」を相対化することが可能になった。しかし近代家族は、規範として、および実態として、現在も日本において存続しているといえる。仕事志向の男性の減少や家族・生活を大切にする男性の増加、子育てに積極的に関わる父親の増加など近代家族を乗り越えるような現象が現れてきているが、落合によると、これらは家父長的な近代家族から友愛的な近代家族への変化にすぎない。あくまで「近代」の予定した範囲内での変化であり、近代家族を完成させるものではあっても、乗り越えるものではないと指摘している（落合、2008：49）。

さらに現在では、「子育ての社会化」が目指される一方で、家族の子育て責任を強調する風潮があるなか、子育てを私事化させる側面もある。フィンマンによると、家族はケアの使命を果たすときに自己完結的、自給自足的な単位となる。ケアの私事化によって、「公的な」国家と「私的な」家族という関係が成り立つのである（Fineman、1995=2003：179-183）。すなわち、ケアが私事化されることによって、プライバシーが成立し、非家族成員はますます家族の内部に入りにくい仕組みがつくられるといわれる。

以上みてきたように、近代以降、家族と社会の境界は明確化してきた。では、「ケアの社会化」「子育ての社会化」によって、家族と社会が再編されようとしている現在、家族と社会の境界はどのように変容するのか。この「家族の境界」の問題を考える上で、次項ではこれまでの「家族の境界」の議論を整理しておこう。

（2）「家族の境界」をめぐる議論と視角

「家族の境界」をめぐることは、これまで家族社会学のなかでいくつかの研究がなされてきた。天木志保美は、ホームヘルパーの調査をした際に、行政がいくらサポートシステムを整備しても、当の援助される家族の側がホームヘルパーを受け入れることに対して抵抗を示すことから、他人が家庭に入ることへの抵抗感という問題があることを発見する。そして、その「外部のサポートを受けることに対する家族の抵抗、家族の壁」を「家族の境界」ととらえ分析を行っている（天木、1998）。天木は、グラハム・アラン（Allan、1989）とユージン・リトウォク（Litwak、1969）の研究を参照しながら論を展開している。アランの研究は、第一次集団（親族、隣人、友人）と家族との関連についての研究であるが、

そのなかで、他者が家庭に入ることができる程度を測る基準を設けて、家族にとってのインサイダーとアウトサイダーとの境界について論じている。また、リトウォクは、家族に対するインフォーマルなサポートという観点から第一次集団を分析しており、第一次集団の中でも隣人が家族に対するサポートシステムとして重要との結論を導いている。これらはいずれも、境界を物理的・空間的なものとしてとらえ、家族の内部に、親族、隣人、友人がそれぞれどの程度入ることができるかということについて論じた研究である。

一方で上野は、誰が家族であり誰が家族でないかについて、当人の家族認識の範囲を問うことで「家族の境界」を問うアプローチをファミリー・アイデンティティ論として展開している（上野、1994）。そこでは、「主観的」な境界と「世帯」という居住単位に見られる「客観的」な境界にはずれがあると同時に、家族成員相互の間にもずれがあることが明らかとなっている。すなわち、家族認識の上では、境界は流動的であるということである。

以上、「家族の境界」に関しては、天木らのように、物理的・空間的なものとしてとらえる立場がある一方で、上野のように、認識によって構成される流動的なものとしてとらえる立場がある。

本論文では、「家族の境界」を実体的なものとしてではなく、日々の実践によって構成されるものとしてとらえる。それは、上野が提示したファミリー・アイデンティティ論のように、個人の主観的な家族認識としての側面ももつが、それに回収されるものではない。個人の主観的な理解として生成される側面もあると同時に、マクロな歴史や制度・政策において現れてくる側面ももつ。そしてそれぞれの「家族の境界」は独立して存在するのではなく、ある個人が、マクロな社会の常識を参照して語ることもあれば、他者との相互作用のなかで立ち現れるものでもあり、個人の主観的な理解として語られることもある、というように、多様な位相のなかで、生成し、立ち現れるものである。さらに、本論文では、とりわけ、ケアの社会化の側面で立ち現れるものとして「家族の境界」を捉える。

では、ミクロな実践の場での「家族の境界」について論じる際に、ケアをどのように捉えたらよいのだろうか。次節では、これまでのケア研究を整理検討した上で、本論文でのケアを捉える視角を提示する。

3. ケアを捉える視角—相互作用への着目

(1) ケアをめぐる先行研究

これまで、ケアをめぐるのは多方面から研究の蓄積がなされてきた。現在蓄積されてい

るケア研究は、医療・看護理論、倫理学、社会福祉学、社会学等の分野での研究が中心である。2000年までのケア研究の中心をなした医療・看護理論、倫理学の分野においては、ケアを規範的な概念としてとらえているものが多い。日本のフェミニストの中で、早い時期からケア問題を研究している内藤和美は、表題中に「ケア」という語が用いられている日本語の文献（邦訳されているものを含む）を収集し、その中でケアがどのように論じられているかを整理している（内藤、1999；2000）。そこで内藤は、ケアの論じられ方に関して多くの文献に共通して見られた問題として、3つの点を指摘している。第1に、ケアが圧倒的にケアする側からの行為としてとらえられているということ、第2に、ケアは個人の資質の問題として論じられがちであり、ケアをめぐる社会的条件・要因を問題にしないものが多いこと、第3に、現実のケアはジェンダーと不可分の事象であるにもかかわらず、ケアを主題とした論考においては、性別との関連が問題にされていないこと。また逆に、性別の偏りが特性論で論じられていたり、性別との結びつきが与件とされているものもあることである（内藤、2000：61-62）。この内藤の指摘をもとに、ケアを扱ってきたこれまでの研究におけるケアの捉え方の問題点を検討する。

1点目の、ケアを与え手から受け手への行為、すなわち与え手からの働きかけとしてとらえることは、その行為に含まれている規範性を不可視化してしまうという問題を孕んでいる。これまで、「ケアワークは女性が行うもの」、あるいは「ケアワークは愛情によって行われるもの」等の規範が女性をケアワークへ囲い込んでいったことをフェミニズムは問題化してきた。この歴史を振り返るならば、ここに含まれる規範性を可視化できるようにケアを捉える必要があるだろう。

2点目の、ケアが個人の資質の問題として論じられがちであるということについては、実際にケアワークを担っている者の多くが女性であることから、ケアは容易に女性の資質の問題として論じられることになる。しかし、ケアワークは労働環境や社会制度などのマクロな文脈と大きく関連するものである。多くは女性であるケア労働者のバーンアウトや育児ノイローゼなどの問題を鑑みても、マクロな状況を考慮せずに、個人の問題に還元することは問題である。

3点目について、現実にはケアワークの大部分は女性が担っているにもかかわらず、ケアと性別との関連性を無視することは、その関連性を隠蔽し、現状を追認することを意味するため問題である。また逆に、性別との結びつきを与件とすること、すなわち、女性とケアワークを無条件に結びつけることの問題性は言うまでもない。

また、内藤の整理によると、ケアを扱っている研究の中で、ケアという語が単独で使われている場合には、その圧倒的多数が「看護」の意味合いで使われていることが明らかになっている（内藤、1999：15）。これは、日本において、看護学の分野でケアという用語が最初に導入されていったことと関連している。看護学におけるケア／ケアリング理論をジェンダーの視点から批判的に検討した朝倉（2005）によると、看護学におけるケア／ケアリング理論においては、ケアと女性性の結びつきを「自然な」ものとして前提する問題があることが指摘されている。これに加えて、倫理学におけるケア概念の検討を行っている上野（2005a）や山根（2005）によると、倫理学におけるケア概念には規範性が書き込まれていることの問題性が指摘されている。

以上のように、これまでのケアの定義やケアをとらえるパースペクティブの問題点が明らかになった。特に、看護学や倫理学においては、ケアを規範概念としてとらえるという問題があった。では、子育てというケアのミクロな実践の場で「家族の境界」を捉える際に有効なケアを捉えるパースペクティブはどのようなものだろうか。

（2）アクター間の相互作用としてのケア

2000年以降は、社会学・社会福祉学等においても様々なケア研究がなされてきている（Daily、2001；三井、2004；上野、2005a；上野ほか、2008；山根、2005；矢澤、2006等）。なかには、「ケアの私事化」の問題性を問い、「ケアの社会化」のあり方について実証的な分析を行っているものもある（上野、2005a；矢澤、2006等）。ここではまず、ケアを社会的に考察する上で参考になるメアリー・デイリーとジェーン・ルイスの研究をみていく。デイリーとルイスは、個人のニーズと福祉に関する社会的な配置と女性の生活の重要な局面との両方をとらえられるケアの定義が必要だと主張する。そして、ケアを多次元の概念として扱うためには、ケアを労働の一形態として、また、義務や責任という規範的な枠組みの中に位置づけられるものとして、さらに、公的／私的の境界を越えた経済的かつ感情的なコストをとらえる行為として捉える必要があるという。これらを踏まえた上で、彼女たちのケアの定義は、「依存的な存在である成人または子どもの身体的かつ情緒的な要求を、それが担われ、遂行される規範的・経済的・社会的枠組みのもとにおいて、満たすことに関わる行為と関係」（Daly、2001：36）である。これは、ジェンダーの側面と、より広範な社会的側面を統合しようとする包括的な定義である。このようなケアの捉え方の有効性は以下の通りである。

第 1 に、デイリーたちの定義には、歴史的な文脈依存性が含まれている。「ケアの私事化」が成立したのは近代であり、近代以前はケアが家族に囲い込まれていたわけではない。この定義では、このことを、すなわち、「ケアの私事化」は歴史的な一形態であることを浮き彫りにすることができる。また同様に、今後の「ケアの社会化」への展望をとらえるでも有効だといえる。

第 2 に、これまでの定義では、ケアは個人の資質の問題、とりわけ女性の資質の問題として論じられがちであったが、新たな定義では、ケアは規範的・経済的・社会的枠組みのなかで意味づけられるものととらえられている。すなわち、ケアを個人の問題に還元することなく、ケアは、ケアにまつわる規範やケアワークをとりまく労働環境、社会制度などマクロな文脈によって決定されるものととらえている点で有効である。

第 3 に、これまでの定義では、ケアワークと女性を無前提に結びつけるものが多かったが、この定義では、性別との結びつきが与件とされていない。このことは、女性とケアワークの「自然な」結びつきを断つのみならず、様々な人々によってケアが担われていく状況を分析する際にも有効だろう。

第 4 に、ケアを相互作用としてとらえている点も重要である。これまでの多くの定義においては、ケアはケアの与え手から受け手への働きかけとしてとらえられてきたため、ケアの受け手に照準することができなかった。しかし、デイリーたちの定義では、ケアの受け手にも注目することができる。フェミニズムは、これまで主にケアの与え手の問題に焦点を当ててきたが、ケアの受け手とケアの与え手双方を視野に入れることが重要である。また、ケアを相互作用としてとらえることで、ケアに付着している「ケアワークは女性が行うもの」、「ケアワークは愛情によって行われるもの」等を相対化することができるため、これまで不可視化されていた、そこに潜む規範や権力などを問題化することができる。

以上みてきたようなデイリーたちの研究を受けて、近年、日本の社会学の分野ではケアを複数の行為者が関わる相互行為として捉える議論が盛んである（上野、2011 等）。例えば上野は、ケアは、複数の行為者の「あいだ」に発生するものであり、ケアを論じるには、複数のアクターに關与する必要があることを指摘している（上野、2011：40）。上野のこの指摘を受け、本論文でも、ケアを、ケアする者とケアされる者のみならず、ケアに関わる複数のアクター間の相互作用を通して立ち現れるものと捉える。これは、ケアする者とケアされる者の二者関係にとどまらず、ケアする者同士の関係やケアされる者同士の関係、あるいはそこに關わる第三者を含めた関係のなかで、ケアは立ち上がるものであることを

意味している。

ところで、ケアの担い手については「ケアラー」という用語がしばしば用いられる（船橋、2006：大和、2008 等）。しかし、この用語は、ある個人がケアの担い手であることを固定的・不変的なものとして本質化してしまう危険性をもつ。たとえ、ある母親が子どものケアを担っていたとしても、その母親は、常にケアラーであるわけではなく、ある文脈においては妻となり、会社で働く労働者となり、あるいは友人との会話を楽しむ1人の女性となるように、絶えず変容するものである。ゆえに、いかなる文脈で、どのような相互作用によって、ある個人がケアの担い手になっていくのか、そのプロセスをみることが重要だと考える。よって本論文では、「ケアラー」という用語ではなく「アクター」という用語を用いることとする。

本論文で対象とする「ひろば」は、家族と社会を媒介する場であると同時に、そこでケアを行なうアクター間の絶え間ない相互作用のプロセスによって生成される「ケアの場」でもある。

子どもの「ケアの場」としては、代表的なものとして、家庭や保育所などが挙げられる。家庭は、母親や父親（その片方あるいは両方）など親役割をもつ比較的固定化されたアクターの相互作用により生成する場であると考えられる。保育所もまた、保育士という職業的な役割をもつアクターがケアを担う場である。これらの制度的な場に対して、本論文で対象とする「ひろば」は、親と子に加えて、ボランティアという比較的柔軟なアクターがケアのアクターとして参加している場である³⁾。そして、ボランティアという役割が比較的固定化されていないアクターを含む「ひろば」は、家庭や保育所に比べて規範がゆるやかな場だといえるのではないだろうか。ゆえに、そこでのアクター間の相互作用がどのように行なわれているかを詳細に分析することで、その比較的自由度の高い「ケアの場」がどのように構築されているかをみることができると考えられる。「ひろば」もまた、母子に閉ざされた子育てを社会に開いていくために設けられた制度的な場ではあるが、ボランティアを含む多元的なアクターにより構成されるため、これまでの「ケアの場」とは異なる場として生成されていると考えられる。よって、「ひろば」における多元的なアクターの相互作用を詳細に分析することで、新たな「ケアの場」としての「ひろば」の構成を明らかにするとともに、それが「家族の境界」に対してどのような意味をもつのかを考察することができるであろう。

〈注〉

1) パーソンズとほぼ同時期に、彼の「孤立した核家族」論に対して異議を唱えた論者もいた。ユージン・リトウォクである。リトウォクは、産業化した社会の核家族にとって、別世帯の親やきょうだいのような第一次親族は家族生活を維持していく上で重要な存在であり、深いつながりが認められることを主張し、「修正された拡大家族」論を唱えた。彼は、修正された拡大家族という家族のあり方こそ産業社会の維持・存続にとって有効であると論じている (Litwak、1965)。

2) 8 番目の特徴である「核家族」は、同年発表の論文「近代家族と日本文化：日本的母子関係の解き口に」のなかでは括弧に入れられて、[核家族の形態をとる]となっている (落合、1989a : 7)。

3) 全ての「ひろば」に学生ボランティアやシニアボランティアが関わっているわけではないが、本稿では、多様なケアのアクターが関わっている「ひろば」についての分析を行なうために、そのような「ひろば」を研究対象とした。

第2章 日本における家族・子育てと「家族の境界」

本章では、日本の家族と子育てが、近代化の過程でどのように変容してきたかについて先行研究をもとに概観する。具体的にいうと、近代化の過程で、子育てが地域共同体をはじめとした社会関係から切り離され、「家庭」に象徴される近代家族の内部に囲い込まれていくプロセスを辿る。また、母親が子育ての大部分を担っているという状況は変わらない一方で、近年再び、子育てを「家庭」の外へ、例えば「子育ての社会化」といったスローガンとともに地域社会へ開いていく動きが見られることを述べていく。

1. 「家」と共同体をめぐる変化と子育て

子育て支援について考える上で、かつての子育てをめぐる状況を押さえることは、子育てを取り巻く様々な力学を検討するために不可欠な作業である。例えば、そうしたポイントの1つに「家」の存在がある。

近代史家の小山静子によると、江戸時代の社会の基礎には「家」¹⁾があり、子どもは、家名・家産・家業を体現した「家」を存続させていくための存在とみなされていたという。そして、子どもは「家」が所有する存在としてとらえられており、「家」を継ぐべく育てられた。

こうした「家」を取り巻く状況の下、子育ては「家」存続の論理から象られていく。「家」にとっては、「家」を存続・発展させていくことがもっとも重要な問題であり、その責任を負っていたのは家長であった。ゆえに、家長である父親が子育て、とりわけ子どもの教育に対して権限や責任を負っていた。例えば、江戸時代には多数の子育て書が刊行されているが、それらはもっぱら男性を読者と想定して書かれていたという。特に武士階層においては子育ては父道の一環であり、子育ての方針は家訓であった。一方で、現在のわれわれからすると信じがたいことであるが、母親の子どもへの愛は否定的に、教育を阻害するものとしてとらえられていたという（小山、2002：12-16）。ただし、母親が実際に子どもの養育を行っていなかったということではなく、子育ての方針は父親が決定するものであり、母親は夫の意思に随って実際の養育に当たるべきものと考えられていたのである。

他方で、こうした「家」を取り巻く状況は一個の独立した体系として存在していたわけではなく、共同体と密接な関係性を持ち、共同体の下で存続していかねばならなかった。「家」は様々な社会集団の中に組み込まれていたため、それぞれの家族は、「家」としての

まとまりをもちつつ、これらの社会集団の中に位置づけられ、相互に依存・監視し合いながら生きる家族であった²⁾ (小山、2002 : 24)。

したがって、子どもは「家」の子どもであると同時に、村の子どもとしても承認され、育てられていく必要があった。ゆえに親たちは、家業を次ぐために必要な知識・技術のみならず、隣近所や親戚、寺社との付き合い方や村祭り・冠婚葬祭のときのしきたりなど、村で生きていくために必要な知識も子どもたちに伝えていった。親にとっては、子どもを単に「家」の跡継ぎとするのみならず、共同体の中で「一人前」「人並み」の存在にすることが重要であり、共同体のまなざしが常に意識化されていたという (小山、2002 : 27-28)。

また、「共同体の子ども」という側面は、「取上親」、「乳親」、「拾い親」、「名付親」、「仮親」など血縁関係によらない擬制的親子関係の存在にも見て取れる。これらは、家族外に子どもの成長に関心をもって見つめる他者が存在していたことを示しており、母性愛神話で強固に信じられているような「母性愛の偉大な力さえあれば、子どもは生まれ育つものである」という考え方を見つけるのは難しい。「子は神から授かるものであり、かつ生れた子供は超自然的な力の加護を得て、はじめて育つのである。しかもその超自然的な力は親だけではなく、子供をとりまく社会の多くの人々を通じて具現されるのだ」という考え方からは、現代社会で支配的なものとは異なる子育てをめぐる習慣やイメージが確認できる (原・我妻、1974 : 14)。また、産育について論じている船橋恵子は、民俗学で「産育」というとき、たんに母親が産み育てることを意味しているのではないこと、産育は本来、地域のシステムであったことを指摘している (船橋、1992 : 46)。

産育の習俗以外にも、村の子どもという子どもの位置づけを示すものとして子供組・若者組・娘組などがあり、それらは「群れの教育」で重要な役割を果たしていた。また、村がコミュニティとしての結合を保っていた時代には、「村がら」と呼ばれる「村の風儀」が子どもの人格形成に影響を与えるなどとも考えられていたという (原・我妻、1974 : 57-76)。

以上でみてきたように、かつて、子どもは「家」の子どもであるとともに共同体の子どもであった。家族は共同体に対して開かれ、子どもが共同体の一員としてとらえられていたのであり、子育ては共同体のなかで多様な人々によって担われていたのである³⁾。

2. 共同体からの家族の自律と国家による管理

戦後日本の家族研究を牽引してきた森岡清美は、明治以降の日本の近代化の過程で、家族が共同体から独立し、自律性を確保してきたと指摘している。森岡は、その一方で、家

族と国家との関係が強まっていったことにも注意を促している。明治4年(1871年)に戸籍法が制定され、戸籍制度が開始されたことによって、家族は国家から直接的に把握される存在、国家の基礎単位となったからである。ちなみに、「家族」という用語は日本において、明治になって作られたものであり、明治民法では、戸主の親族でその家にある者、および戸主の配偶者が家族と規定された(森岡、1993:82)。

加えて、先述の小山は、明治初期の一連の政策の影響について重要な指摘をしている。家族が共同体の外的強制から自由になるのはあくまでも制度上の変化であるため、実際には、それ以前と大差のない生活が営まれ、子どもは村の子どもとして育てられていたという状況である。ただ一方で、人々が共同体の中で相互に依存・監視し合いながら生きていた社会の仕組みは制度上なくなっていったことも確かである(小山、2002:45-46)。

そして、明治以降の近代化の進展とともに、教育の担い手が父親から母親へと転換していった。家業の継承を目的とした子どもの教育が重視され、とりわけ武士階層においては子どもに家業を継承させるために家長である父親が教育する必要があった先述のような状況は、変化していく。例えば、官公吏や教員などの近代的職業に従事する者たちが現れはじめ、家業の継承を目的とした子どもの教育が意味をなさなくなったことを背景に、父親は子どもの教育から撤退していくこととなった。

そうした変化と並行して、学校教育の重要性が高まり、また、家族における教育の担い手として母親が注目されるようになった。明治18年(1885年)7月20日から明治37年(1904年)2月15日まで発行された女性のための啓蒙雑誌である『女学雑誌』では、家庭(ホーム)という新しい家族のあり方と、女性の役割、母の役割、女子教育が論じられている。家族研究、とりわけ社会史の流れを汲むアプローチがこれまでに明らかにしたように、家庭は子どもの教育に積極的な関心を示す場として形成され、子どもは大人とは異なる存在として位置づけられていくことになる。こうした家庭において子どもは、もはや家内労働力としてとらえられることはなく、愛護され、教育される存在、細やかな愛情を注がれ、注意や関心が払われるべき存在となっていた。さらに、家庭には「男は仕事、女は家事・育児」という、近代的な性別分業が想定されていた⁴⁾。

いわば、明治以降の日本の近代化のなかで浮上するこれら「家庭」論においては、「一家團欒」が理想とされ、家族成員の心的交流に高い価値が置かれており、非血縁者である奉公人は排除され、家族的プライバシーの進化が始まった。そして、家庭の内部を夫婦と父系の血縁関係のみによって成り立つ私領域とみるようになり、家庭が外界から閉ざされた

ものになるとともに、家族成員とそうでないものの区別が明確化していった（山本、1991：90）。

さらに明治20年代後半になると、家庭という言葉が冠した雑誌が発行されはじめ、ここでは家庭や家庭教育のあり方が論じられていった。特に明治30年代から40年代にかけて多くの家庭教育書が発行され、体系的に論じられるようになった。家庭教育論で子育て、子どもの教育の担い手として特に期待されていたのは母であり、その果たすべき役割の重要性や取るべき態度が繰り返し説かれている。それは、子どもを育て教育するのは、女性の「本分」「天職」とされたからである。明治後期には、母による家庭教育が学校教育を補完する役割を果たすという体制が、言説の上で成立した。

以上みてきたように、明治期においては、家族は地域共同体から独立し、国家から直接把握される存在となった。それは、家族が公的な性格を失い、私的な存在となっていくことでもあった。その中で、子育て・子どもの教育は、共同体に開かれたものから家庭の母親の責務へと変容していくこととなった。つまりこの時期には、家庭と呼ばれる土台となるような言説が形成されたといえる。

3. 家庭の出現と子育ての私事化の萌芽

さらに、こうした動向に加えて、日露戦争後の1910年代から1920年代にかけて進展する都市化もまた、子育てを取り巻く重要な変化であった。都市化の過程で、工場労働者階層とともに1つの社会階層として本格的に登場し、第一次世界大戦後、自らの生活構造を形成・確立したのが、新中間層である。新中間層とは、頭脳労働という労働形態、俸給という所得形態、資本家と陳労働者の中間の社会階層的位置、生活水準の中位性、という4つの特徴をもつ社会階層である（寺出、1982）。彼らは、明治20年代から言説として語られていた家庭を実体化していった。

この新中間層は全国的には全階層の6%から7%、東京においても21%と少数で、地方には農山漁村の家族、都市には労働者の家族や下層民の家族と、さまざまな家族が存在していた。しかし、新中間層がつくった家庭は、その後、子育ての面でも夫婦関係の面でも新しい家族のモデルとして大きな影響力をもっていく。1960年代の高度経済成長にともなう都市化、サラリーマン化の過程で一般化していったいわゆる「近代家族」の姿を先取りするものだったからである。

彼ら新中間層は、生産手段を私有しない雇用者であり、その多くは進学や就職のために

地方から都市へ移り住んだため、農村などの共同体に見られた地縁・血縁関係も持たなかった。そして、彼らが立身出世をするためには、個人の努力、技能・儀式の習得や向上が必要不可欠であり、高い学歴を得ることがよりよい生活を保障する唯一の手段と考えられていた。

こうした理由から、新中間層の人々は学歴主義へと傾倒することになり、この性格は子育てにも反映された。新中間層の人々は、育児書を頼りに熱心に子育てを行った。そして、人並み以上に生きていける子どもを育てることを親の務めとし、親の責任を強く感じるようになっていったという（沢山、2007：18-20）。

また、新中間層の台頭とともに、家庭教育に対する社会的関心も高まっていく。例えば、大正期の家庭教育書の論調は、明治30年代から40年代にかけての家庭教育書と似ていたが、そこでは家庭教育の担い手として父母、とりわけ母が重視され、学校教育と家庭教育の相補性も指摘されていた。つまり、明治30年代の家庭教育論においては、理念としてのみ記述され（実情としてはまれであった）母性をめぐるイメージが、新中間層の登場によって、大正期に普及、定着していったのである（小山、2002：162）。

母性という言葉は *motherhood* の翻訳語であり、大正中期に使われはじめた言葉である。家庭のあり方が広まっていくのにしたがって、母性愛という言葉は、明治から大正、対象から昭和へと、愛という言葉と結びついて急速に広がった。つまり、母が子どもの教育に適任であるとされ、その考え方を補強するための理論装置として、母性概念が登場したのである（沢山、1979）。

そして、女性は母性をもっているがゆえに、子育てに適し、子どもへの愛情や献身的態度が可能であると語られていった。身体的な母性機能と精神的な母性愛とが堅く結ばれ、その結果、母と子どもの結びつきは「自然に備わったもの」「先天的な本能」と見なされて、より強固なものとなっていった。この価値観は、子育てや子どもの教育に専念できた新中間層の妻たちに広く受け入れられていく。しかし、母親による子どもへの手厚い教育は、社会との関係性が希薄化した、社会に対して閉じた家庭の中で行われるものであった。新中間層の家族の多くが、伝統的な共同体から空間的に切り離された存在であり、しかも生産機能をなくした家庭は、新たな地域共同体とのあいだに密接な関係性を作ることが難しかったからである（小山、2002：169）。

以上みてきたように、大正期においては、家庭が実体化するなかで、新中間層の間に、いわゆる「近代家族」が誕生したといる。また、母性概念の登場とともに、母親を子育て

や子どもの教育へと向かわせたのである。

4. 母性の強調と私事化の進展

母性の強調と母親のみによる子育てという「常識」の形成。戦後の日本社会で、子育てをめぐる形成されてきたイメージや言説を考える上で、それらは非常に重要なものである。

戦後、新憲法のもと、新しい民法が制定され、「家」制度は法制度上廃止された。そして、高度経済成長期には技術革新により産業構造が大きく変化し、農家が減りサラリーマン家庭が増加した。それにともない、夫婦を中心とする核家族世帯も増えた。高度経済成長期には、地方から都会への労働力移動も活発化し、就職のために故郷を離れて都会へ移動した若者たちが、移動した先で結婚し新しい世帯を形成したことも核家族化を促進したといえる。このような制度や社会状況の変化は、家族や子育てにも様々な変化をもたらしていた（沢山、2007：68）。

「家」制度のイデオロギーが生活の中から少しずつ消えていったことや核家族化の進展により、かつて「家」や村によって担われていた子育てや家庭教育がすべて母親の役割になってきた。核家族化の進展は、家族機能の縮小、喪失という方向をもたらした一方、子どもの養育・教育の家族機能がより重要視されるようになったのである（堤、1992：159）。横山浩司は、1960年代のスローガンは「少ない子どもを良い子に育てる」であったと指摘している。そして同時に、子どもへの関心も身体・健康面から心理・知能面の比重が大きくなっていったという（横山、1986）。

1970年代に入ると、子どもの養育責任は母親の手にまかされ、父親たちは子育てを担えない・担わないという「父親不在」の育児状況が加速していく。宮坂靖子の整理によると、1970年代は母性が強調される一方で抑圧されていく時代であり、3歳児神話が隆盛にした時期でもある。3歳児神話とは、「子どもが小さいうちは母親は子育てに専念すべき」と母親の育児責任を強調する規範である。田間泰子は、3歳児神話は、夫婦間の性別分業と、母親が少数の子どもにたっぷり愛情を注ぐという近代的な家族のあり方のもとで初めて成り立つ歴史的産物であることを指摘している（田間、2006）。

以上のように、主に1960年代から70年代前半にかけての高度経済成長期には、サラリーマン家庭の増加とそれともなう核家族化の進展によって、子育ての責任が母親へと集中することになった。日本においては、大正期に一部の新中間層で誕生した「近代家族」が、

産業化の進展によって大衆化していったのが、まさに高度経済成長期である。それは、生産労働を担う夫と、その労働力を再生産し、家庭責任を一身に担う妻という性別分業を基盤とする家族の大衆化を意味している(天童、2003:25)。主婦であり母である女性たちは、「良質な労働力」としての稼ぎ手男性の労働力の再生産と、将来のよき労働者となる子どもの育成の役割を割り振られることになる。家族の健康管理と子どものしつけ・教育の責務を担う「社会化エージェントとしての母」の生成と再生産を補強したのは、当時の国家戦略としての家族政策と学校教育の両輪であった(天童・堀:2008:105)。

また1970年代には、久徳重盛の『母原病』が出版されている。母親が原因で増える子どもの異常を「母原病」と呼び、子どもが幸せな人生を送りうるかどうかは3歳までのスキンシップにかかっていることを、精神科医の久徳が「科学的」に証明した(久徳、1979)。この本は当時ベストセラーとなったのであり、この時代はまさに、子どもの異常の原因を全て母親に押しつける時代だったといえる。母親に対するこのような社会のまなざしは、母親たちに過度の子育て負担を課すことになった。そして、母親の育児不安や育児ノイローゼが顕在化していったのも1970年代であった。

このように、高度経済成長期を通じて、母性神話の構築と母親に対するそれらの強調がなされてきた一方で、1980年代になると、母性神話に対する懐疑と抵抗が生まれてくる(宮坂、2000:31)。育児ネットワークづくりを目指す活動がなされていくのもこの時代である。落合は1980年代後半に、同年齢の子どもをもつ母親たちが、孤立した子育てを担う中で、自発的かつ自然発生的に地域の育児ネットワークを生み出していることを指摘している(落合、1989a)。

また1980年代は、女性の就労率が高まった時代でもある。女性の専業主婦率が最も高くなったのは1975年である。総務省の「労働力調査」によると、女性の労働力率は、そのボトム(M字の底)が1975年には42.6%だったが、1985年には50.6%へと上方に転じている(内閣府、2009)。このように1980年代は、専業主婦世帯が減少し始めるとともに共働き世帯が増加しはじめた時期でもあり、女性の人生にとって母親であること的位置づけが変化していったと考えられる。矢澤・国広・天童(2003)は、1980年代以降、「母」が変容していったと分析する。そして、「母」の変容により「子どもという価値」が高まったことを指摘している。「晩婚化や出産年齢の上昇により、女性が出産前に職業上のキャリアを積む期間が長くなった結果、出産・育児によって女性が「失うもの(キャリアや所得)」は、より見えやすくなっている。

そして、子育てと仕事の両立が困難なこうした状況では、両者は二者択一の関係になる。以前は、キャリアの達成は少数の女性にしか望めないものであったが、80年代以降、とりわけ男女雇用機会均等法の施行以降に職業に就いた女性たちにとって、それは望めば手が届くはずのものである。そのため、出産退職した女性たちは、キャリアを断念しなければ得られたはずのものを子どもの価値で補填する必要が生じている。このような状況のもと、「子どもの価値」は「女性が母になること」によって生じる子育てコストを度外視するに足るレベルまで高騰するとともに、母親であることが、女性の自己実現の目標として絶対的なものとなっていくことになった（国広、2003：178-179）。

5. 子育ての社会化という問題構制

1980年代以降の「母」の変容と「子どもの価値」の上昇が継続していく中、1990年代になると、父親の再発見、両親による共同育児のイメージが強くなっていく。1999年に当時の厚生省が提唱した「育児をしない男を、父親とは呼ばない」キャンペーンは、子育ては男女が共に担うべきものであるという「ジェンダーに敏感な」メッセージである。ただし、「父親の再発見」は多様な意味を持っている。「父親の育児参加」言説には、ジェンダー平等的な「開かれた父親」の育児関与を促すものがある一方で、80年代の校内暴力やいじめ問題などの問題の背景に、家庭における「父性の衰退」や「父権の喪失」があるとし、それらの復権を目指すもの（林、1996等）もあった。

また1990年代は、「子どもがかわいく思えない」現象、「子どもを愛せない母親」現象が一般化していった時代でもある。1970年代の「母性強調」の時代においても、1990年代においても、子育ての大部分を女性が担っている状況に変わりはない。しかし、1990年代には、子どもがかわいく思えない気持ちや子どもに対してイライラしてつらくあたる自分を表現することが許されるようになり、「抑圧」の閉塞から表出へと変化したと宮坂は指摘している（宮坂、2000：27）。村田（2004a）も1990年代以降、母親たちは子育てのつらさを訴えるようになってきたと述べる。以前のように子育ての負担を1人で抱え込んで「良き母」になろうとするのではなく、子育てという実践を他者に開いてゆくことに対して積極的になったと指摘する⁵⁾（村田、2004a：105）。

原田正文は、1980年に大阪で、2003年に兵庫で、子育て実態調査を実施し、20数年間の子育ての変化を明らかにしている。それによると、「育児不安、育児での迷いや自信のなさ」、「育児におけるイライラ感」などの精神的ストレスが、20数年間で増大している。「育

児でいららすことは多いですか」という質問に対しては、1980年から2003年の間に、どの月齢でも、イライラを感じると回答している人が2倍から3倍に増えている。子どもが1歳半の場合は、イライラを感じていると回答した人は、1980年は10.8%であったのに対し、2003年では31.8%となっている。月齢が上がるほどイライラが増加し、3歳児では、1980年には16.5%であったのに対し、2003年では42.8%がイライラを感じていると回答している（原田、2006）。これらの背景には、様々な要因が複雑に絡み合った子育て状況があると考えられる。子どもを持つことは女性の「自己選択」になったかに見える現代においては、「子育て期」の不満や葛藤、子育ての失敗などが、自己責任にされやすくなる。このような状況において、一身に子育てを担う女性たちは、私化の極限状況に追いつめられ孤立している可能性が高く、このような状況が「育児におけるイライラ感」の増大の背景にあるのではないだろうか（国広、2003：179）。

このような状況を改善すべく、近年では子育て支援政策や活動がなされ、その範囲は拡大するとともに、内容的にも充実が図られている。しかし、2000年以降においても、母親を中心とする親の子育て負担感が軽減しているとはいえない。そして、自分の生き方より子育てを優先する母親がここ数年で増加していることが近年の調査で明らかになっている。ベネッセ次世代育成研究所は首都圏の乳幼児をもつ保護者を対象に、乳幼児の生活の様子、保護者の子育てに関する意識と実態をとらえることを目的に「幼児の生活アンケート」を1995年から5年ごとに実施している。2005年と2010年の調査結果を比較すると、この5年間で、自分の生き方より子育てを優先する母親、子どものしつけに対して厳しい母親が増加していることが指摘されている。「子育ても大事だが、自分の生き方も大切にしたい」と回答した割合が62.5%（2005年）から55.3%（2010年）と7.2ポイント減少しており、「子どものためには、自分ががまんするのはしかたない」と回答した割合が、37.5%（2005年）から44.7%（2010年）と7.2ポイント増加している（ベネッセ次世代育成研究所、2011）。2000年以降において、母親が、自分の生き方よりも子どもを優先する志向が強まっているのである。

本章では、日本の家族と子育てをめぐる状況が、戦前戦後を通してどのように変容していったかについて先行研究をもとに整理した。そこでは、子育てが地域共同体に開かれていた近代化以前の社会から、近代化を経て家族に閉じられたものへと変容していったことを確認した。すなわち、前近代社会においては、「家族の境界」が強く意識されることはなかったが、近代化の過程で、次第に「家族の境界」が立ち現れてきたと考えられる。1990

年代以降は、少子化が進行する中で子育て支援政策が実施され、「子育ての社会化」という一見すると家族に閉ざされた子育てを再び社会へと開いていく動きが見られる。しかし、それは「家族の境界」の揺らぎを意味するのだろうか。「子育ての社会化」が進行する局面においてこそ、「家族の境界」の生成・変容をめぐる複雑なせめぎ合いがなされているのではないだろうか。これについては、次章以降で詳しくみていく。

〈注〉

¹⁾ ただし、江戸時代の「家」と明治時代の「家」は異なる。小山は、江戸時代の「家」は「いえ」と平仮名で表記し、明治時代の「家」と区別している。小山によると、江戸時代の「いえ」は公的存在意義をもっていたのに対して、明治以降、「家」は私的存在へと変化した（小山、2002：50）。制度的レベルでいえば、明治以降、「いえ」の家業・家産・家名の一体性は崩れていったのであり、「家」は家名によって体現された観念としての存在になっていった（小山、2002：53）。

²⁾ 人々が村落共同体と不可分の関係をつくらざるをえない理由としては、農業をつつがなく行っていくために経済的にも精神的にも相互に強いつながりをもつ必要があったという生活上の理由に加えて、村請制という江戸時代の農民統治システムの存在や五人組制度の存在など制度上の理由も存在していた（小山、2002：25-26）。

³⁾ ただし、その共同体自体は、他の共同体と密接な関係性をもっているわけではなく、基本的には共同体として閉じたものであった（小山、2002：33）。

⁴⁾ ただし、この時期には、あくまでも論じられる対象として家庭が登場したのであり、家庭と呼ばれる家族の成立は大正期になってからである。

⁵⁾ また村田は、政府の児童虐待対策の一環として、専業主婦の子育ての苦悩や葛藤が可視化されるようになったと指摘している（村田、2004a）。

第3章 日本の育児・家族政策の変容と「家族の境界」－児童福祉法を中心に

第2章では、日本の近代化の過程で、家族のあり方や子育ての担い手がどのように変容してきたかを「家族の境界」の視点からみた。本章では、政策において「家族の境界」の捉え方がどのように変容してきたのか、あるいは変容してこなかったのかを児童福祉法を中心に論じる。

1. 国家によるケア・ケアの場の定義と児童福祉法

2008年の児童福祉法改正において、具体的な「子育て支援事業」が法定化された。法定化された新たな子育て支援事業は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、家庭的保育事業と本論文で取り上げる地域子育て支援拠点事業の5つである（詳細は後述）。子育て支援に関する事業を法律上に位置づけることにより、質の確保された支援事業の普及・促進をはかるとされている（山縣、2009：65）。また、子育て支援がたんに少子化対策としてではなく、「子どもの健全育成と生活保障」を理念とする児童福祉の支援として位置づけられたことを意味する（渡辺・橋本、2011：17）。本章では、いまやこのように「子育て支援事業」を規定するようになった児童福祉法を中心とする児童福祉政策に着目し、国が「家族の境界」をどのようにとらえてきたかを概観する。児童福祉法を中心にみるのは、樽川典子が指摘するように、政策としての児童福祉のサービスのあり方は、基本的には児童福祉法によって定められているうえ、児童福祉法は、児童に関するすべての政策の基本原則を定める基幹的な法律だからである（樽川、1998：51）。国が家族についてどのように規定しているかをみる法律としては、児童福祉法の他に民法や学校教育法なども考えられる。例えば民法においては第877条で扶養義務が、第881条では扶養を受ける権利が規定されている¹⁾。また、学校教育法においては、学校との関係で家族を規定している。このように、国が「家族の境界」をどのように捉えているかをみる法律は複数あるが、今回は子育て支援をテーマとしているため、子どものケアについて規定している児童福祉法を取り上げる。

ではまず、児童福祉法とはどのような法律なのかをみておこう。児童福祉法は1947年に成立した法律であり、戦後の救貧対策として始まった。戦争浮浪児や引揚孤児の保護、栄養不良児などに対する保健衛生対策を講ずる必要があったことが、児童福祉法成立の契機であった²⁾。同法は、要保育児童のみを対象としたものではなく、次代を担うすべての児童

を対象としており、その健全な育成、福祉の積極的増進を目的とした画期的なものであり、児童に関する総合的な法律といえる³⁾ (山縣、2009 : 61)。また、児童福祉法は日本で初めて法律名に「福祉」の用語が使用された法律でもある (成清・曾田、2003 : 44)。

児童福祉の理念および児童福祉保障の原理は、第1章の総則 (第1条―第3条) で明らかにされている。理念として、第1条に「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とある。また第2条では、児童を育成する責任として「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定めている。これらの規定は、児童福祉を保障するための原理であり、第3条には、「すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない」ことが明記されている。すなわち児童は、生存と発達のために、生活の保障と愛護を必要とするのみなされている。そして、児童の育成の責任は、第一義的に保護者に求められ、保護者がその責任を十分に果たせないとき、国と地方公共団体がその役割を補完、代替しあるいは保護者を援助するものと捉えることができる (樽川、1998 : 52)。このようにみると、児童福祉法は子どものケア・ケアの場について国家が定義している法律であると捉えることができるだろう。

ところで、こういった児童福祉法の理念を支えている思想の1つは、基本的人権思想であり、これをさらに補強しているもう1つの思想が近代家族観であると樽川は指摘している。無垢でか弱い子どもは、大人とは異なる未完成な弱者であると考えられ、子どもの成長には親とくに母親の愛情に依拠した養育が重要であるとみなされている。当たり前のようにみえるこのような家族観は、近代化とともに登場したものであり、これによって、家庭での養育責任をまず優先する法の理念が支持されているのである (樽川、1998 : 52)。

東野充成は、子どもに関わる制度の背景には特定の子ども観が存在し、それぞれの言説や仕組み等を枠づけていると指摘している (東野、2008 : 8)。この指摘を受けるならば、子どものケアについて規定する児童福祉法や児童福祉政策の背景には、特定のケア観、家族観が存在し、その言説や仕組みを枠づけていると考えることができる。ゆえに本章では、児童福祉法を中心に、日本の戦後の児童福祉政策の変容過程を追うことを通して、その背景にあるケア観、家族観が時代とともにどのように変容してきたのかをみていく。言い換えるならば、国家は、子どもへのケアをめぐる家族と国家の配分の捉え方をどのように変容させてきたか、すなわち、国の「家族の境界」の捉え方はどのように変容してきたかを

その時代状況とともに検討する。

2. 児童福祉法と保育政策の展開

(1) 「保育に欠ける」児童への介入：戦後-1973年

戦後の児童福祉政策は、保育政策を軸に展開していった。児童福祉法成立当初は、保育所は保護者の所得に関係なく子どもを保育する児童福祉施設としてスタートした。児童福祉法第39条は「保育所は日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設である」と規定し、すべての乳幼児が対象とされていた。戦後の厳しい生活状況のなかで母親の就労が選択の余地のないものだったことが、保育を社会的に保障していく必要性へとつながったと考えられる。しかし、理念としてはすべての児童を対象としながらも、現実には救貧的、戦後処理的施策が中心であり、乏しい財政と施設の不足から、保育所に入れる児童の範囲は徐々に狭められていくことになった（横山、2004：70）。次第に、家庭での養育を前提とするようになり、保育所はそれが不可能な低所得層の児童に対して、家庭保育を補完する施設へと限定されていったのである。またこの時期には、「女性は外で働くべきではない」「子育ては家庭で行うもので、社会が担うべきではない」という論調が強まったことも指摘されている（横山、2004：71）。ここで、児童福祉施策の基盤整備の一つとして、1948年に、「国民の祝日に関する法律」が交付され、5月5日を「こどもの日」として国民の祝日にする事となったことについてみておこう。これについて、『厚生省五十年史』（1988）では次のように述べている。

我が国では既に戦前から5月5日は児童保護にかかわる日とされ、乳幼児保護宣伝デー等各種の行事が行われていた。この日を戦後早々、あらためて「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」日と規定したことは、児童福祉法の理念を普及・定着化させる上で大きな意義があった。（厚生省、1988：782）（下線は筆者）

ここでは、「こどもの日」は子どもの人格の尊重と幸福の追求に加えて「母に感謝する」日と規定している。そして、そのように規定したことは、児童福祉法の理念を普及・定着化させる上で大きな意義があったと述べられている。このことから、児童福祉法の理念では、児童の育成の第一義的責任を児童の「保護者」にあると規定しながらも（第2条）、実

際には「母」を想定していたことが推察できる。

このような風潮のなか、1951年に児童福祉法が改正され、第39条の保育所への入所要件に「保育に欠ける」の字句が挿入された。そして、1961年の児童局長通達で保育所の入所措置基準が詳細な7項目に規定された。それによると、「保育に欠ける」とは、以下の①～⑦の理由により子どもの保育ができない状態をいうとされた。

- ①母親が居宅外で労働する場合
- ②母親が居宅内で労働する場合
- ③母親のいない家庭
- ④母親の出産・疾病等の場合
- ⑤母親が病人等の看病に従事している場合
- ⑥災害等の場合
- ⑦その他

ここでは、父親の状況は考慮されておらず、母親が保育できないことが「保育に欠ける」基準となっている（横山、2002：63）。このことから、この時期には、家庭での母親による子どもの養育が前提とされていたと考えられる。しかし、高度経済成長期でもあったこの時期には、現実には、女性の雇用労働力化が進み、保育ニーズは高まる一方だった。行政の保育対策は量、質ともに不十分だとして、自ら保育所をつくろうという共同保育所運動が始まり、ゼロ歳児保育などが実践されるようになった時期でもある（横山、2002：63）。ところが国は、このような保育ニーズの増大に対して「母親よ家庭へ帰れ」と唱えて保育所の増設に難色を示し、従来の厚生省児童局の名称を児童家庭局に改めることを通じて子どもにとっての家庭の重要性を訴えたとされている（庄司、1998a：3）。

さらに、こうした児童福祉を取り巻く様々な動向を背景として、児童福祉の理念を明確に再認識する役割を果たすことになったのが1951年5月5日に制定された「児童憲章」であった。その第2条では、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。」と定めている。ここでもやはり、児童は第一に「家庭」で「正しい愛情と知識と技術をもって」育てられるものであることが述べられている。

この傾向は1960年代に入ってからも続いていく。1963年7月に中央児童福祉審議会保

育制度特別部会⁴⁾が提出した「保育問題をこう考える」と題する意見具申のなかで、保育のあり方について7つの原則が次のように掲げられている。

- ①両親による愛情に満ちた家庭保育
- ②母親の保育責任と父親の協力義務
- ③保育方法の選択の自由と、子どもの母親に保育される権利
- ④家庭保育を守るための公的援助
- ⑤家庭以外の保育の家庭化
- ⑥年齢に応じた処遇
- ⑦集団保育

この保育の7原則においても、家庭保育の重要性や母親の保育責任が強調されている。また、ここでは近代家族を理念とした核家族モデルが想定されていると考えられる(下夷、1994: 258)。

1960年代後半になると、特に都市部において、乳児の保育に対する要望が増大したため、乳児保育の取り組みもなされるようになる。しかし、1968年2月に中央児童福祉審議会から出された「当面推進すべき児童福祉対策に関する意見具申」では、乳児保育についての基本的考え方および保育所における乳児保育対策の指針について次のように示されている。

2～3歳以下の乳幼児期においては、まず家庭において保育されることが原則でなければならないし、それが不可能な場合においても親密で温かい養護が与えられるよう処遇を手厚くする必要がある (厚生省、1998: 1227) (下線は筆者)

この指針等を踏まえて、厚生省は1969年度から乳児保育特別対策を実施することになったが、ここでもあくまで家庭保育原則が貫かれているため、乳児保育の実施は限定的なものとならざるをえなかった。

以上、戦後から高度経済成長期の児童福祉施策を概観したが、この時期には、子どものケアについて国家は原則として家族には介入せず、家族(とりわけ母親)が養育の責任を果たせないときー「保育に欠ける」ときーに初めて介入するというスタンスであったと考えられる。言い換えるならば、国家は「家族の境界」を強固なものとして捉えていたとい

えるだろう。

(2) 家庭保育原則の存続：1973年-1990年

高度経済成長の見返りに発生した生活問題に対し、経済優先から人間優先の福祉社会の実現が強調され、1973年は「福祉元年」と称された。しかし、同年10月のオイルショックによって日本経済は打撃を受け、低成長の時代をむかえることとなったため、「福祉2年」は訪れることなく「福祉見直し」が行われた（成清・曾田、2003：46）。政府は社会保障関係予算、特に高齢者福祉と乳幼児保育の予算削減を図り、それを家庭による私的扶養で代替しようとしたのである。

この頃、厚生省は、社会的・経済的変動にともない児童をめぐる生活環境も、家庭も大きく変化したとの認識を示し、その結果、「児童の心身の発達にゆがみを生じるようになってきた」と述べている。その要因として、都市化の進展等による自然の遊び場の不足や近隣の交友関係の不足等を挙げているが、特に問題とすべきものとして「母性愛の喪失や父親の妻子に対する責任感の希薄化傾向が表れてきたこと」を挙げている（厚生省、1988：1755）。ここには「母性愛の喪失」への危機意識がみられる。そして、このような認識のもと、1974年11月には、中央児童福祉審議会が健全育成対策に関し「今後推進すべき児童福祉対策について」を答申し、家庭での保育の意義と役割について次のように述べている。

乳幼児の情緒の安定、健全な人格形成のために固有の意義と役割をもつものとして、家庭での保育は不可欠の要素、条件であり、親密で継続的な親子関係もしくは母子関係の樹立及びその維持を中心とする家庭の人間関係の安定が必要であることは、変動する社会においても変わることのない原則。（下線は筆者）

ここでは、家庭保育の原則は、社会状況が変化したとしても「変わることのない原則」とであると述べられている。さらに、1976年に発表された政府の『昭和五十年代前期経済計画』は、「国民の福祉の向上は、そのすべてが政府の手によって実現されるべきものではなく、個人、家庭、企業の役割や社会的、地域的連帯感に基づく相互扶助が重要」と主張している。政府の公的福祉によってではなく、相互扶助によって国民の福祉を向上させることの重要性が説かれているのである。そして、続く1979年には、「新経済7ヵ年計画」が閣議決定され、「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率の

よい政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」という、いわゆる「日本型福祉社会論」が展開されることとなった。1978年度の『厚生白書』では、欧米諸国に比較して三世代同居率が高いことについて、「同居という、我が国のいわば『福祉における含み資産』」と記されている（厚生省、1978：91）。すなわち家族は、高齢者の介護や扶養、子どもの世話などケアの担い手として期待されていたのである。下夷美幸は、このような状況に対して「安定成長期になると、社会保障が家族を支えるという関係から、家族が福祉基盤として社会保障を支えるという関係へと、両者の位置が逆転している」と述べている（下夷、1994：260）。この時期は専業主婦率が上昇した時期でもあり、1975年に専業主婦率が最も高くなっている（内閣府、2009）。この時期には女性たちは、家庭の中でケア役割に専念し、公的な福祉責任の負担軽減を図る役割を担っていたといえる。

その後1980年代に向かうにつれ、女性の専業主婦率は下がるとともに労働力率は上がり、保育ニーズの存在も認知されていたが、1980年代には保育政策の抜本的改革はまだなされなかった（横山、2004：77）。

ただし、1970年代と比較すると、1980年代には母親による家庭保育を求める論調は次第に弱まっていった。例えば、1984年12月に中央児童福祉審議会が行った「児童手当制度の当面の改革方策について」の意見具申では、社会全体が育児を支えていくことの必要性が述べられている。

社会・経済的基盤を安定的に維持・充実していくためには、子を生み、育てることをすべて親に委ねるだけでなく、社会全体が児童についての関心を高め、その養育に係る費用を公的にも分担する制度を定着させる必要がある。（下線は筆者）

しかし、育児を社会的に支援しようという考え方が見え始めるものの、「保育に欠ける」乳幼児に限定されていることに変化はなく、家庭保育の原則も消え去ったわけではない（横山、2002：189）。1988年11月に発表された中央児童福祉審議会の「今後の保育対策の推進について」のなかでも、育児を社会的にサポートしようという考え方は示されたが、「保育に欠ける」という条件が付与されたままである。

乳幼児期は、将来にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、適切な養育環境のもとでその心身の健全な発達を図っていく必要がある。保育所は、地域や家族

と相携えて、保育に欠ける乳児に対して養護と教育を一体化した保育を行うことにより家庭養育を補完しながら、児童の健全な育成に大きな役割を果たすべきである。

(下線は筆者)

1980年代は、家庭保育の原則は若干弱まりをみせるものの、出生率の低下がそれほど深刻な問題となっていなかったことなどから、まだ育児の社会化、政府による育児支援を積極的に打ち出すには至らなかったのである(横山、2002:187)。すなわち、高度経済成長期からの家庭保育原則が1980年代まで基本的に維持され続けたのであり、国家は原則として家族に介入しないという「家族の境界」を強固なものとして捉える時代が続いていたといえる。

3. 児童福祉法の新展開と子育て支援の推進

(1) 「家族支援」の登場：1990年代

1990年前後から、日本の福祉政策には大きな変化があったことが複数の論者によって指摘されている(藤崎、2000a; 樽川、1998; 横山、2002; 下夷、2007等)。このような変化の一つの契機は1990年の「老人福祉法等の一部を改正する法律」、いわゆる福祉関係8法の改正である⁵⁾。これは、老人福祉を中心に社会福祉の各分野で、入所施設サービスから市町村を実施主体とする地域福祉型のサービスへと転換する契機となるものであった。児童福祉については、身体および知的障害児を対象とした児童居宅生活支援事業(児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業および児童短期入所事業)が新たに児童福祉法の本文に規定された。加えて、ひとり親家庭養育支援事業(90年)、父子家庭等児童夜間養護事業(91年)、一時保育促進事業(90年)、父子家庭等支援事業(96年)などの諸サービスがこの時期に新設されている。生活の場で利用できるサービスの種類が増えたのであり、サービス体系の理念が地域福祉型へと移行していったといえる(樽川、1998:58)。

また、このような地域福祉型への理念の移行に加えて、1990年代以降の福祉政策動向の特質として「家族支援」「家庭支援」というキーワードを挙げるができる(樽川、1998; 藤崎、2003等)。これは、家族を公的な福祉責任の負担軽減を図る「支え手」とみなすのではなく、高齢者や乳児などの家族も福祉政策の対象としていこうとする政策理念の転換である(藤崎、2000b:112)。

この「家族支援」が社会福祉の政策論議において重要な論点とみなされるようになった

契機は少子化と高齢化の同時進行というドラスティックな人口学的変化だと考えられる（藤崎、2000：183）。児童福祉に関しては、とりわけ「1.57 ショック」が大きな契機となったといえるだろう。以下で詳しくみていく。

いまや子育て支援施策は、児童福祉政策において最も重視される施策の一つであるが、「子育て支援」という用語が国の政策においてはじめて明示されたのは、1994年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）であった。日本では1970年代後半以降、一貫して出生率低下傾向が続いていたが、1989年の合計特殊出生率が1.57であることが1990年6月に発表された。1966年の丙午の年の合計特殊出生率1.58を下回り過去最低を記録したことで、マスメディアは「1.57 ショック」という造語を報道し、少子化が社会問題として注目を浴びることになった。この出生率低下による「少子化問題」の登場が、児童福祉政策の転換の契機となったと考えられる。そして、少子化対策としての子育て支援政策が進展していくことになる。

エンゼルプランにおいては、①安心して子どもを産み育てられる環境の整備、②家庭における子育てを支援する社会システムの構築、③子育て支援における子どもの利益の最大限の尊重の3点が基本視点として掲げられている。すなわち、エンゼルプランの基本視点は、子育てしやすい環境の整備と家庭育児への社会的支援の拡充であるといえるが、あくまでも「家庭における子育て」を基本と考えていると辻由希は指摘している（辻、2012：66）。しかし、この基本スタンスに次第に変化が見られるようになる。

横山文野は、戦後ずっと根強かった「育児は個人的な事柄であり、家庭で母親が行うべき」という「家庭保育」重視の考えが、少子化の衝撃を受け、「子育ては家庭と社会のパートナーシップで」という考え方に替わったと述べている（横山、2004：79）。そして、救貧的な保育所観も1990年代に決定的に変わったという。保育所は、一部の困窮家庭のためのものから、共働き家庭を含めた保育を必要とする家庭のためのサービスへと変化していった。また、1998年度の『厚生白書』では、「3歳児神話」⁶⁾について、次のような見解を述べ、「合理的な根拠は認められない」と公式に断言している。

母親が育児に専念することは歴史的に見て普遍的なものでもないし、たいていの育児は父親（男性）によっても遂行可能である。また、母親と子どもの過度の密着はむしろ弊害を生んでいる、との指摘も強い。欧米の研究でも、母子関係のみの強調は見直され、父親その他の育児者などの役割にも目が向けられている。3歳児神話に

は、少なくとも合理的な根拠は認められない。（厚生省、1998）（下線は筆者）

さらにこれに続けて、「乳幼児期という人生の初期段階は、他者に対する基本的信頼感を形成する大事な時期であり、特定の者との間に「愛着」関係が発達することは大切」だが、「この基本的信頼感は、乳幼児期に母親が常に子どもの側にいなければ形成されないというものではない」、「愛情をもって子育てする者の存在が必要なのであって、それは母親以外の者であることもあり得るし、母親を含む複数人であっても問題視すべきものではない」と述べている。そして、「昨今の子育てについての過剰な期待や責任から、母親を解放していくことが望まれる」としている（厚生省、1998）。これは、戦後長らく続いていた「子育ては家族の私事であり、家庭で母親が行うべきである」という家庭保育を強調する国の考え方の変革を意味するのであり、画期的なことであった。子育てを家族のみに任せるのではなく、国や地方自治体が支援するという「家族支援」の考え方が強まっていったのである。これは、それまで自明視していた「家族の境界」を相対化するものだともいえるだろう。

このような「家族支援」の理念の一般化は、社会福祉政策が選別主義から普遍主義へと転換しつつあることのあらわれとみなすことができると藤崎宏子は指摘する（藤崎、2000a: 184）。この「家族支援」の理念、普遍主義の視点をより徹底させようとする動きが、1997年の児童福祉法の一部改正であり、戦後最大の児童福祉法の改正といわれた。この改正の最大のポイントは、保育サービスの選択制の導入である⁷⁾。それまでは、「保育に欠ける」子どもを保護するために市町村の措置（行政処分）により保育所入所が決定される仕組みであり、利用者が保育所を選択できなかった。この改正によって、保護者が各保育所に関する情報を十分に得た上で、その情報に基づき、子どもの個性や保護者の就労状況等に合った希望する保育所を選択できる仕組みとなった。「措置制度」から「利用者選択制度」への変更である（東野、2008: 24）。この大改正が行われた1997年度の『厚生白書』では、「新たな福祉施策の展開」という章のなかで、「子育て支援と児童家庭福祉体系の見直し」という節を設けている。そこでは、「児童と家庭をとりまく環境の変化」として、「子どもの最善の利益を尊重する考え方の定着」、「少子化の進行と子どもを取り巻く環境の縮小化」、「夫婦共働き家庭の一般化」、「家庭や地域の子育て機能の低下」が挙げられている（厚生省、1997）。とりわけ「夫婦共働き家庭の一般化」は、1997年の改正の中で保育政策の大きな見直しが行われた要因となっていると考えられる。家族員が総出で働かなければ生活

が成り立たない貧困家庭対策としてスタートした保育政策は、共働き家庭一般への対応策に対象範囲を広げていったのである。そして、同じ章の中には次のような記述もみられる。

出産や子育ては個人の生き方、価値観に深く関わる問題であるが、政府としても出産や子育てに意欲のある人々を支えられるような環境づくりを進めていく必要がある。特に、急激な少子化が進行している現在においては、前述のとおり少子化対策は大きな課題となっており、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めていくことは、我が国が活力ある福祉社会を築いていく上で、最も優先して取り組むべき課題の一つである。

また、そのためには、国、地方公共団体、さらには家庭、企業や地域社会が、協力して子育て支援型の社会を形成していく必要がある。(厚生省、1997)(下線は筆者)

すなわち、少子化という「大きな課題」を背景として、国は、これまで家族の私事としてきた子育てを、国、地方公共団体、家庭、企業、地域社会が協力して行う必要があるものとして認識を変化させるとともに、「子育て支援型の社会」を形成する必要性を主張しているのである。

以上、1990年以前は要保育児童への支援にとどまっていた子どものケアに関する国の論理が、1990年前後から子育てを担う家族に対する支援へと変化したことをみてきた。この時期の国の「家族の境界」の捉え方には揺らぎがみられたといえる。しかし、ここで対象となっていた家族は主に共働きの家族であり、施策としては、共働き家族の仕事と家庭の両立のための支援である保育所制度の整備が中心だったといえる。これが2000年以降になると、さらに対象の範囲を拡大していくことになる。

(2) 子育て支援の法定化と在宅子育て支援：2000年代以降

前項では、少子化の「社会問題」化を背景として、国は児童福祉施策を転換させてきたことをみてきたが、2000年代には、もう1つの新たな転換がなされた。そのきっかけとなったのは、結婚した夫婦の出生児数の減少という新しい傾向であった。これまでは、少子化の主な原因として、結婚に関する意識の変化、子育てと仕事の両立の負担感の増大、子育てそのものの負担感の増大などを背景とした晩婚化の進行等による未婚率の上昇が考え

られてきた。しかし、2002年1月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計（中位推計）により、未婚率の上昇に加えて、結婚した夫婦の出生児数の減少という新たな傾向が認められたのである（厚生労働省、2002）。この変化を受けて2002年度の『厚生労働白書』では、次のような認識を示している。

子育て支援は、共働き世帯のみを対象とするものではなく、現在の社会において、児童虐待に象徴される育児の孤立化、育児不安への対応などすべての子育て世帯を対象とする子育て支援が必要とされるようになっている。（厚生労働省、2002）。（下線は筆者）

すなわち、共働き世帯のみならず、「すべての子育て世帯」を対象とする子育て支援が必要であると認識を転換させたのである⁸⁾。さらに、2003年度の『厚生労働白書』になると、その記述は以下のように、より具体的になっている。

特に、専業主婦家庭の親については、地域における子育て機能の低下により、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、子育てへの孤立感や子育てそのものの負担感が増大してきている。（厚生労働省、2003）

同白書では続いて、子育て負担感が専業主婦家庭の女性に高いこと、子育てに自信がなくなると感じる割合が専業主婦家庭の女性に高いことを記している。具体的には、「子育ての負担が大と感じる人の割合」では、共働き家庭の女性では29.1%であるのに対し、片働き家庭の女性は45.3%、また、「子育てに自信がなくなることがよくある又は時々あると感じる人の割合」では、共働き家庭の女性が46.7%であるのに対し、片働き家庭の女性は70.0%であることを示している（厚生労働省、2003）。そして、次のように続ける。

（これらの）数字からみて明らかなように、専業主婦家庭を含めたすべての子育て家庭を社会全体で支援する環境整備が求められている。（厚生労働省、2003）（下線は筆者）

以上のような認識の転換のもと、2003年には児童福祉法の改正が行われた。この改正で

は、「専業主婦家庭を中心とした子育て家庭の孤立や負担感の増大および地域の子育て機能の低下等に対応した「すべての子どものための児童福祉法」に改めること」を主たるねらいとし、地域における子育て支援事業として、次の3つが法定化された。

- ① 保護者からの相談に応じ、情報の提供および助言を行う事業
- ② 保育所等において児童の養育を支援する事業
- ③ 居宅において児童の養育を支援する事業

また、これらを法定化するとともに、市町村がその必要な措置の実施に努めるものとした。あわせて、市町村は子育て支援事業に関し情報提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用の斡旋、調整等を行う「子育て支援総合コーディネート」を行うこととなった（厚生労働省、2003）。そして、これらの改正により、同日に可決・成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「地方公共団体行動計画」においても、子育て支援事業の充実が図られることとなったのである（詳細は第4章で記述）。

さらに2008年11月の児童福祉法の改正においては、表2-1のように具体的な子育て支援事業が法定化されたことを含め、次のことが盛り込まれた（厚生労働省、2009a）。

- ① 「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」等の子育て支援サービスの法定化（表2-1を参照）
- ② 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化
- ③ 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の用件について一定の研修を修めることとする等の里親制度の見直し
- ④ 虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の創設
- ⑤ 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直し
- ⑥ 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定の創設

図表 3-1 2008 年に法定化された子育て支援事業の内容

名称	内容
乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児およびその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、養育についての相談、助言その他の援助を行う事業。
養育支援訪問事業	養育支援訪問は、養育が適切に行われるよう、対象者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。
地域子育て支援拠点事業	乳児および幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主に昼間、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者の居宅等において保育する事業。

次章以降で詳述していく地域子育て支援拠点事業は、2008年の児童福祉法の改正において法定化されたことに加え、2009年4月より、社会福祉法における第二種社会福祉事業にも位置づけられた⁹⁾。地域子育て支援拠点事業という主に専業主婦家庭を対象とする事業が法定化されたことは、国が支援の対象を「すべての子育て家庭」に拡大したことを意味する。すなわち国は、1990年前後から登場した「家庭支援」の論理を、2000年以降、より一層深化させているのである。

4. 小括—「家族支援」の論理の主流化

以上みてきたように、児童福祉法は理念としてはすべての子どもの健全育成を期して制定された法律だったが、制定直後は、実質的には要保育児童対策としての側面が強かった。保育所制度についてみると、保育所は「保育に欠ける」子どもを保護・養育するための福祉施設として設立・運営されてきた。ただし、「保育に欠ける」子ども、いわゆる要保育児童の中身は時代とともに変化していった。終戦直後は貧困児童を対象としており、共働き

家庭が増えるにつれ、共働き家庭の子どもまで対象を広げていったのである。そして、「1.57ショック」を経て、少子化対策としての子育て支援政策が展開するなかで、1990年代以降さらにその対象を拡大していった。ケアを必要とする子どものみならず、そのケアの担い手である家族をも対象とするようになった。その家族の範囲は、当初は共働きの家族だったものが、2000年代以降は専業主婦の家族を含めた「すべての家族」を対象とするに至っている。すなわち、国家は「家族支援」「子育て家庭支援」という形で、次第に家族へ介入する方向へと変化している。このような1990年代以降の「家族支援」の理念の浸透は、「子育ての社会化」や「社会全体で子育て」という風潮のなかで、これまで家族、とりわけ女性に子育てを担わせていた状況を改善するものとして歓迎できる側面もある。しかし、藤崎が指摘するように、「家族支援」の理念は、子育て等のケアの重圧にあえぐ家族（女性）の負担軽減をわずかばかり図りつつこれに縛り付けるという、きわめて巧みな家族政策の特質をもっていることも見逃してはならない（藤崎、2000a：185）。

では、以上のような児童福祉法の変遷から「家族の境界」をどのように捉えることができるだろうか。戦後から今日にかけて「家族の境界」は変化したといえるのだろうか。「家族の境界」は国家が介入することの出来ない固定的なものとして理解されることはなくなったといえる。戦後根強かった家庭保育原則は少子化という「社会問題」を背景として緩和され、子育ては「家族と社会のパートナーシップで」行うこと、「子育ての社会化」が目指されることになった。藤崎が「抑制の論理」から「支援の論理」への転換と呼んだように、子育てを担っているすべての家庭を支援する論理が現在では主流となっている。しかし、母子の関係を自明なものとして捉えていることに変化はない。それは、子どもの育成責任について規定している児童福祉法の第2条が法律の制定から60年以上経った現在においても変更されていないことから読み取れる。そして、そのことは第5章以降でみていく子育て支援の現場の事例にも現れているのである。

では事例に入る前に、第4章では、いま児童福祉政策のなかで中心を占めている子育て支援施策について、とりわけ少子化対策が本格化した1990年代以降に焦点を当てて概観する。さらに、国の政策を基盤として各地方自治体ではどのような子育て支援の取り組みがなされてきたのか、それは子育て支援の現場にどのような影響を及ぼしたのかを論じ、第5章以降の事例へとつなげたい。

〈注〉

1) 民法第 877 条では、扶養義務について次のように規定している。①「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」②「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」③「前項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、家庭裁判所は、その審判を取り消すことができる。」さらに第 881 条では、「扶養を受ける権利は、これを処分することができない」とし、扶養される権利を明確にしている。

2) 戦災その他の原因で両親を失った 18 歳未満の孤児の数は、1948 年 2 月の全国孤児一斉調査では全国で 12 万 3,504 人に上っている（厚生省、1988：780）。

3) 当初の政府の構想は、要保護児童の保護のための教護院、療護院、養育員、保育所の 4 施設を強化するとともに、司法省所管の少年保護制度を教護事業に取り込んで不良児対策を一元化しようとするものであり、児童保護法という名称で検討がなされていた。しかし、すべての子どもの健全な育成を期するという観点から、児童福祉法という名称が用いられることとなった（厚生省、1988：781）。

4) 中央児童福祉審議会は、1947 年に制定された児童福祉法により、児童、妊産婦及び精神薄弱者の福祉に関する事項を調査審議する機関として設置された（厚生省、1988：1216）。

5) 福祉関係 8 法とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉事業法、老人保健法、社会福祉・医療事業団法のことである。

6) 「3 歳児神話」とは「子どもは 3 歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪影響を及ぼす」というものである（厚生省、1998）。

7) 1997 年の改正内容としては、①保育サービスの選択制の導入（保育所入所を「措置」から「利用選択」へ移行）の他に、②要保護児童（児童虐待等）の発見の通告は社会福祉関係者、保健医療関係者、社会教育関係者、警察関係者、弁護士等の他、国民一般に課せられる、③虚弱児施設と養護施設は、統合して児童養護施設とする、④母子寮を母子生活支援施設、教護院を児童自立支援施設に名称変更、⑤市町村、社会福祉法人は放課後児童健全育成事業を行うことができる、⑥要保護児童に対する指導及び児童相談者等の連絡調整等を目的とする児童福祉施設として、児童家庭支援センターを設ける等であった（成清、2012：85）。

8) こういった認識の転換によって、2002 年度から主に 3 歳未満の子どもと親が気軽に集える場を提供する「つどいの広場」事業が創設されたが、この詳細については第 4 章で論じる。

9) 第一種社会福祉事業とは、利用者への影響が大きいと、経営の安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業のことであり、児童福祉分野では、児童養護施設や障害児入所施設などの入所施設が含まれる。原則として、国、地方公共団体、社会福祉法人でなければ経営できない。これに対して、第二種社会福祉事業とは、比較的用户への影響が小さいため、公的規則の必要性が低い事業であり、保育所、児童館、障害児の在宅サービスなどが含まれる。経営主体に特に規制が設けられていないため、NPO 法人や民間企業でも経営が可能（渡辺・橋本、2011）。そして、2009 年 4 月に地域子育て支援拠点事業とともに第二種社会福祉事業に位置づけられた事業としては、児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童育成事業又は子育て短期支援事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同胞に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業および児童の福祉の増進について相談に応ずる事業がある。

第4章 在宅子育て支援の展開と「子育てひろば」—横浜市の事例に着目して

第3章では、児童福祉法を中心とした児童福祉政策を対象として、国の「家族の境界」の捉え方がどのように変化してきたかをみてきた。本章ではまず、第5章以降で分析対象とする在宅子育て支援がどのような背景のなかで誕生し発展してきたかについて、子育て支援政策と子育て支援活動の展開を整理しながら論じる。ここでは、子育て支援の展開の背景には、少子化という人口学的要因のみならず、子どもの権利や男女共同参画に対する意識の醸成、子育て当事者である母親たちの支援の客体から主体への変化など、多様な動きがあることをみていく。次に、次章以降で対象とする横浜の子育て支援をめぐる取り組みを概観する。そして最後に、「ひろば」に焦点化して論じる意義を再度確認する。「ひろば」に焦点化することは、日本における「家族の境界」問題の現代性の中身をみていくことにもなることを論じた上で、次章以降の事例が、それぞれ「家族の境界」とどのように関連しているかを述べる。

1. 子育て支援政策の展開と在宅子育て支援の進展

(1) 子育て支援政策の登場

それでは、「ひろば」を核とする在宅子育て支援がどのような経緯で行われるようになったのか、これまでの子育て支援政策の推移をみていく。第3章でみたように、1990年の「1.57ショック」を契機に、少子化が「社会問題」として認識されるようになり（天童、2004）、1990年代以降、政府は子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて様々な施策を打ち出していくこととなった。「子育て支援」という言葉が使われるようになったのもこの頃からである。1989年度の『厚生白書』には「子育て家庭の支援」という言葉が登場し、1994年12月に策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」では、国の施策として初めて明確に「子育て支援」という言葉が使用された。

「エンゼルプラン」は、政府が1995年からの10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた計画であり、施策の基本的方向としては、以下の5点が挙げられた。

- ①子育てと仕事の両立支援
- ②家庭における子育て支援
- ③子育てのための住宅および生活環境の整備

④ゆとりある教育の実現と健全育成

⑤子育てコストの軽減

このように総合的な施策ではあったが、1995年には「緊急保育対策等5ヵ年事業」が策定され、保育所の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育など多様な保育サービスの充実が取り組みの中心となっていた。

続いて1999年には、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定された。「新エンゼルプラン」は、「エンゼルプラン」と「緊急保育対策等5ヵ年事業」を見直したもので、2000年度から2004年度までの計画であった。この主な内容としては、次の8項目が挙げられた。

①保育サービス等子育て支援サービスの充実

②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

④母子保健医療体制の整備

⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備

⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

⑦教育にともなう経済負担の軽減

⑧住まいやまちづくりによる子育ての支援

①の保育サービス等子育て支援サービスの充実については、「低年齢児の保育所受け入れの拡大」、「多様な需要に応える保育サービスの推進」（延長保育や休日保育の推進など）に加え、「在宅児も含めた子育て支援の推進」（地域子育て支援センター、一時保育、ファミリー・サポート・センター等の推進）や「放課後児童クラブの推進」が含まれており、多様化する子育てニーズへの政策的対応が徐々に図られ始めた。しかし、2001年には「待機児童ゼロ作戦」が閣議決定され、保育所受け入れ児童数の拡大が盛り込まれるなど、やはり保育関係事業を中心に具体的な施策が展開されていたといえる。

ところで1990年代は、男女共同参画社会への潮流が明確になった時期でもある。日本では1980年代後半以降、「女子差別撤廃条約」の批准（1985年）、「男女雇用機会均等法」の成立（1985年）、「育児休業法」の制定（1991年）、「男女共同参画社会基本法」の成立

(1999年)など、女性・男性の社会的平等への意識が広がり、また、男性の育児参加を促進する声も高まりを見せた。もともと、天童(2004)が育児メディアの変遷との関わりにおいて論じたように、商業ベースの育児雑誌の登場期(1960年代後半)からすでに、「育児に協力する父親像」は、育児メディアのなかで提示されていた。1990年代には、協力的父親からさらに進んで、ケア役割を対等に分かち合う父親像が示されるようになる(天童、2004:34-37)。とはいえ、男性の育児休業取得率は1%に満たず(1999年度は0.42%)、育児期にあたる30歳代の男性の長時間就労も続いた。言説レベルでの「男性の育児参加」と「男性の育児不関与」の現実との距離は2000年以降も縮小されてはいない。

また、国際比較で見た場合も、女性労働力率を上昇させながら出生率を回復してきた北欧諸国に比べ、日本は働き方の柔軟性、家庭内役割分担の固定性、雇用機会の均等度などにおいて、「子どもを産み育てること」を支える社会環境の水準が低いことが指摘されている(内閣府、2005)。女性の労働力率と合計特殊出生率の関連性について、女性の労働力率が高く、合計特殊出生率も上昇した国として、北欧諸国、アメリカなどが挙げられているのに対して、日本、韓国、南欧諸国などの合計特殊出生率が低い国々において、子育てにかかわる社会環境は「仕事と生活の両立」が困難な状況にあり、他のタイプの国々に比べて「男性の短時間就業者割合」の低さ、男女の固定的役割分担意識の根強さが見られるという。1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定された後も、この固定的な性別役割分担を反映した社会の制度や慣行は維持され、これへの政策対応が不十分なままで、男女の仕事と家事・育児等の両立困難は改善されず、少子化の進行に歯止めはかからなかった(矢澤、2011:59)。

(2) 子育て支援政策の新展開—「保育政策」から「すべての家庭を対象とした政策」へ

このような状況のなか、2002年には、結婚した夫婦の出生力の低下という新たな傾向が指摘され、少子化がよりいっそう進展するとの見通しが示された。そして、少子化の流れを変えるためのもう一段の対策を講じる必要があるとし、2002年に「少子化対策プラスワン」がまとめられた。「少子化対策プラスワン」の策定は、子育て支援の政策的転換の事例である。それまでは、主に働く親(母親)の仕事と家庭の両立のための「保育政策」が主流であったのに対し、「少子化対策プラスワン」では、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における子育て支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱を基本に据え、社会全体が一体となって総合的な取組を進める必

要性を打ち出した。

その後、「少子化対策プラスワン」を受けて、少子化対策推進関係閣僚会議において 2003 年 3 月に「次世代育成支援に関する当面の取り組み方針」がまとめられ、2003 年 7 月には「次世代育成支援対策推進法」が成立した。「次世代育成支援対策推進法」では、すべての都道府県、市町村に対して子育てしやすい環境づくりに向けた「行動計画」を、労働者が 301 人以上のすべての企業に対して両立しやすい職場づくりのための「一般事業主行動計画」を策定することを義務付け、2005 年度より実施することが明示された。あわせて 2003 年には、第 3 章でみたように、児童福祉法が改正され、地域における子育て支援事業を法定化することで、すべての家庭に対する子育て支援を市町村の責務として明確に位置付けた。この頃から「すべての子育て家庭」を対象とした、国、自治体、企業など社会全体で子育て環境を整備するための数々の立法措置が講じられていったことがわかる。

しかし、子育て期の家庭にとって、政府の施策は家族間格差を広げる動きも見え隠れする。政府は 2 歳までの乳幼児手当を厚くする方針の一方で、2007 年 4 月から母子加算（生活保護世帯のうち 15 歳以下の子どもがいる母子世帯に支給される）を段階的に削減・廃止し、2008 年からは児童扶養手当（母子家庭への手当、全額支給でつき約 4 万 2 千円）を減額するなど、母子家庭への風当たりが厳しい予算措置を進めた（2006 年 12 月 31 日付 日本経済新聞朝刊）。

北欧など多くの諸外国では、ひとり親家庭への子育て支援給付額は片働き家庭、共働き家庭に対する給付額よりも高いのに対して、日本ではひとり親、とくに母子家庭への公的支援が脆弱である。全国母子世帯等調査（2006）によれば、日本の母子家庭は 123 万世帯で増加傾向にあるが、平均年収は 213 万円と、1998 年の 229 万円より減少しており、一般世帯の平均収入の 4 割に満たない（2007 年 10 月 17 日付 読売新聞朝刊）。ひとり親家庭の母親の 8 割は就労しているが、半数は臨時・パートといった不安定雇用で、男女の賃金格差もあいまって、二人親世帯との経済格差は大きい（天童・堀、2008：107）。東野（2008）は、児童福祉が子育て支援へと傾斜することによって、これまで児童福祉が実質的な対象としてきた、生活が困窮している家庭への保護対策などが切り下げられつつあることを問題視している（東野、2008：41）。また、日本において児童手当などの「子育ての社会保障」の拡充が遅れた背景要因のひとつとして、「子どもの養育は親の責任」とする価値観が強く、次代への投資としての子どもの育成の社会的分担の認識が弱いことがあげられる（都村、2002：36）。さらに、これだけ「次世代育成」や「子育て支援」に注

目が集まる状況下での母子家族支援の手薄さには、両親がそろった家族こそ健全との家族主義イデオロギーも垣間見える。ファインマンは、「根本的な家族単位の核の定義とは、裏返せば逸脱の定義である」と指摘している。われわれがイデオロギー的に最小単位と思いついでいる水準に満たない家族形態は、「正常」な家族とは見なされず、欠陥があると排斥され、国による直接的で押し付けがましい規制や管理、制裁や禁止の対象とされる（Fineman、1995=2003：20）。

ところで、「次世代育成支援対策推進法」の立法過程を丁寧に辿った東野（2008）によると、その審議の中で中心的な議論となったのは、「子育てとは誰が行うのか、子育ての主体をめぐる議論」であった。「子育ての家族回帰か社会化か」をめぐる、同法の審議は進展していった。しかし最終的には、法の理念が「育児をする喜び」や「子どもの健全育成」といった感傷的なものへと収斂していった結果、子育ての主体についての議論は深められずに終わったという（東野、2008：53-57）。すなわち、誰が子育ての主体かということについては、明確な答えを出さないまま同法は成立したということだが、その第3条には次のように規定されている。

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。（下線は筆者）

つまり、ここでもあえて親の子育て責任を明記している¹⁾。これに対して船橋（2006）は、「次世代育成支援対策推進法」の「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識には、「育児は家族が行うべきであるという自明の前提」があり、現代の構造的な育児問題や男女平等の視点は見えないことを指摘している（船橋、2006：56-57）。また、浅井春夫は、親の責任は明記されているものの、親が責任を遂行するための保障と権利についての規定がないことを指摘している（浅井、2004）。このように、子育ての責任が親にあることのみを強調することからは、ここまでの子育て支援政策が、子育ての社会化という文脈よりも少子化対策という文脈で行われていることを読み取ることができる。というのは、萩原久美子（2008）が指摘するように、子育ての社会化の文脈で子育て支援政策が展開されるならば、育つ、育てるという行為をめぐる「権利行使

の主体としての子ども」という考え方や職業生活、家庭生活、地域社会での「男女共同参画」という基本理念の尊重とその実現の方策が重要になるはずだからである。しかしここでは、少子化対策の文脈で政策が展開されており、出生率の上昇に直結することが重要であるため、子どもの権利や男女共同参画の視点は登場していないと考えられる（萩原、2008：23-27）。

また、2003年には「次世代育成支援対策推進法」とほぼ同時期に「少子化社会対策基本法」が議員立法として成立した。そして、「少子化社会対策基本法」に基づいて、2004年6月に「少子化社会対策大綱」が策定され、その具体的実施計画として「子ども・子育て応援プラン」（「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」、新新エンゼルプラン）が2004年12月に策定された。この大綱では、「3つの視点」「4つの重点課題」「重点課題に取り組むための28の行動」が提示されている。

「3つの視点」とは、若者の「自立への希望と力」、子育ての不安や負担を軽減し、職場優先の風土を変えていくという「不安と障壁の除去」、そして「子育ての新たな支え合いと連帯―家族のきずなと地域のきずな」である。

また、「子ども・子育て応援プラン」においても、保育事業中心から若者の自立・教育・働き方の見直し等を含めた幅広いプランへと転換が図られている。重点課題は、①若者の自立とたくましい子どもの育ち、②仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、③生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、④子育ての新たな支え合いと連帯の4つである。「子育ての新たな支え合いと連帯」の具体的な施策には、「地域の子育て支援の拠点づくり」、「待機児童ゼロ作戦のさらなる展開」、「児童虐待防止ネットワークの設置（全市町村）」、「小児救急医療体制の推進」、「子育てバリアフリーの推進」が盛り込まれた。このプランが取りまとめられた段階で、少子化対策に必要なすべてのメニューが出そろったと大日向雅美は述べている（大日向、2008：5）。

しかし、2005年には、日本が1899年に人口動態統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るために、2006年6月には少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。そこでは、①社会全体の意識改革と、②子どもと家族を大切にする観点からの施策の拡充を二本柱とし、具体的な施策を掲げている。特徴的なことは、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動を強調していること、

親の就労の状況に関わらず、すべての子育て家庭を支援するという観点から、子育て支援策の強化を打ち出していること、出産前後や子どもが乳幼児期にある子育て家庭に重点を置きつつも、小学生期、中・高・大学生期を含めた子育て支援策を掲げていることなどである。とくに、「新しい少子化対策について」においては、「家族の日」や「家族の週間」の制定、家族・地域のきずなに関する国、地方公共団体による行事の開催といった課題が盛り込まれている。

以上見てきた政策動向は、①少子化対策を拡大し、青少年までを含む広範囲な子どもの育成対策の検討、②家族の重要性、地域・社会全体での子育て支援の強調、と要約できる。このような子育て支援の方向性は、子どもの育つ、子どもを育む社会的環境整備の充実という面で評価しうるものの、青少年を含む〈子ども〉の国家的養育・教育のまなごしの強化を伴うこと、また、「家族のきずな」の過度の強調は、その養育機関としての家族役割の自己責任化（家族における子育ての強調という私事化）とも結びつきやすい（天童・堀、2008：108）。そして、ここでは男女共同参画の視点も必ずしも明確になっているとはいえない。

（3）子育て支援政策の理念の転換—「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ

その後、2007年12月には、少子化社会対策会議において『子どもと家族を応援する日本』の重点戦略』が取りまとめられた。そこでは、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとした。しかし、ここには男女共同参画視点が明確には出ておらず、男女共同参画社会実現についての言及もない。エンゼルプラン以降、様々な子育て支援政策が打ち出されてきたが、ここまでの施策は少子化対策や雇用・労働政策の発想を超えるものではないと矢澤澄子は指摘している（矢澤、2011：60）。

矢澤（2011）によると、子育て支援において「男女共同参画の視点」が明確化されるのは、民主党政権に交代した後の2010年1月に「新たな少子化社会対策大綱」として閣議決定された「子ども・子育てビジョン」においてである（矢澤、2011：60）。2010年度の『子ども・子育て白書』²⁾には、「子ども・子育てビジョン」の策定にあたって、次のような記述が見られる。

子どもは社会の希望、未来の力であり、子どもの笑顔があふれる社会は、個人の希望や夢を大切にす社会であるとの認識を新たにし、このような社会を目指すためには、家族や親だけが子育てを担うのではなく、社会全体で子どもと子育てを応援していくという『子どもが主人公』(チルドレン・ファースト)との基本的な考えのもと、「子どもを大切にす社会」をつくるという観点が重要である。(下線は筆者)

ここでは、『子どもが主人公』(チルドレン・ファースト)を唱えており、「家族や親だけが子育てを担う」のではなく、「社会全体で子どもと子育てを応援していく」ことが明記されている。そして、少子化に歯止めをかけるためではなく、「子どもを大切にす社会」をつくるために施策を展開していくと述べている。このように政策の基本視点を「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと転換させているのは、画期的なことである。さらに、「子ども・子育て支援」をすすめるにあたっては、「男女共同参画」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・若者育成支援」のそれぞれの施策と密接な連携を図ることが重要であるとしている。「男女共同参画」については、「ビジョン」の「基本的な考え方」において、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す」ことが明記されている。

また、「多様なネットワークで子育て力のある地域社会」を築くことが「ビジョン」の4本柱の1つに位置づけられ、「地域を基盤とした子育て支援の重要性」についても、より多角的かつ明確な形で提起しているといえる(矢澤、2011:61)。4本柱を元にした「12の主要施策」の1つには「子育て支援の拠点やネットワークの充実」が挙げられ、具体的には、「乳児がいる家庭への全戸訪問の実施」、「地域子育て支援拠点の設置促進」、「ファミリー・サポート・センターの設置促進」、「商店街の空き店舗や余裕教室の活用」等により地域における子育て支援の充実させることが示された。

このように「ビジョン」では、これまでの日本の子育て支援政策においては明確に記されることのなかった男女共同参画の視点が明記されるとともに、社会全体で子どもと子育てを応援していくために、地域における子育て支援をよりいっそう充実させる必要性が打ち出されている。この国の子育て支援政策の転換を受けて、地方自治体が地域で子育て支

援施策をどのように展開し、市民と協働しながら発展させていくかが問われており、次節ではその展開過程をみていく。

2. 子育て支援政策における「子育てひろば」の位置－「創造する福祉」へ

(1) 「子育てひろば」誕生の背景－「0123 吉祥寺」の設立経緯

1節でみたように、2002年の「少子化対策プラスワン」を一つの契機として、日本の育児政策は、共働き家庭を主な対象とした保育政策中心のものから専業主婦家庭を含めた「すべての子育て家庭」に対する総合的な政策へと転換していった。そして子育て支援政策の理念を「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと転換させた「子ども・子育てビジョン」においても、「地域における子育て支援」が主要施策の1つに明確に位置づけられている。本節では、本論文で対象とする「地域における子育て支援」のなかの「子育てひろば」に注目し、その成立過程を、より詳しくみていく。

地域における子育て支援は、いまや、保育所や幼稚園のみでなく多様な子育て支援を目的とした施設などに広がりつつある。子育てひろばや子育てサロン、各自治体独自の子育て支援センター、その他市民主体の子育てのネットワークなどの施設や活動が急速に増大している（大豆生田、2006：185）。とりわけ、親子が集う場を運営するNPO等の団体が全国で誕生している。その運営主体、形態、規模、スタッフ体制、具体的な実施内容等は多様ではあるが、こうした「親子の集いの場」を本論文では、大豆生田啓友にならい「子育てひろば」（以下、「ひろば」）と捉える。

では、「ひろば」はどのように誕生したのだろうか。「ひろば」の先駆けの一つは、1992年に武蔵野市が開設した「0123 吉祥寺」である。「0123 吉祥寺」は私立幼稚園の跡地を利用したもので、市の懇談会を経て構想が実現した公設公営の親子のための施設である。ノンプログラムを重視したひろば事業中心の子育て支援施設であることが特徴的である。当時、保育所でも幼稚園でもない施設としては画期的であり、親子のための環境が整えられ、その後の「ひろば」の広がりモデル的存在となった（柏木・森下、1997）。

ここで「0123 吉祥寺」誕生までの経緯を、柏木・森下（1997）を参考にみておこう。少子化のあおりと、幼児をもつ若い世帯がこの近所で減少した等の事情により、武蔵野市内で長い伝統のあった私立幼稚園が、閉園されることになった。これを受けて、周辺の住民たちから、その敷地を市が買い上げ、「子どものための施設」に活用してほしいという意向が示された。そこで、市はその土地を買い上げ、幼稚園の跡地活用の構想を諮問する委

員会が1990年1月に招集し、約7ヶ月間審議を行った。当初は、「乳幼児を対象とした施設」ということで議論が始まったが、現場のニーズの掘り起こしを行って行く中で、次のような現状が明らかになった。

遊び場がない、子どもだけでなく母親も友達や話し相手がない、子育て関連の情報がほしい、子育てに自信がもてない、子どもに嫌悪感を抱く、母親は心身ともに疲れている、孤立無援の心境、など、乳幼児とその親（母親）の抱える問題。さらに、現在方々で行われている催しは時間、場所などの制約から利用しにくい、保育所に通っていない（＝保育所に入れない）子どもの親も保育や託児を求めている、など、現行の施策が十分機能していない問題。（柏木・森下、1997：26）

すなわち、乳幼児のための施設を考える際に、乳幼児のみならず、乳幼児とその親とを同時に視野に入れることが重要であるという認識にいたった。「父親不在」の状況のなかで、孤立した子育てを行っている母親たちをも対象とする場の必要性が明らかになったのである。子どものみならず、その子どもをケアしている母親にも支援が必要であるという認識は、第3章でみたように、福祉政策において1990年頃から登場してきた「家族支援」の考え方と通ずるものである。

さらに、子どもをケアする母親に対して支援が必要になった背景には、女性をめぐる状況の変化がある。少子化と長寿化により、子育て期は人生のごく一時期になり、母親であるだけでは、人生の時間が埋められなくなった。女性たちは、母親であるだけではない自分の時間、人生を考える必然性が出てきたのである。しかし、子育て以外の自分の時間を求める母親に対して「最近の女性はわがままだ」「この頃の母親は自分勝手」という理解を欠く非難が向けられることもある。それは認識不足の非難であるとし、「このような母親の状況を支えることも、今回、企画する施設の使命」だとしている（柏木・森下、1997：36-39）。すなわち、女性を取り巻く社会状況が変化したことで、子育て専門期の女性の自己規定が困難になっていることも視野に入れる必要があるということである。このような現代的な子育て状況を支える施設として、「0123 吉祥寺」は設立されたのである。

（2）子育て当事者による「子育てひろば」づくりと地域子育て支援拠点事業の展開

この「0123 吉祥寺」のような施設ができたことが刺激になり、市民による草の根の活動

として「ひろば」が全国的に広がっていくこととなった。出産とともに仕事を辞め、家庭という閉ざされた場で孤立した子育てを行っていた母親たちが、子どもと親が集える場所が欲しいという思いから連帯して、自分たちの生活する地域で、自分たちのニーズにもとづいて「ひろば」を立ち上げていくことになる。

この「ひろば」が誕生した背景には、現代日本で生じている子育ての困難さがあると考えられる。現代日本の女性たちは、「父親不在」や地域との関係の希薄化等により物理的に孤立し子育ての困難を抱えているのみならず、女性を取り巻く状況の変化により母親としてのアイデンティティを肥大化せざるをえないことで、子育ての困難に直面している（矢澤・国広・天童、2003）。そうした状況で、子育て専門の母親たちは、「母子カプセル」による密室育児の中で「よき母」になろうと孤軍奮闘していることが指摘されてきた（矢澤・国広・天童、2003等）。彼女たちは、「母親である自己」を最重要のアイデンティティとしがちであり、その背景には、「子ども志向」の規範に基づく「少ない子どもへの最大限の投資」という社会的期待がある。そして、そのような社会状況のもとでの「失敗を許容しない」育児状況の創出は、育児のわずかなつまずきを大きな問題へと増幅させ、自己を追い込んでしまう可能性を孕んでいる（矢澤・国広・天童、2003：101）。すなわち、現代日本において「母親になること」は、「失敗を許容しない」育児状況の下で、よりよい母親であることを強く引き受けていくことを求められることになったといえる。

また近年では晩婚化、晩産化が進んでいる。2012年6月5日発表の「人口動態統計」によると、平成23年度の平均初婚年齢は、夫30.7歳、妻29.0歳であり、第一子出生時の母親の平均年齢は30.1歳となり初めて30歳を超えた（厚生労働省、2012）。すなわち多くの女性たちが出産前に10年前後の就労経験を持っていると推察できる。そして、働く女性が増加している現在においても、出産前に仕事をしていた女性の7割前後が出産を機に退職していることを考えれば、多くの女性たちは10年程の就労経験を経た後で子育てに専念することで、社会からの疎外感を感じる事が少なくないと予想される。「ひろば」を運営するNPOを立ち上げた代表は、仕事を辞め、子育てに専念することになったときの心境を次のように綴っている。

私自身は、なんだか日中、地域にいる人たちは弱者ばかりに見え、働いていないことが社会のお荷物のように感じるほどでした。それほど精神的に追い込まれていたように思います。たった2、3ヶ月のことですが、自分の居場所のなさが非常に辛

かったなあと思います。(奥山、2003：4)

このような社会状況の中で、子育て当事者の母親たちによる「ひろば」づくりの活動が展開していった。そして、こうした彼女たちの活動をモデルとして、2002年度から厚生労働省の新規事業として「つどいの広場事業」が開始された。すなわち、これらの政策展開は、従来の「官から民へ」という政策ではなく、当事者たちの活動がモデルとなっている「民から官へ」の展開である(岡村、2009：144)。さらに、この「つどいの広場事業」は、2007年4月からは、保育所等で実施されている「地域子育て支援センター事業」とともに再編され、児童館などでの実施もふくめ「地域子育て支援拠点事業」となった。その実施要項に基づく概要は、図表4-1に示す通りである。

現在、「地域子育て支援拠点事業」では、「ひろば型」「センター型」「児童館型」の3つがある。『詳解 地域子育て支援拠点ガイドラインの手引』では、重要な点として以下の4点が指摘されている(渡辺・橋本編、2011：54)。

- ① 「ひろば型」(従来の「つどいの広場」に相当)、「センター型」(従来の地域子育て支援センターに相当)に加えて、新たに児童館型が設定されたこと
- ② 「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」という形態にかかわらず、共通する事業内容が設定されたこと
- ③ 「ひろば型」、「センター型」、「児童館型」それぞれについて、開所日数・時間数、職員の配置基準等が明確にされたこと
- ④ 「センター型」に「地域支援活動」、「ひろば型」に「地域の子育て力を高める取り組み」を新たに設定し、地域に積極的に出向いて支援を行ったり、学生・異年齢児・世代を超えたさまざまな人たちとの地域交流を図るような支援が強化されたこと

これらの指摘からは、2007年度から「地域子育て支援拠点事業」として統合・再編することで、まず、「ひろば」の量的な拡充が目指されていることが分かる。また同時に、共通する事業内容を設定し、開所日数・時間数、職員の配置基準等を明確化することによって、一定の水準の質の確保を目指していると捉えることができる。さらに、以前は一部のNPOでのみ実施されていたアウトリーチ型の支援を普及させることや、多世代交流を重要な支援として位置づけていることも読み取れる。こうして、子育て当事者たちの活動から始ま

図表 4-1 地域子育て支援拠点事業の概要

	ひろば型	センター型	児童館型
機能	常設のつどいの広場を設け、地域の子育て四円昨日の充実を図る取組を実施	地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域支援活動を実施	民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO 法人、民間事業者等への委託も可)		
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施		
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・機能拡充型(別単価) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動とひろばと一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施</p> <p>・出張広場の実施(加算) 常設のひろばを開設している主体が、週 1～2 回、1 日 5 時間以上、出張ひろばを開設</p> <p>・地域の子育て力を高める取り組みの実施(加算) ①中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ②世代間や異年齢自動との交流の継続的な取組の実施 ③父親サークルの育成など父親のグループづくりを促進する継続的な取組の実施 ④公民館、街区公園、プレーパーク等の子育て親子が集まる場所に定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組の実施</p>	<p>①～④の事業の実施に加え、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施</p> <p>・地域支援活動の実施 ①公民館や公園等地域に職員が出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施 ②地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される家庭への対応</p>	<p>①～④の事業を児童館の学齢児が来館する前の時間を活用し、子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	保育士等(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童館の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等と活用	保育所、医療施設等で実施するほか、公共施設等で実施	児童館
開設日数等	週 3～4 日、週 5 日、週 6～7 日 1 日 5 時間以上	週 5 日以上 1 日 5 時間以上	週 3 日以上 1 日 3 時間以上

出典:厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室, 2010, 「地域子育て支援拠点事業の概要と展望」。

った「ひろば」づくりは、「地域子育て支援拠点事業」として制度化されることとなった。

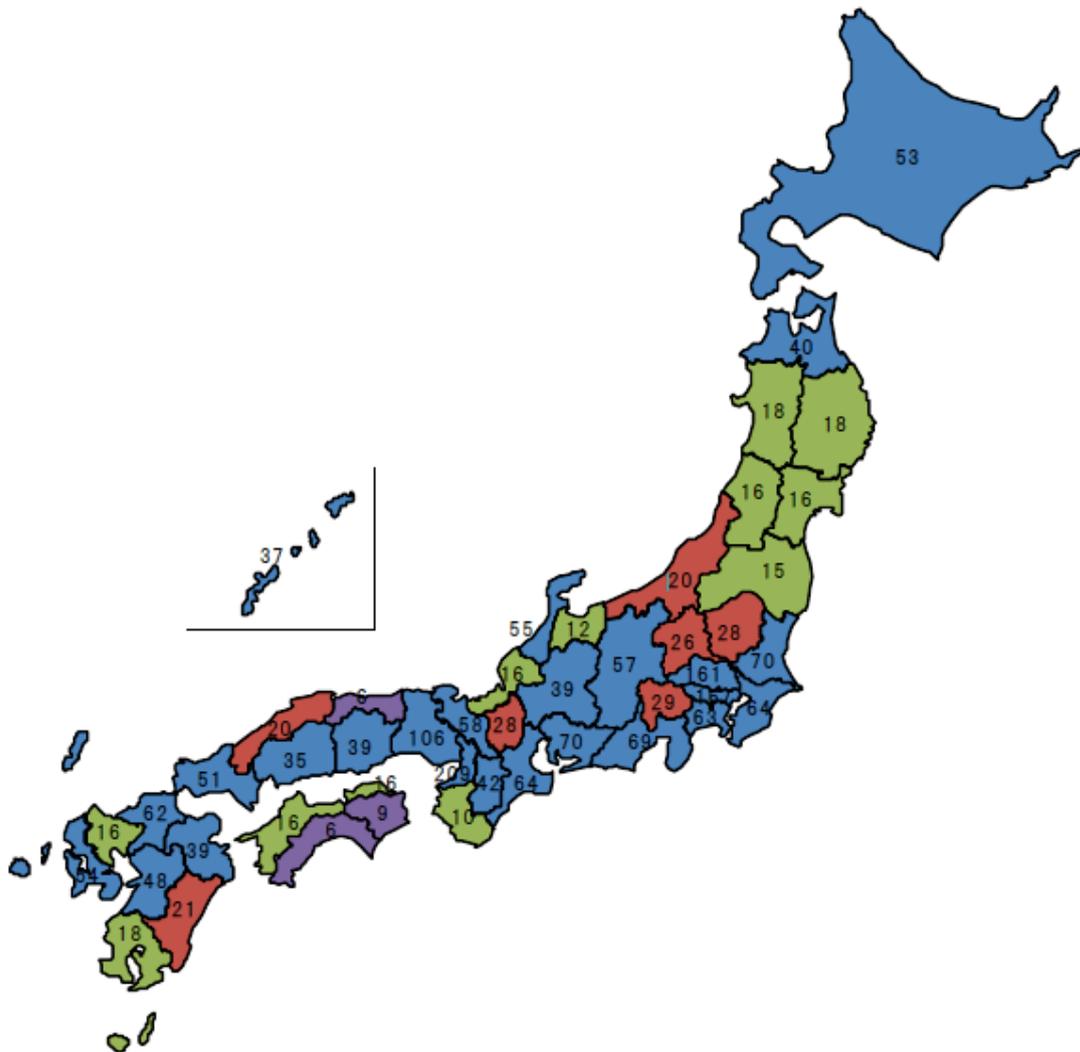
さらに、「地域子育て支援拠点事業」は、2008年11月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、2009年度から児童福祉法上の事業として位置づけられ、市町村に、その実施に対し努力義務が課せられた。また、社会福祉法の改正によって第2種福祉事業となったことにより、社会福祉事業の一環として、実施要項に規定された事業や職員配置等を順守するのみならず、苦情解決や第三者評価に取り組むことも求められている。

現在、「ひろば型」「センター型」「児童館型」を合わせた「ひろば」の数は、2011年度において、全国で計5,722カ所となっており、その内訳は、「ひろば型」2,132カ所、「センター型」3,219カ所、「児童館型」371カ所である³⁾（厚生労働省、2012）。図表4-2に示すように、「ひろば型」の「ひろば」は都市部を中心に全国的に広がっている。2011年度現在、25の都道府県では、30カ所以上の「ひろば」が存在している。都市的生活様式をもつ大都市部で始まった「ひろば」づくりは、いまや全国で実施されているのであり、子育てを行う親たちの「ひろば」へのニーズには、共通性が見られることが推察される。さらに、「子ども・子育てビジョン」では、2014年度までに10,000カ所という数値目標が掲げられており、その数は、今後ますます増加していくと考えられる。

「ひろば」の運営主体をみると、NPO法人格をとった団体が運営する「ひろば」も少なくない（図表4-3）。2011年度の地域子育て支援拠点事業（ひろば型）実施状況を運営主体別にみると、「社会福祉法人」が33.4%と最も多く、続いて「市町村直営」が29.3%となっている。「NPO・NPO法人」は3番目に多く17.6%となっており、「社会福祉協議会」が5.2%、「学校法人」が2.4%、「株式会社等」が1.3%、「その他」が10.0%、「未定」が0.8%である（厚生労働省、2013）。

次に、「ひろば」の実施状況を実施場所別にみると、「保育所」が32.1%、「公共施設」が32.0%となっており、この2つで約6割を占めている。「児童館」での実施も6.1%となっているが、「空き店舗」（5.3%）や「アパート・マンション」（4.3%）、「民家」（3.8%）など、地域の身近な場所を活用して実施している「ひろば」も少なくない（図表4-4）。

図表 4-2 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）実施状況【都道府県別】（2011 年度）



	分類	都道府県数
30カ所以上	北海道、青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県	25 都道府県
20～29カ所	栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、滋賀県、島根県、宮崎県	7 県
10～19カ所	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、和歌山県、香川県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県	12 県
5～9カ所	鳥取県、徳島県、高知県	3 県

出典：厚生労働省，2013，「地域子育て支援拠点事業について」.

図表 4-3 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）実施状況【運営主体別】（2011 年度）

	数	%
社会福祉法人	695	33.4
市町村直営	608	29.3
NPO・NPO 法人	365	17.6
社会福祉協議会	108	5.2
学校法人	49	2.4
株式会社等	28	1.3
その他	208	10.0
未定	17	0.8

出典：厚生労働省，2013，「地域子育て支援拠点事業について」.

図表 4-4 地域子育て支援拠点事業（ひろば型）実施状況【実施場所別】（2011 年度）

	数	%
保育所	667	32.1
公共施設	666	32.0
児童館	127	6.1
空き店舗	111	5.3
アパート・マンション	90	4.3
民家	79	3.8
商業施設	61	2.9
専用施設	56	2.7
公民館	44	2.1
幼稚園	24	1.2
空き施設（公共施設）	8	0.4
児童センター	5	0.2
学校余裕教室等	1	0.1
認定こども園	1	0.1
その他	122	5.9
未定等	19	0.9

出典：厚生労働省，2013，「地域子育て支援拠点事業について」.

こうした様々な形態の「ひろば」が一定の支援の質を保ちながら発展していくためには、「ひろば」同士の連携も重要となる。2007年には、「ひろば」を運営している団体・個人の全国的なネットワークであるNPO法人子育てひろば全国連絡協議会が誕生しており⁴⁾、この「ひろば」をめぐる横のつながりも、「ひろば」活動において重要な役割を果たしている。

このようにみてくると、ここ10数年の間に、子育て当事者である母親たちの活動と国の政策的取り組みが互いに影響を与え合いながら、セミフォーマルな場として「ひろば」は制度化していったといえる。現在の子育て支援政策のなかでは、この「ひろば」は在宅子育て支援の核となっている。

ところで、子育て当事者の母親たちによる地域での活動は、近年に始まったわけではない。例えば、1970年代半ば以降、プレーパーク活動が広まり始め、1990年代後半からはプレーパークを運営する活動団体が飛躍的に増えている（津田、2009：110）。また、1980年代後半には、同年齢の子どもをもつ母親たちが、自発的かつ自然発生的に地域の育児ネットワークを生み出していた（落合、1989a）。この他にも、子育て当事者の母親たちによる様々な活動が、これまで地域で展開されてきた。

2000年以降の子育て当事者による「ひろば」づくりも、このような母親たちの活動の1つと捉えることができる。しかし、「ひろば」づくりは、国の制度や行政の施策との協働のなかで発展していった点が、それまでの母親たちの活動とは大きく異なっている。子育て当事者たちの活動が、このように展開していった背景にはどのようなことが考えられるだろうか。

そこには1990年代後半からの「社会福祉基礎構造改革」のなかでの、「地域福祉の主流化」の流れがある。社会福祉事業法を改称・改正し、2000年に施行された社会福祉法に「地域福祉」の考え方が明記されて以降、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など既存の縦割り制度の枠組みを超えた当事者主体の領域横断的な「地域福祉の主流化」が本格的に動き出した（武川、2006；矢澤、2011：64等）。少子高齢化の急展開を背景としたこのような動向は、市民・住民主体の「地域福祉コミュニティづくり」の流れを加速させている。児童福祉に関しては、2003年の次世代育成支援対策推進法の制定により、すべての市町村および都道府県に、「地域の子育て機能の再生等」のための具体的な取組方針を掲げた行動計画の策定が義務付けられた。このことにより、地域の実情に応じて、各自治体が次世代育成支援に関する総合的かつ具体的な取り組みを発展させていくことへとつながっていった。

加えて、1998年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、NPOの法人格が認められるようになったことも、地域に根ざした当事者たちの活動を活発化させる契機となった。

以上みてきたように、現代の子育て困難状況のもと、同じようなニーズを抱えた子育て当事者たちの連帯が、「地域福祉の主流化」という社会福祉をめぐる状況の流れの中で拡大し、地域子育て支援拠点事業の展開へとつながっていった。これは岡村清子が指摘するように、「従来の『与えられた福祉から選択する福祉』を超えて、『選択する福祉から創造する福祉へ』という流れ」をつくる新たな動きである（岡村、2009：144）。また、こうした子育て当事者の母親たちによる「創造する福祉」の動きは、これまで支援の客体であった母親たちを、支援の客体であるのみならず主体へと転換させていくのである。

すなわち、「ひろば」をめぐる現象とは、現代日本の子育ての社会化をめぐる、今まさに進行中の新たな現象だといえる。そして、「ひろば」は、子育て支援に関するマクロな制度・政策と子育て当事者たちによるミクロな実践の交錯する場だと考えることができる。ゆえに、「ひろば」でいま起こっていることを詳細に見ていくことは、現代日本の子育ての社会化をめぐる状況を深く読み解く上で、さまざまな示唆を与えてくれるのではないだろうか。このような理由から、次章以降では、「ひろば」での実践を対象に、子育ての社会化が進行する中での「家族の境界」のあり方について分析を行う。

3. 横浜市における子育て支援

（1）横浜市の概況と子育てをめぐる状況

第5章以降では、横浜市での「ひろば」の事例を対象とする。ここでは、横浜市の人口をめぐる動向と子育て支援の取り組みの概要をみたうえで、横浜を対象とする理由を述べる。

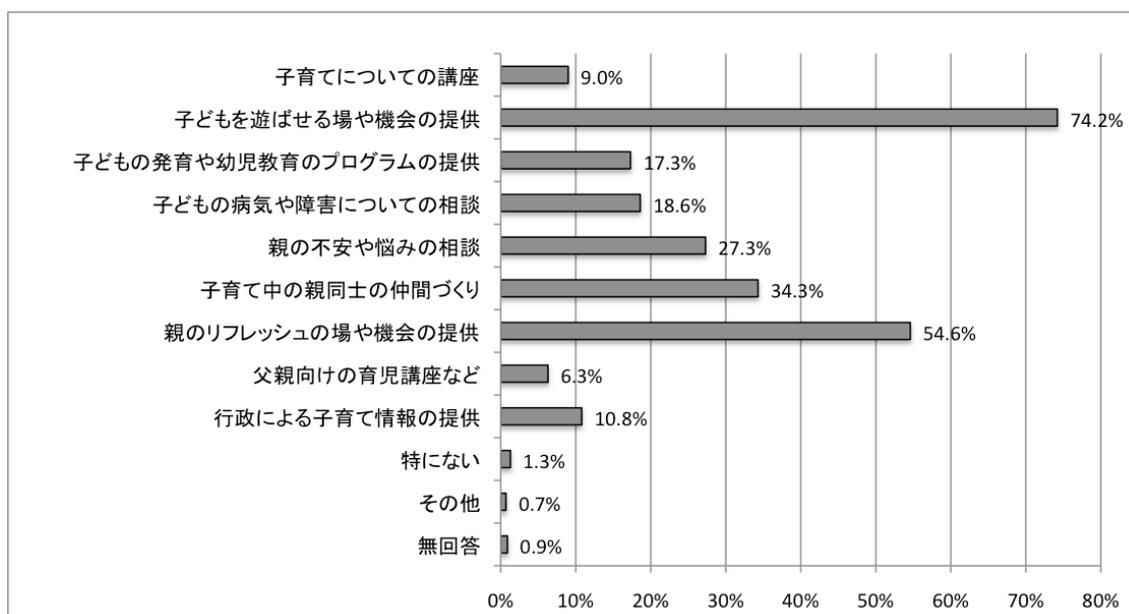
横浜は、369万人余りの市民が暮らす大都市である（2013年4月1日現在）。年齢別人口数の推移は、2005年までは年少人口、生産年齢人口、高齢人口ともに増加していたが、2006年以降、生産年齢人口は減少に転じている。年少人口も微増にとどまる一方、高齢人口が急増し、少子高齢化が進行している。横浜市の出生数は、2000年の33,598人をピークに減少傾向を示し、2006年に一旦回復したものの、その後再び減少傾向にある。横浜市の合計特殊出生率は全国平均に比べて低く、2008年では1.25となっている。ただし、その推移は全国平均と概ね似ており、2004年まで減少傾向にあったのが、2005年以降増加

に転じている。最新の 2011 年のデータでは、全国の合計特殊出生率が 1.39 であるのに対し、横浜市は 1.28 である。

また、横浜市の女性の労働力率は年々高まってはいるが、全国と比較すると、M 字カーブの底は低い。右側の山も低いことから再就職率も低いことが分かる。さらに、横浜市の特徴として、市外からの転入や市内における転居が多く、身近なところに子育てを支えてくれる人がいないなど、孤立した子育てを行っている家庭が少なくない（横浜市、2010：20）。「次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定のために横浜市が 2008 年度に実施した「子育て支援に関するニーズ調査（未就学児保護者）」によると、「日ごろ、子育てに対する支え（育児を手伝ってくれることなど）がありますか。」（複数回答）という質問に対し、「祖父母等の親族による子育てに対する支えが日常的にある」と回答した割合は 23.7%にとどまっており、「祖父母等の親族による子育てに対する支えが困ったときだけある」が 29.7%、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族に預かってもらえる」が 47.4%であった。緊急時においても親族のサポートが得られない者が半数を超える。また、「日常的に子どもを預けられる友人・知人・隣人がいる」割合は 7.0%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを預けられる友人・知人・隣人がいる」割合は 29.7%であった。そして、親族によるサポート・友人によるサポートの「いずれもない」割合も 14.8%となっている（横浜市、2009）。

このような状況の中で、子育て中の親たちは日頃の子育てについてどのように感じているのだろうか。同調査によると、「子育てについて、不安を感じたり自信が持てなくなることがありますか」という質問に対し、出産後半年間では、31.4%の人が「よくあった」、38.6%の人が「時々あった」と回答している。特に、祖父母や親族、友人・隣人等による子育ての支援がない人に、子育てに不安を感じる割合が高い。また、「子どもを虐待していると思うことがあるか」という質問に対しては、1.3%の人が「よくある」、23.6%の人が「ときどきある」と回答している。そして、「日常の子育てを楽しく、安心して行うために必要なサポート」として、「子どもを遊ばせる場や機会の提供」を 74.2%の人が、「親のリフレッシュの場や機会の提供」を 54.6%の人が、「子育て中の親同士の仲間づくり」を 34.3%の人が求めている（横浜市、2009）（図表 4-5）。転勤族が多く、祖父母や親族、友人などのサポートが少ない者が多い状況の中で、子育て中の親子は孤立しがちであり、子と親が集える場へのニーズが高いことが分かる。

図表 4-5 日常の子育てに必要なサポート（横浜市）



出典：横浜市，2009，『子育てに関するニーズ調査（未就学児童保護者・小学生保護者・小学生本人）報告書』。

（２）横浜市の子育て支援の取り組み

では、横浜市は、どのような取り組みを行っているのだろうか。横浜市は、子育て支援の取り組みにおいて先進的な自治体である。369 万人余りの市民が暮らす大都市であり、行政区が 18 区ある。その行政区はそれぞれ異なった様相を呈しているが、現在では、18 区全てに地域子育て支援拠点を整備している。また、「地域子育て支援拠点の設置事業」や「親と子のつどいの広場事業」以外にも、「私立幼稚園はまっ子広場事業」、「保育所地域子育て支援事業」、「子育て支援者事業」、「横浜子育てサポートシステム事業」、「乳幼児一時預かり事業」など、親子の交流の場や、地域の中で子どもを預け預かるサポートシステムの充実を図っている。

近年の施策としては、次世代育成支援対策推進法（2003 年 7 月成立）に基づく行動計画として、横浜市では 2005 年 4 月に、横浜市次世代育成支援行動計画（前期計画）「かがやけ横浜こどもプラン」（2005 年度～2009 年度）を策定した。さらに 2006 年 4 月、こども青少年局が発足したことに伴い、局設置の目的である「生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開」、「福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組」を推進するため、2008 年 4 月に「横浜市青少年プラン」（2004 年 7 月策定）と統合し、次世代育成支援行動計画（前期計画）「かがやけ横浜子

ども青少年プラン」として、これを推進してきた。さらに 2009 年には、2010 年～2014 年度を計画期間とする「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定している。「後期計画」の基本目標の第一は、「子ども・青少年を育む多様な「成長空間」を創る」ことであり、具体的には、①安心して過ごせる場や機会を創る、②多様な交流や体験を得られる場や機会を創る、③家庭の子育て力を高める場や機会を創る、の 3 点が挙げられている。第二は、「成長空間を支える『地域力』を高める」ことであり、具体的には、①地域の中で子ども・青少年への関心を高め、支援の担い手を広げる、②情報・ノウハウの共有化や課題解決のためのネットワークを強化すること、が挙げられている。第三は、「市民の参画を促す『共生社会』を実現する」であり、具体的には、①すべての人がともに生きる社会の実現、②企業の社会的責任と取組の推進、が挙げられている。「後期計画」では、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至る、おおむね 30 歳未満の子ども・青少年とその家庭を対象に、ライフステージを一貫した施策を展開することを目的としており、その対象はますます大きく拡大している。

また横浜は、自治体の子育て支援施策に力を入れているのみならず、古くから市民活動が盛んな地域でもあり、NPO をはじめとした多様な団体が活動している（横浜市立大学国際総合科学部ヨコハマ起業戦略コース、2009；内海・桜井、2003）。そして、NPO などの市民活動団体や個人をつなぐ横のネットワークも発達している。例えば、「よこはま一人子育てフォーラム」は、横浜市内 18 区の子どもの育ちや、親を応援する人が参加し、親も子どものびのび暮らせる地域社会の実現のために活動している団体である。乳幼児の居場所調査やシンポジウムの開催などを市との協働で行っており、子育て環境について話し合える場を作るとともに、地域に合った子育て支援策を社会に提言している。また「神奈川子ども未来ファンド」は、複数の NPO と NPO 支援組織の連携によって生まれたテーマ型のローカルファンドであり、乳幼児から若者、思春期に至る支援の場を支えるファンドである。このように横浜には、個人や団体同士が支え合い、行政と協働したり、社会に発信するための様々なネットワークや中間支援組織が発達している。すなわち、市民活動とそれを支える中間組織、行政が協働し、子育て支援活動・政策を展開している地域だといえるだろう。

以上、横浜市の子育てをめぐる状況と子育て支援の取り組みを概観してきたが、本論文で横浜を対象とする理由は次の通りである。先述のように、横浜は、全国と比較して合計特殊出生率が低く、少子化がより深刻な地域である。また、女性の労働力率を示す M 字カ

ープの底は深く、出産とともに仕事を辞め、子育てに専念している女性が多い。また、転勤族が多く、日常的な子育てサポートを受けられる人の割合は低いなど、子育て専業で孤立した子育てを行っている家庭が少なくない。このような傾向は現代の日本全体において少なからず見られる傾向ではあるが、横浜は、現代日本の都市型の子育て環境が抱える問題がより凝縮されている地域であるといえる。ゆえに、横浜を対象とすることで、これらの問題をよりクリアに捉えることができるのではないかと考える。

さらに横浜は、子育て支援活動を先駆的に行ってきた地域であるとともに、NPO と自治体との協働という側面においても、先進的に子育て支援活動・政策を展開している地域であるため、日本の今後の動向を見る上で、示唆的だと考える。

以上のような理由から、第5章以降では、横浜で活動する子育て支援 NPO の「ひろば」をめぐる実践に焦点を当て、分析を行う。

4. NPO「Y」の「子育てひろば」の概要

第5章以降で調査対象として取り上げるのは、全国に先駆けて先駆的な取り組みを行っている横浜市 A 区で活動する子育て支援 NPO「Y」の「ひろば」を中心とした一連の取り組みである。3 節では、様々な運営主体によって、様々な場所で「ひろば」が展開されていることをみてきたが、本研究が対象とするのは、NPO 法人が運営する、商店街の空き店舗を利用した「ひろば型」の「ひろば」である。

筆者は、序章でも述べたように、2004 年 7 月から 2012 年 3 月にかけて、ボランティアとして NPO「Y」の「ひろば」に関わりながら参与観察を行うと同時に、2006 年 9 月から 2012 年 3 月にかけて、「ひろば」に通う利用者の母親やそこで働くスタッフ、ボランティアに聞き取り調査を行っている。

NPO「Y」は、2000 年 4 月に NPO 法人として設立され、全国に先駆けて当事者主体の活動を展開している団体である。この NPO は、出産とともに仕事を辞め、家庭という閉ざされた場で孤独な子育てを行っていた母親たちが、親と子が集える場所が欲しいという思いから連帯して立ち上げたものである。立ち上げを行った母親たちは、1985 年の男女雇用機会均等法の成立以降に就職し、男性と同等の立場でキャリアを形成してきた「均等法世代」の女性たちである。企業でキャリアを積み重ねながらも、出産後、仕事と子育ての両立の困難さから仕事を辞め、専業主婦になった女性たちである。彼女たちは、「地域で共に育ち合う子育て環境づくり」を目指して活動を行っている。

この NPO の活動の中心は地域子育て支援拠点事業の「ひろば型」に当たる子育て支援施設、すなわち、主に 0～3 歳の子どもと親がいつでも立ち寄り自由に過ごすことのできる常設の「ひろば」の運営である⁵⁾。第 5 章以降では、この「ひろば型」の「ひろば」での実践を取り上げる。この「ひろば」は、商店街の空き店舗を利用したものである。商店街の一角にあり、広さは約 20 坪である。利用時間は火曜日から金曜日の 9 時半から 16 時（毎月第 3 土曜日の 10 時から 14 時）である。現在では一日に約 10～15 組の親子が利用している。

全国に 5,700 カ所以上ある「ひろば」には無料のもの／有料のもの、常設のもの／常設でないものと様々な「ひろば」が混在しているが、今回対象とする「ひろば」は、有料の常設の「ひろば」である。また、スタッフが 2 名常駐しており、時にはシニアボランティアや学生ボランティアも活動している。子育て当事者のみならず、多様なアクターが関わることにより、母子という関係に閉じることのない多元的な関係が作り上げられている⁶⁾。

「ひろば」の会費（利用料）は 1 ヶ月フリーパスが 2,100 円であり、1 回 300 円での単発利用も可能である。この会費の設定には、NPO を立ち上げた母親たちのこだわりが詰まっている。会費は、プログラムなどのサービスに対する対価ではなく、「施設を維持するための分担金」という考え方をとっている。利用料という形にすると、利用者はサービスを受ける「お客様」になってしまうため、会費という形でお金を払うことで、自分も「ひろば」づくりに参画しているという意識を持ってほしいという彼女たちの意図がある。「ひろば」にやってくる母親たちが、支援の客体にならず、主体として関わることのできる工夫がなされているといえる。

また、この「ひろば」は、原則としてノンプログラムである。NPO「Y」では、立ち上げ当初から、「ひろば」を、スタッフが利用者に対してサービスを提供する場にするのではなく、利用者とともに作り上げていく場にするのを重要視してきた。10 割のうち 1 割は、次の例のように、やり切らずに残しておくのであり、そのための様々な工夫がなされている。例えば、おもちゃ置き場には、それぞれのおもちゃの所定位置が分かるように、おもちゃの写真が貼られている。写真があれば、利用者の母親や子どもたちであっても、おもちゃを自分で元の場所に片付けることができる。スタッフがすべてを用意し、利用者を「お客様」にするのではなく、ともに場を作り上げる仲間にするのを心がけており、ここにも、ボランティアや利用者たちが主体的に関わる仕掛けが散りばめられているのである。

NPO「Y」の「ひろば」の利用者を対象に、大豆生田が行なった調査⁷⁾によると、利用

者の 77%が専業主婦である。また、利用者の 89%が核家族であり、転居の可能性のある者が 43%である。さらに、夫の帰宅時間は遅く、半数以上の夫が 22 時以降に帰宅している（大豆生田、2006：149-152）。このように、核家族で転勤族層など子育て中の母親の多くは、親族や隣人からのサポートに期待することはできないうえ、「父親不在」の状況の中で、孤独な子育てに奮闘しながら、この「ひろば」の利用者となっているといえる。

5. 小括―「子育てひろば」と「家族の境界」

「ひろば」における母親たちのミクロな実践に着目し「家族の境界」について考察する意義は、序章で述べたように次の 2 点である。1 点目は、「ひろば」は子育て支援に関するマクロな制度・政策と子育て当事者たちによるミクロな実践の交錯する場であるということである。ゆえに、「ひろば」でいま起こっていることを詳細に分析することは、子育て支援の新展開の現代性を深く読み解く上で様々な示唆を与えてくれると考える。2 点目は、「ひろば」は「家族の境界」＝「近代家族の境界」を読み解く上で示唆的な場であるということである。落合の「近代家族」の 8 つの特徴からは、「家族の境界」には、「社交の衰退」、「非親族の排除」などで示される空間的なことと、「家族成員相互の強い情緒的關係」、「子ども中心主義」などで示される情緒的なことの 2 つの側面があることが示唆される。またこれらは、同じ空間の中での相互作用が重要な意味を持つことをあらわしている。

これを受けて「ひろば」の特徴について考えてみると、まず、「ひろば」という空間は、第 5 章で詳述するように、母親たちに「社交」の機会を提供するものである。「ひろば」の実践は、「社交の排除」として示された「近代家族」の空間的な「家族の境界」に対して、「社交」の場を提供する実践だと位置づけられる。また「ひろば」は、同じ空間の中で、母子のみならず、多様なアクター間の相互作用が行われる場であるため、子ども中心主義とそこから派生している母性中心主義の弊害を緩和する可能性があると考えられる。つまり、「家族の境界」の情緒的な側面に対しても、ある種の解放をもたらす可能性を秘めている。このように「ひろば」は、「家族の境界」＝「近代家族の境界」の現代性の中身を分析する上で極めて示唆的な場なのである。

さらに、落合の「近代家族」の 8 つの特徴から示唆を得て、第 5 章、第 6 章、第 7 章では、それぞれ、「社交」、「性別分業」、「母親アイデンティティ」をキーワードとして事例分析を行う。これらのキーワードは「家族の境界」とどのように関連しているのか。「社交」については、先述のように、「ひろば」の実践は、「社交の排除」として示された「近代家

族」の空間的な「家族の境界」に対して、「社交」の場を提供する実践だと位置づけられる。ゆえに、現代的な「社交」の場である「ひろば」における母親たちの相互作用に着目することで、「家族の境界」の現代的な様相を分析する。

「性別分業」は、「近代家族」の特徴の 1 つである。家族メンバーではない男子学生ボランティアが子育てというケアに関わる際には、「近代家族」を特徴づける「性別分業」を戦略的に利用し、ケアのアクターとしての自分の位置を獲得していく。このことから、「家族の境界」の揺るぎにくさを分析する。

「母親アイデンティティ」は、「近代家族」の特徴である「子ども中心主義」と「家族員相互の強い情緒的關係」から導きだされるものである。「家族の境界」の空間的な側面のみならず、非家族メンバーを受け入れることへの抵抗という形で現れる「家族の境界」の情緒的な側面も分析する。

これら 3 つの事例を通して見えるものとして「家族の境界」の諸相が明らかになる。以上を通して、次章以降では、日本における「家族の境界」問題の現代性と諸相をみていく。

〈注〉

1) 高齢者の介護など自立促進への社会的支援をうたう「高齢社会対策基本法」には介護は家族に第一義的な責任があるという文言はない（萩原、2008：29）。

2) 2004 年度から毎年発行されてきた『少子化社会白書』は、2010 年度から『子ども・子育て白書』に名称を変更している。

3) なお、「地域子育て支援拠点事業」は 2013 年度から機能別に再編されることとなった。従来の「ひろば型」、「センター型」を「一般型」に再編し、職員配置や活動内容に応じた支援の仕組みとする。「児童館型」は「連携型」として実施対象施設を見直すこととなった。さらに、利用者支援や地域支援を行う「地域機能強化型」も新たに創設された（厚生労働省、2013）。

4) 前身は 2004 年発足のつどいの広場全国連絡協議会である。2007 年度に、つどいの広場事業と地域子育て支援センター事業が再編された際に NPO 法人格を取得し、「子育てひろば全国連絡協議会」に名称を変更した。子育てひろば全国連絡協議会は、「子育てひろば」の運営に取り組んでいる団体・個人が、情報の共有、相互交流や調査研究、研修などを行い、「子育てひろば」など地域子育て支援の質の向上を図るための全国的なネットワークであり、そこでは、子育て当事者である親同士が気兼ねなく交流し、お互いに支えあい、情報を交換し、学びあう場を「子育てひろば」と定義している（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 HP）。

5) 2006 年からは、横浜市 A 区から委託を受け、地域子育て支援拠点事業として「センター型」の「ひろば」の運営も行っている。

6) 近年では、同 NPO の中で父親グループが誕生し、特に「ひろば」でのイベントなどの際に活躍するなど、父親の参画も進んでいる。

7) これは、大豆生田啓友が 2004 年 6 月に、同「ひろば」を利用している会員を対象に行

なった質問紙調査である。調査用紙は郵送で会員宅に送付し、郵送による回収を行なった。
120 送付し 98 名から回答を得ている（回収率 82%）（大豆生田 2006 : 149）。

第5章 「子育てひろば」における母親たちの「社交」

本章では、「ひろば」に通う母親たちの相互作用に焦点を当てる。そして、「ひろば」において母親たちはどのような相互作用を行っているのか、その相互作用は母親規範に対してどのような意味を持つのかを分析する。そこからは、母親たちが、社交によって共感空間をつくりあげていることが明らかになる。そして一方では、母親ならばこうしなければならないと思っていた母親規範から一定程度距離をとることが可能になり、他方では、母親として振る舞う自分を楽しむことが可能となっていることが示される。

1. 「子育てひろば」をめぐる先行研究の検討

「ひろば」に関する研究はまだ緒についたばかりだが、保育や児童福祉の分野を中心に少しずつ研究が蓄積されてきている。それらは、専業主婦家庭の子育ての困難を解消するために、地域における「ひろば」が必要とされていることを時代状況に即して論じると同時に、「ひろば」の実践事例を紹介し、その存在をクローズアップしてきた点に大きな意義がある（原田、2002；垣内・櫻谷、2002；大豆生田、2006等）。また近年では、社会学の分野でも「ひろば」の効果や意義についての量的研究などが現れている（生協総合研究所、2009）。そこでは、従来の問題対応型支援、専門的支援とは異なる、「ひろば型」支援とも呼べるような新たな予防型支援の効果が分析されている（福川、2009：4）。そして、常設型の「ひろば」の有効性（渡辺・加藤・関、2009）や、「ひろば」におけるスタッフの果たす役割の重要性（渡辺、2009）、「ひろば」における緩やかかつ多様な人々との出会いや交流が生み出す効果（赤井、2009）などが指摘されており興味深い。他にも、初めての子どもを連れている親と2人目以降の子のいる親では、前者に多くの「ひろば」の効果が見られること（近本、2009）や、フルタイムで働く母親と専業主婦では、前者の方が「ひろば」の効果スコアが高い項目が多いこと、「ひろば」から先に広がる関心領域では、専業主婦層の仕事志向が強いこと（相馬、2009）など興味深い結果が報告されている。

しかし、「ひろば」での母親たちの関係性が具体的にどのようなものになっているか、「ひろば」という場がどのように構成されているかを相互作用に着目して論じた研究はまだ多くない。「ひろば」での母親たちの関係性に着目した貴重な研究の1つに、戸江哲理の研究がある（戸江、2008；2009；2011等）。戸江（2009）は、会話分析の立場から、「ひろば」での母親同士の関係性のつくり方を詳細に分析し、自分たちの子どもの様子を語り合う「他

愛のない会話」が、母親たちの関係性をつくる上で重要な役割を果たしていることを指摘している（戸江、2009）。ただし、戸江の指摘を踏まえた上で一步踏み込んで、「他愛のない会話」がいかなる意味において重要なのか、また、「他愛のない会話」を含めた相互作用を通じて、彼女たちは何を達成しているのかを主題的に論じていく必要がある。

先述のように現代の母親たちは、よりよい母親であることを強く引き受けていくことによって子育ての困難を抱えている。彼女たちは、「母親は子育ての第一義的な責任を負うものである」、「母親ならば常に子どもによりよいケアをしなければならない」など様々な規範に拘束されている。本章では、「母親であること」をめぐるこうした様々な規範を母親規範と表現する。そして、「ひろば」において母親たちはどのような相互作用を行っているのか、その相互作用は母親規範に対してどのような意味を持つのかを分析する。

2. 社交を通じた感情の共有と相互承認

本章の4節以降で具体的に論じていくが、今回対象とする「ひろば」においても、「他愛のない会話」が繰り返されていく場面をよく目にする。そこでは、会話の内容自体が重要なのではなく、会話を積み重ねていくことこそが重要である。このような「ひろば」での相互作用を読み解いていく際に、ジンメルの社交の概念は有効な視点を提示している。

社交とはジンメルによると「社会化の遊戯形式」である。純粋な形態における社交は、具体的な目的や内容に先立って、話すこと自体に大きな意味がある。また、これらの社会化には、内容とは別に、「自分たちが社会を形作っているのを楽しむという感情や満足が附着」している（Simmel, 1917=1979: 72）。加えて、同じく社交について論じる中で山崎正和は、社交には礼儀作法が必要であること、礼儀作法が人を目的達成にあせる情熱から解放し、感情を半ば対象化させること、そして、社交は感情を共有する行為であることを指摘している（山崎 2003: 34-35）。こうした感情の共有は、時には賞賛、ねぎらい、評価などの形をとらないながら相互承認へとつながると考えられる。

以上のようなジンメルと山崎の指摘を受け、本稿では、社交を「一定の礼儀作法のもと、会話をはじめとした様々な相互作用を通じて、適度に抑制された感情を共有し、相互承認をもたらす実践」と捉える。そして、「ひろば」における母親たちの社交に注目し、それが具体的にどのように行われているか、また社交を通じて彼女たちは何を達成しているのかをみていく。これらの分析から、社交を通して彼女たちが母親規範を相対化していく側面があるとともに、自分が母親であることを再帰的に自己規定していく側面があることを明

らかにする。

3. 母親たちの「社交」の事例分析

本章で扱うデータは、筆者が2011年1月～2011年7月にかけて、「ひろば」に通う利用者の母親13名に行った聞き取り調査の結果である。聞き取り調査は、主に「ひろば」の一角にある、通常、彼女たちがお茶などを飲むスペースにて、約1時間から1時間半にわたって行った。半構造化面接法を用いて、「ひろば」に通うきっかけ、「ひろば」に通う理由、「ひろば」での過ごし方、普段の子育て状況などについて話してもらった。「ひろば」のメインユーザーである専業主婦の語りのうち、本稿では「ひろば」に通う頻度や「ひろば」への関わりの度合いが高い5名（週3回以上通うAさん、Bさん、Eさんと、週に1～2回通うCさん、Dさん）の語りを取り上げる¹⁾。

「ひろば」に通っている母親たちの多くは現在専業主婦であり、年齢は30代が中心である。核家族世帯が多く、親族からの日常的なサポートは期待できない者が多い。また今回取り上げるのは、結婚や出産を期に仕事を辞めた母親たちで、いずれもそれまでに10年前後の就労経験を持つ。夫の転勤や通勤の難しさ等により仕事を辞めているが、働く「楽しさ」も経験している母親たちである。彼女たちのなかには復職を希望する者もいるが、「がつつり働きたい」けれども「子どもの様子を見ながら」考えると語る者、戻りたいけれども、「(仕事と子育てを)両立できるなら」働いてもいいと言う夫との関係のなかで専業主婦となっている者、保育園になかなか入れない状況のなかで現在は子育てに専念している者など、子どもや夫、制度等とのせめぎあいのなかで、子育てに専念することを「選択」している。

4. 母親たちの多様な「社交」と共感空間の構築

(1) 共通の話題としての夫への愚痴

「ひろば」は、主に母親たちが平日の日中を中心に一定時間通う場であり、時間と空間が限定された場所である。NPOが運営する公的な場ではあるが、当NPOが「親子がいつでも気軽に立ち寄り、自由に過ごせる空間」と呼んでいるように、出入り自由のセミフォーマルな場である。山崎は、社交には時間と空間の限定が必要であると述べている。人間を付かず離れずの中間的な距離につなぐ関係である社交は「脆く危うい関係」であるため、「注意深い努力のもとに、限られた時間と空間のなかにしか成立しない」。そして、現象と

してみれば、社交の時間は、「人が適度の緊張を保ってくつろぐ時間」であり、社交の場所は「なかば公的な形式を備えた私的空間」である（山崎、2003：26）。「ひろば」もまさに山崎の指摘するような条件を備えた場だといえる。

では母親たちは、「ひろば」でどのように過ごしているのだろうか。まず彼女たちは、きれいな格好で「ひろば」にやってくる。そして、丁寧な言葉遣いで談笑していることが多い。このような「ひろば」の風景をみていく際に、石川准の議論が参考になる。石川准は、山崎に依拠しつつ、社交を「よそゆきの自分を見せる身振り、感情ワーク、目的のない会話、礼儀作法によって他者を承認する身振りの交換」と定義している（石川 2004:201）。本節では、こうした石川の議論を踏まえた上で、「ひろば」の母親たちの社交をみていく。

例えば、きれいな格好でやってきて和やかに談笑するという彼女たちの身振りは、まさに「よそゆきの自分を見せる身振り」であり、適度に距離を取ったうえでの他者に対する敬意の表出と理解することができる。彼女たちは、時には「ひろば」の外で遊ぶ子どもを追いかけて過ごすこともあるが、常に子どもに付きっきりで過ごすわけではない。子どもを目の届く範囲で遊ばせながら、母親同士でおしゃべりをして過ごすことが多い。NPOの作業的な仕事等を手伝いながら会話が繰り広げられることもある。話の内容は子育てに関することが多いが、「他愛のないこと」、「くだらないこと」だとみな口を揃えて言う。ここでは「目的のない会話」が繰り広げられている。「ひろば」に通い始めてから3年近くになり、現在もほぼ毎日「ひろば」に通い続けているAさん（30代後半、子ども1人、2人目を妊娠中）は、次のように語ってくれた。

えー、何しゃべってるんだろうねえ。くだらないことじゃないの？悩んでるって感じでもないし。来てる人に限ってあんまり悩んでないっていうか。なんだろう、笑って終わっちゃう、みたいな感じじゃない？みんな・・・どうでもいい話なんで、パパとかね、パパの話とか、パパと子どもたちのおかしい話とか。なにしゃべってるのかなあ。（Aさん）

彼女たちにとって、話の内容は特に重要ではなく、話すこと自体に意味があるのであり、「おしゃべりする」という相互作用そのものを楽しんでいるといえる。Aさんは現在、夫と子どもの3人暮らしであり、夫の帰宅は21時頃である。Aさんの母親が月に1回3～4時間ぐらい訪ねてくることもあるが、日常的なサポートは期待できず、特に平日は子育てを

「1人でやってるっていう感じ」だと語る。家の中で子どもと過ごしていると、「大人と話すことなく1日が終わることもある」という状況のなかで、大人同士の会話ができることの意義は大きい。

しかし、おしゃべりの際にも、どこまで自分をさらし、どこまで自分を隠すか、相手のプライバシーにどこまで踏み込み、どこで遠慮するかという距離感覚の繊細さが要求されるのであり、それは話題の選び方にも現れている。そこでの話題は、子育てについての情報交換、子どものマイブーム、週末の過ごし方、夫への愚痴などが主であり、多くの母親に共通する当たり障りのない話題が選択されている。

また彼女たちは、それぞれの子育てに過剰に口出しすることはほとんどない。家庭での子育てのやり方や子どものことを話す際にも、「否定しない」という礼儀作法がある。彼女たちは、お互いの子どもの成長を見守り、子どもの成長・変化に気づいた場合は、それを口にし合い、日頃の子育てについて披露し合いながら、互いのがんばりを労い合い、他者を承認する身振りの交換を行っている。その際に、過度に感情的になることはなく、「感情ワーク」を行いながら、適度に抑制された感情を緩やかに共有している。石川は、最高の社交家は「感受性が鋭いのであって、本来は自分のものではない感情も、いつでもまさに自分のものとして感じ取ることのできる」人であるというが（石川、2004：200）、「ひろば」の母親たちも、愚痴を含む「他愛のない話」をしながら、他の母親たちと感情を共有し合っていると考えられる。また石川は、「礼儀作法により感情を表出する容器ができる。これにより礼儀作法を装って自分の好意を相手に伝えることが可能になる。」（石川 2004：202）とも述べているが、「否定しない」という礼儀作法に乗ることで、自分たちの感情を表出することが可能になっている。そして彼女たちは、「ひろば」の社交様式に自分を従わせることで、初めて「ひろば」の社交の魅力を享受するのである。

先述のように、彼女たちの会話でよく登場するのは「パパの愚痴」（夫への愚痴）である。彼女たちの夫は、帰宅時間は21時以降の者が多く、平日はなかなか子どもと関わる時間がないのが現状ではあるが、別途行った彼女たちの夫への聞き取りによると、必ずしも子育てに非協力的な夫たちではなかった。土曜日には妻らの意向で、夫らが子どもとともに「ひろば」に足を運ぶなど、「できる範囲で」子育てを担おうとしている夫たちであった。しかし、彼女たちの会話の中で、「パパの愚痴」が登場することは多い。これは、「パパの愚痴」が、彼女たちが会話を行っていく上で、身近で入りやすい話題だからである。ここでは、夫が平日子育てに参加できないことを強く批判したり、自分のみに子育ての負担がかかっ

ている状況を変革していくことが目的とされているわけではなく、「パパの愚痴」を1つの糸口として、会話そのものを楽しむことが目的となっている。「パパの愚痴」は、「ひろば」に通う多くの母親たちに共通するものであり、会話を盛り上げる格好の話題である。

だが、そこではただ話題として「パパの愚痴」が取り上げられているだけではなく、ゆるやかな感情の表出も行われている。「ひろば」に通い始めてから約1年半で、ほぼ毎日通い続けているBさん(30代後半、子どもは2人、現在3人目を妊娠中)は、夫に子どもや子育てのことを話すこともあるが、「パパは話しても分かんない。ピンと来ないというか」と語る。例えば「ひろば」では、子ども同士がケンカする場面が度々あるが、ケンカを止めるのは一苦勞である。夫はその場面を実際に見ていないため、彼女の苦勞を「分かってくれない」。そのような夫への感情を会話を通じてゆるやかに吐き出すことで共有し、共感し合うとともに、自分たちそれぞれが納得している側面もあると考えられる。すなわち、彼女たちは、「パパの愚痴」を共通の話題として語ることで、会話を継続させ、感情を表出させている。社交とはこのように「他愛のないこと」を語り合うことで感情の共有を行いながら、共感空間を作り上げる1つの実践といえるのではないだろうか。

(2) 「ひろば」を「みんなで作り上げている」という実感の創出

—様々な社交のバリエーションから

さらに、新しく「ひろば」に来た人がいる場合の社交と、長年「ひろば」に通い続けている人同士の社交のあり方についてみてみたい。なぜならば、「ひろば」に通い始めてからの期間(以下、「ひろば歴」)や通う頻度によって、様々な相互作用がみられるからである。そして、様々なバリエーションの社交を通して、何が達成されていくかを検討する。

「ひろば」は、定期的に通うようになると居心地の良い場所になっていくが、最初に「ひろば」に来た際には緊張したと語る母親も多い。「ひろば歴」がまだ約半年で、週に1~2回程度通っているCさん(30代前半、子ども1人)は、次のように語る。

なんかベテランっていうか、長くここに通われてる方が多いじゃないですか。だからなんか、最初はちょっとそういうのは、緊張感っていうか、入っていけるかなあっていうのは……。でも、話しかけてくれたりとかして、けっこう気さくな方が多くて。(Cさん)

Cさんは、半年前から時々「ひろば」を利用していたが、フリーパスを買って本格的に通い始めてからは2ヶ月程であり、自分のことを「ホントにまだ初心者」だと語る。Cさんは、「ひろば」に通い始めてからの期間の長い母親を「ベテラン」と呼び、通い始めて日の浅い自分を「初心者」と呼んでいる。このように「ひろば歴」によって呼称がつくこと自体、通っている長さが彼女たちの相互作用に影響を与えることを示唆している。

また、「ひろば歴」が約2年で、週に1回程度通っているDさん(30代後半、子ども3人)は次のように語る。

繰り返し何回も来るうちに、だんだん親しくなって、自分の居場所っていう感じになってきたかな。それまではなんかちょっと、おじゃましてるって感じだったんですけど。(Dさん)

CさんやDさんの語りに見られるように、常連の母親の多い会員制の「ひろば」であるがゆえに、最初は「ベテラン」の母親に対して遠慮や緊張感を感じたり、「おじゃましてるって感じ」を抱くこともある。そこで「ひろば」では、「初心者」の母親たちが入りやすい空間をつくるよう心がけている²⁾。

「ひろば歴」の浅い「初心者」の母親がいる場合には、「社交」のあり方も「ベテラン」同士の際とは異なっている。「初心者」の母親がいる際には、陣痛や出産が話題になったり、子育ての大変さを話すことが比較的多い。母親であれば多くの者が共感でき、かつ盛り上がるような話題が選択され、共感を積極的に作り出そうとする社交が行われている。そして「初心者」の母親たちも、出産の話などで盛り上がり意気投合することで、「ひろば」の遠慮気味な社交の傍観者であることをやめ、「ベテラン」たちと同じように自ら完全な社交の参加者となる。さらに「ベテラン」たちは、たとえ「初心者」が子育ての大変さや悩みなど深刻な話題を持ち出したとしても、それに共感を示し、それらの悩みを多くの母親に共通する「他愛のないこと」として語ることで、悩みそのものを「他愛のないもの」へと飼い馴らしていく技を身につけている。

このような「初心者」と「ベテラン」の会話に対して「ベテラン」同士の会話においては、「普通の友達同士のような」なにげない会話がなされることが多い。Aさんが「だっていやじゃない?毎日会ってるのに、ぐちぐち言ったら」と語るように、子育ての大変さを「ぐちぐち」話すのではなく、友達同士の会話がなされることが多い。

以上 (1) (2) でみてきたように、彼女たちは、ときには「パパの愚痴」によって、共通性を作り上げ、感情の共有をはかりながら、「ひろば」を彼女たちの「居場所」へと作り上げている。そして、「初心者」がいる場合には、より積極的な共感空間の構築がみられるなど、「社交」にも様々なバリエーションがあることが明らかとなった。「ひろば」の良さについて訊ねた筆者に対して、Bさんは次のように語った。

見てもらえて楽っていうのもあるんですけど、なんかね、私が最初に来た時の印象っていうのが、すごい親しみやすかったんですよ、みんなが。スタッフさんもそうだし、会員のここに来ていた人が、すごい話しかけてくれたりとか。なんか逆に、あれ？宗教施設なのかな？っていうぐらい親切で、だけどちょっといって、別にそんなんじゃないって。なんかホントに、たぶん、優しかった会員さんっていうのも、感謝してるからね、そうやって、新しく来た私にそうやって優しく接してくれたのかなって、今になって思うんだけど。なんかね、そういうのがつながってる感じがいいなっていう。やっぱりなんか、みんな、親子ボランティアとかいってき、ボランティアっていうと大げさなんだけど、お金じゃなくて、やってあげることで返していきたいみたいな、ボランティア精神ですよ、そういうのがつながってる感じがいいなと思って。なんか、みんなで作り上げてる感じがする。(Bさん)

Bさんの語りからは、彼女が「ひろば」を「みんなで作り上げている」ものとして理解していることが分かる。彼女が最初に「ひろば」に来た際にも、スタッフや他の母親たちが「すごい話しかけてくれたり」、「優しく接してくれた」経験を持っている。そして彼女は、いま、親子ボランティア³⁾をしながら、新しく来た人に自分がしてもらったことを「やってあげることで返していきたい」と語っている。いったん、「ひろば」の社交が与える魅力を経験すると、彼女たちは与えられるだけの存在を脱し、力を与える存在となる。Bさんはまた次のようにも語っている。「常にここに行けば誰かがいるっていう、そういう安心感とか。おしゃべりする相手がいるっていうか。スタッフの人もね、ここはすごい親しみやすい方が多くて、気が楽なんですよ、しゃべってるだけで」。お互いがお互いのことを気かけながら「おしゃべり」できること、すなわち社交が彼女たちにとっては重要であり、それが、「つながってる感じ」を生み、さらには「ひろば」を「みんなで作り上げている感じ」を創出しているのである。

5. 「母親であること」をめぐる試行錯誤

4節では、母親たちは「ひろば」での「他愛のない会話」を介した社交を通して、ゆるやかな感情の共有を行っていること、また、様々な社交のバリエーションによって、共感空間をつくりあげていることをみてきた。以下では、こうした社交を通じて、意図せざる結果として彼女たちに、母親規範をめぐる見逃すことの出来ない変化が生じていることを指摘したい。それを考える上で示唆的なのが、先に登場したAさんとEさん（30代前半、子ども2人、「ひろば歴」約2年）の会話である。Eさんは、Bさんと同じく「ひろば」の親子ボランティアをしており、Aさんと同様に「ひろば歴」の長い「ベテラン」と呼ばれる母親である。筆者がAさんに対して聞き取りをしていた際に、「子育ては努力しても必ずしも報われない」という話題になった。ちょうどそこに通りがかったEさんが、その話を聞いて一時的に会話に参加し、次のようなAさんとBさんの会話が繰り広げられた。

E：子どものためにいろいろ考えても、逆に叱るだけになっちゃってね。

A：頑張ったものの方が食べないんだよね。すり身とかさあ、頑張ってゆでて作ってもね。

E：付け合わせに買った惣菜とかばかり食べてたり。

A：最初はやっぱり、こう、夜は夜でこういうものを、とか。

E：そうそう、もう手作りでやろうと思って、頑張って気合い入れてやってもね。こっちの方に置いてあったパンとか、朝食の残りのパンとか見て、「こっちがいい」とか。

A：せっかく作ったのに、って。

E：頑張れば頑張るほどけんかになるから、頑張らないことにしたの。

A：だんだん適当になってくるよね。私はもともと適当だけどね（笑）。

ここでは彼女たちは、これまで「子どものために」といろいろ工夫をし、努力してきた経験について交互に語っている。そして、「頑張れば頑張るほどけんかになる」ため、「頑張らないことにしたの」とEさんは会話を着地させている。それに対してAさんは、「だんだん適当になってくるよね。私はもともと適当だけどね」と続けて語ることで、2人の会話に笑いを起こし、場を和ませている。

ここではEさんとAさんは、同じ話題について語っているように見えるが、実際は、E

さんと A さんそれぞれの子育てにおける経験を語っている。それぞれが、自分たちの努力が報われなかった経験を語ることを通して、会話が継続され、それによって共感空間が作り上げられている。そして、共感し合うなかで、それぞれのこれまでの努力や頑張りに対して相互承認を行っている。共感している中身は E さん、A さん、それぞれで異なる可能性もあるが、会話を継続させることによってそれぞれに何らかの気づきがある。すなわち、社交を通じて共感空間ができあがることで、結果的に、彼女たちは再帰的に自己をモニタリングしていると理解できる。

それは一方で、彼女たちが、母親ならばこうしなければならないという思い込みから自由になる側面をもつ。先の会話では、A さんと E さんは、互いの努力を呈示し合うことで、「頑張らなくてもいい」ということを共有している。また別の例を挙げれば、E さんは聞き取りの際に、自分の子どものトイレトレーニングがスムーズにできなかったことについて、同じ経験がある母親の話を「ひろば」で見聞きすることで、「このまま様子見ようかなあ」と少し余裕をもって子どものことを見られるようになったと語った。A さんは、「ちょっとした」悩みを口にした際にも、「うちもの」と共感してくれる仲間がいるため、「悩みが悩みにならない」と語っている。このように、「ちょっとした」悩みや愚痴、失敗談などを言語化し「他愛のない会話」が繰り返されることで、その悩み自体が「他愛のないこと」へと変化していく。そして、「こうしなければ」と思っていたこと、すなわち、ある種の母親規範から距離をとることが可能になっている。

また他方で、そうした「他愛のない会話」を通じて、日常的に行っていることを自己呈示することで、相互に承認し合っている。先の A さんと E さんの会話の例では、「子どものために」様々な工夫をこらしていることを呈示することで、頑張っている自分を肯定する側面があった。その様子からは、彼女たちが、母親であることの楽しさを再確認し、享受する側面もあることがうかがえる。年齢も近く、同じように子育て真っ最中で、子育ての大変さを共有できる者同士であるからこそ可能になることだと考えられる。

別の例を挙げれば、「ひろば」には、「他愛のない会話」をしながら、子どもたちの成長を見守るような場面が度々ある。子どもが初めて歩く瞬間を皆で見守り、母親のところまで歩いたら、その母親は子どもを抱きしめ、皆で拍手する、というような場面である。ここでは、子どもの成長や喜びの共有がなされており、彼女たちは母親としてふるまっている自分たちを楽しんでいるとも考えられる。平日の昼間に「夫が不在」の家庭の中、子どもと 1 対 1 で向き合っているにもかかわらず、そうした成長の喜びや子どもの変化を共有したり、母親

である自分を呈示することはできないが、「ひろば」はそれが可能な場所となっている。

以上みてきたように、彼女たちは「ひろば」での社交を通して、自己を再帰的にモニタリングしており、社交という相互作用が母親みずからに対して影響を及ぼすことが明らかになった。彼女たちは「こうしなければならない」という母親規範を相対化すると同時に、母親として振る舞うことに楽しさややりがいを感じている。「母親であること」は子育て専門を「選択」した彼女たちにとって、アイデンティティの安定性の根拠になっている。つまり「母親であること」をめぐる強固な規範からは自由になりたい一方で、「母親であること」を降りたいわけではない。ゆえに、自らが「母親であること」を相互承認できることも、彼女たちにとっては「ひろば」の大きな魅力の1つになっていると考えられる。

6. 小括—「社交」と共感空間の構築

本稿では、「ひろば」における母親たちの社交がいかなるものであるのか、また、それらを通して彼女たちは何を経験しているのかをみてきた。まず、母親たちは、「否定しない」という礼儀作法にのりつつ、「他愛のない会話」を繰り返して、「感情ワーク」を行いながら、適度に抑制された感情を緩やかに共有していることを明らかにした。彼女たちの会話でよく登場するのは「パパの愚痴」であり、これを共通の話題として語ることによって、会話を継続させ、感情を表出させながら、共感空間を作り上げていた。また、彼女たちの社交のあり方は多様であり、「初心者」がいる場面では、より積極的な共感の構築を行っていた。社交とはこのような共感空間を作り上げる1つの実践だといえる。

そして、社交により、意図せざる結果として、彼女たちは再帰的に自己をモニタリングしていることが明らかとなった。一方では、「他愛のない会話」が繰り返されることによって、母親ならば「こうしなければならない」と思っていた母親規範から一定程度距離をとることが可能となり、他方では、会話を通して自己呈示することで、母親として振る舞う自分を楽しむことが可能となっていた。

「ひろば」は、こうした社交の機会を制度的に提供しているという点において、極めて現代的な場だといえるだろう。1990年代には母親たちの「公園デビュー」が話題となったが(本山、1995)、「ひろば」が公園と異なるのは、常に目配りしてくれるスタッフのいるセミフォーマルな場である点である⁴⁾。そのことが、一定のルールに基づく「ひろば」ならではの社交を可能にし、共感空間の構築につながるとともに、彼女たちの居心地の良さにつながっていると考えられる。

現在、さまざまな子育て支援の取り組みがなされていく中で、「ひろば」型支援は母親支援であると言で語られることもある。しかし、その中身は多様であることを述べた。また、「ひろば」は単に母親たちの交流の場を提供しているに過ぎないと見られることもあるが、交流の場における母親たちの社交実践の営みこそが重要な意味を持つことを本稿は明らかにした。

冒頭で述べたように、「ひろば」は「地域子育て支援拠点事業」という政策的支援のうえにある営みであるため、政策が変わり予算が削減されれば、継続が困難になる「ひろば」もあるだろう。しかし、現在も第一子出産時に半数以上の女性が仕事を辞めており、女性労働力率のM字型は簡単に変わるものではないため⁵⁾、「ひろば」へのニーズは存在し続けるのではないかと。また「ひろば」は元々、制度的な後ろ盾のない中、子育て当事者の母親たちが連帯して立ち上げた場である。彼女たちは、支援対象であるのみならず、相互実践の主体でもあることが「ひろば」の特徴の1つである。ゆえに、社交を通して相互にエンパワメントしていく彼女たちの活動実践は、今後も持続していくと予測される。

1節で述べたように、現代日本の母親たちは、都市環境の変化による物理的な孤立により子育ての困難を抱えているのみならず、閉じた母親アイデンティティの拘束によって、子育て責任を一身に背負うものが少なくない。「ひろば」は、このような母親アイデンティティの拘束状況に対して、一人一人が社会的に要請される母親規範と葛藤しながらも折り合いをつける母親相互の共感空間、多様な社交の場となっているのではないだろうか。

〈注〉

¹⁾ 13名の対象者のうち、1名は育休中、1名はアルバイト、1名は正社員（土曜日のみ「ひろば」を利用）、残りの10名は専業主婦である。対象者の属性や背景については、本文中の記述において適宜説明を加える。年齢や子ども的人数、職業等はいずれも調査時点のものである。なお、育休中や就業中の母親の語りからは、「ひろば」に通うことについて、別の意味が見いだされたが、それについては別稿で改めて分析を行う。

²⁾ 初心者が入りやすい空間づくりのためには、スタッフの声かけや母親たちがグループ化しないような配慮等々、スタッフの役割もとても重要であるが、それについては別稿で論じる予定である。

³⁾ 親子ボランティアとは、親子が「ひろば」を利用しながら、簡単なボランティアをするものである。お昼にお茶を出すのを手伝ったり、電話をとったり、新しく見学に来た方に簡単な「ひろば」の説明をしたり、イベントの企画をしたりしている。

⁴⁾ Aさんは、「私がいいなと思ったのは、スタッフさんがいてくれること。公園デビューとかってあるけど、そんなのよりハードルが低いっていうか。話しかけてくれる人が必ず

いるし、お仕事だからさ。」と語っている。

⁵⁾ 「第1回21世紀出生児縦断調査」によると、2001年出生児では出産前後に無職になった割合が67.4%だったのに対し、2010年出生児では54.1%と、その割合は低くなっているが、依然として半数以上を占める（厚生労働省、2010）。

第6章 「子育てひろば」に関わるボランティアと性別分業

本章では、「ひろば」で活躍する男子学生ボランティアに着目し、彼らが、母親や子どもとの多角的な相互作用を通して、ケアのアクターになっていくプロセスを分析する。ここでは、「ひろば」に通う母親にとって家族という役割関係にない学生が、性別分業を巧みに利用しながら、母親とのケアの差別化の実践を行うという、男子学生の姿が明らかになる。

1. 「子育てひろば」におけるボランティアの立ち位置

第5章では、「ひろば」における母親たちの相互作用について分析を行ったが、「ひろば」には利用者の母親の他に、スタッフやボランティアが活動している。子育て当事者がスタッフの中核ではあるものの、ボランティアとして高齢者や学生が活躍している子育て支援NPOもある。第4章でも言及した、大豆生田がNPO「Y」の「ひろば」の利用者を対象に行った調査では、高齢者ボランティアの存在についても尋ねている。それによると、高齢者ボランティアは、子どもとゆっくりじっくりと遊んでくれる存在として認識されているようである。スタッフが外部への対応も含めて忙しくなってしまうことが多いのに対して、高齢者のボランティアは比較的自由に「ひろば」で動くことができることがそのような認識につながっていると大豆生田は指摘している。親への子育てのアドバイスを行うよりも、子どもとじっくり遊んでくれる存在であることが親世代にとってはありがたく感じるようである（大豆生田、2006：175）。学生ボランティアについては、NPO「Y」で積極的な受け入れを行っている。毎年、夏季長期休暇には50名以上の学生ボランティアが登録し、「ひろば」で子どもと遊んだり、親と会話したりしている。こうした長期休暇を利用して、「ひろば」と関わりを持つなかで、その後も大学の授業の合間などを利用して継続的に「ひろば」に関わっていく学生もいる。

また、「地域子育て支援拠点事業」のなかで、「地域の子育て力を高める取組」のひとつとして、「中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施」が盛り込まれたことから、今後も、親子のみならず、ボランティアという第三者が参加する「ひろば」が増加していくことが予想される。では、学生ボランティアたちは、「ひろば」でどのように親子と関わり、どのように自分たちの位置を獲得しているのだろうか。

これまで、子育ては家庭の中で、主に母親の手によって担われてきた。子育ての第一義的な責任は母親にあるという母性観とともに、母親自身が母子一体感を「幸せな家庭」と

同一視する傾向ともあいまって、「母子密着」¹⁾の子育てが行なわれてきた(矢澤、2003:56)。このように強固に立ち現れる「家族の境界」に対して、子育てを社会に開いていくためにつくられた「ひろば」は、どのような作用を及ぼしているのだろうか。また、そこに男子学生ボランティアは、どのように関わっているのだろうか。本章では、男子学生、母親、子どもたちの間で、子どものケアをめぐるどのような相互作用が行われているか、また、男子学生たちは、どのようなプロセスを経てケアのアクターとしての位置を獲得していくのかを考察する。

2. 男子学生ボランティアによるケアの事例分析

(1) 男子学生ボランティアへの着目

NPO「Y」が運営する「ひろば」は、母親スタッフや女性シニアボランティア、女子学生ボランティア、男子学生ボランティアなど、様々なケアのアクターが関わっている場である²⁾。多様なアクターが関わっていることに、「ひろば」において、母子関係を問い直す契機があるという点に留意したい。そのさまざまなアクターのなかで、今回は男子学生ボランティアに注目する。それは、男子学生が母子に固定化されたケアの問題を最もクリアにするアクターではないかと考えるためである。母子に固定化されたケアの問題は、ジェンダー秩序に基づいて生成する問題である。よって、第三者の関わりという点で、母親とは違う性である男子学生ボランティアに注目することで、そこに働くジェンダー作用がより見えやすくなるのではないかと考える。また、男性がケアを担うことが、様々な場で必要であることが指摘されている中で、その場の一つとして「ひろば」があるとするならば、男子学生ボランティアのケアの実践に注目することに意義があると考えられる。

以上の問題関心にに基づき、本稿では、「ひろば」に関わる男子学生ボランティアへの聞き取り調査と筆者の「ひろば」での参与観察を通して、「ひろば」において、子どものケアをめぐるどのような相互作用が行なわれているかを分析する。

(2) 調査概要とデータの特徴

本章で扱うデータは、筆者が、2006年7月～10月にかけて、「ひろば」にボランティアとして関わる男子大学生5名に行った聞き取り調査の結果である。5名の「ひろば」での活動年数は、聞き取り調査時点で、Fさん(大学3年生・保育学科)が約3年間、Gさん(大学3年生・児童学科)が約2年間、Hさん(大学1年生・保育学科)は2回目、Iさん(大

学3年生・理工学科)が約1年間、Jさん(大学2年生・理工学科)が約1年間である。このうち、Fさんは2007年4月より幼稚園教諭として就職しており、Gさんは2006年10月から、介護職として働いている。Hさん、Iさん、Jさんは現在もボランティアとして活動を継続中である。聞き取り調査は、半構造化面接法を用いて行い、男子学生ボランティアが「ひろば」でどのような活動をしているか、「ひろば」に関わる人たちとどのように関係をつくっているかなどを中心に、日頃の「ひろば」での経験を語ってもらった。「ひろば」がある建物内の別室にて、5名に各々1時間～2時間の聞き取り調査を行なった。

ここで、彼らの活動を簡単に紹介しておく。彼らは、希望の曜日、時間帯を伝え、シフトを組んでボランティアとして「ひろば」に入る。午前・午後のどちらかのみ活動する場合もあれば、一日中活動する場合もあり、大学の授業やアルバイトなどと調整しながら、平均して、週に約1～2回、「ひろば」に関わっている(聞き取り調査時点)。彼らの「ひろば」での日常的な活動内容は、主に子どもをあやしたり、一緒に遊ぶことと、利用する母親との交流などである。

3. 男子学生ボランティアへの聞き取りを通してみる「ケアの場」の構成

(1) ケアへの気づき

男子学生ボランティアたちにとって、「ひろば」という親(平日は主に母親)と子どもが集う場は、これまで体験したことのない「不思議な場所」(Fさん)として生起してくる。

「ひろば」は、親の視線と子どもの視線が交錯するなかで、母親や子どもとの相互作用を通して、男子学生ボランティアたちにケアへの気づきをもたらし、ケアへと巻き込んでいく場である。ここでは、そのプロセスをみていく。

初めて「ひろば」に足を踏み入れた男子学生ボランティアたちにとって、母親の視線と子どもの視線の両方が浴びせられる場である「ひろば」は、その場に入り込んでいく難しさやとまどいを実感させられる場である。

なかなか入れないですね、やっぱり。入りづらさは、だいたいのが感じるんじゃないですかね。親の目がある安心感と、親の目があるからやりづらいついていうのがあると思うんです。そういうところを考えたときに、やっぱり、難しいんじゃないですかね。(Fさん)

「親の目がある安心感」と「親の目があるやりづらさ」との狭間で、彼らは、その場に入り込んでいく難しさを語る。「親の目がある安心感」とは、子どもが急に泣き出したり、他の子どもと喧嘩した場合、あるいは怪我をしてしまった場合など、自分たちだけではどう対応したらいいのか判断に迷った場合に、親がその場に居てくれることで、最終的な判断をゆだねることができるという安心感である。また、もう一方の「親の目があるやりづらさ」とは、子どもと関わっていく際に、親が許容してくれるであろう範囲で世話や遊びを実践していく必要があるという制約ゆえのやりづらさである。これらはいずれも、親のルールが一番であると男子学生たちが認識させられていることを意味するのではないだろうか。彼らは、親のルールを意識しながら子どもと関わる必要性を実感させられている。

また、「ひろば」は、親の視線のみならず、子どもの視線も受ける場である。初めは特に、どのように関わっていいのかとまどい、親と子どもと学生たちが互いに探り合いながら、子どもと接するきっかけを見つけていくことになる。

子どもによっちゃうけど、興味はあるんだけど、遠くから見てるっていう感じの子が多くて。…（中略）…そういう子もなんか、一度近づいて、さわっちゃうと、仲良くなれるんだけど、こっちも、なかなかさわるまでの勇気がないし、お母さんも見てるし、どうしようかなあって思いながら、たぶん、あっちもどうしようかなあって思いながら。そこで行くのは、僕らが行かなきゃ行けないのかなあって、積極的に行こうかなあって。（Jさん）

ここでJさんは、子どもに「さわる」という言葉を用いているが、これは、子どもとの距離感の遠さの表れではないだろうか。このときのJさんにとって子どもは、手を触れてよいのかも躊躇してしまうような遠くの存在である。そして、子どもや母親の期待のこもった視線が、彼らを子どもとの関わりへ踏み出させることとなる。

彼らは、次第に子どもや母親との距離を縮めていき、子どもや親との相互行為を繰り返しながら、子どもをケアすることはどういうことなのかを学んでいく。日常的に子どものケアを担っている親との会話を通して、子どもの発育状況などを理解する面もある。

ああ、もう、親と話せるのが、絶対でかいですよ、ホントに。今日思ったのかなあ、前日も思ってたかなあ、よく分かんないですけど。分かるじゃないですか、そうい

う風に。2歳ぐらいになると、[子どもは]だいたい話せるんですよ。で、今日、10ヶ月の子が、まだ歩けないんだあ、みたいな。(Hさん)

そして、「ひろば」での親や子どもとの相互作用を通して、彼らは、「お母さんってすごい」(Gさん)という思いを実感させられることも少なくない。

学ボラがどんなにあやしても泣き続けるけど、お母さんがあやすと、ピタッと泣き止む。そういうのを、いっぱい見てきたね。お母さんってすごいって思うもん。お母さんの姿を見つけるとほっとする。...(中略)...お母さんがお昼を買いに行っているときに、子どもを置いてったのよ。お母さんどこ、っていう感じで、辺りをきょろきょろして、で、しまいには泣き出した子がいたわけ。で、その子のお母さんが戻ってくると、ピタッと泣き止んだ。で、ダッダッダッダッダッって駆けていって、途中でズダーンって転んだの。あ、やばい泣くか、って思ったらさ、泣かないでさ、お母さんに向かって、ガーって、お母さんに抱きついてたの。で、あ、やっぱり子どもって親が、まあ、母親父親どっちでもいいんだけど、親がいないとやっぱり寂しいんだなと思う。(Gさん)

Gさんは、「ひろば」における母親と子どもの相互作用を目の当たりにしながら、自分がどんなにあやしても泣き止まない子どもを瞬時に泣き止ませてしまう母親に驚嘆し、そのことが「お母さんってすごい」という語として表現されている。これは、母親たちの子どものあやし方の上手さや、子どもから圧倒的な信頼を得ている様子を間近で見せつけられた男子学生ボランティアたちの「ケアへの気づき」として捉えることができるのではないだろうか。子どもと母親の相互作用から、子どもをケアするとはどういうことかを彼らは実感させられている。そして、Gさんが語りの最後の方で「母親父親どっちでもいいんだけど」と付け加えているように、それは、母親への驚嘆というよりも、親、すなわち、日ごろから中心的に子どものケアを担っている者への驚嘆として捉えることができるだろう。

以上のように、「ひろば」が親と子が集う場であるということは、男子学生ボランティアたちが親や子どもとの相互作用を通して、子どもをケアするとはどういうものかを気づかせ、彼らを「ひろば」へ巻き込んでいく側面をもつ。また、親がいるなかで子どもに関わることの難しさを感じながら、子どもと関わるきっかけを探し、親との会話を通して子

もの発育状況を知り、親と子の相互作用を身近に感じつつケアとはどういうものかを気づかされるというプロセスからは、この「ひろば」が親と子と男子学生ボランティアたちの試行錯誤によって構築されているケアの場であることをみてとることができる。

(2) ケアのアクターとしての位置の獲得

これまで体験したことのない「不思議な場所」(Fさん)としての「ひろば」は、男子学生たちに戸惑いを生じさせるが、子どもや母親との相互作用を通して、男子学生たちにケアへの気づきをもたらされ、「ひろば」に巻き込んでいくことを(1)でみてきた。さらに、男子学生たちは、相互作用を重ねながら、「ひろば」において、ケアのアクターとしての位置を獲得していく。彼らにとって、「ひろば」での「メインは子どもと関わること」(Iさん)として認識されているように、主に子どもとの相互作用を通して、彼らはケアのアクターとして構築されていくといえる。

[1 歳ぐらいの男の子が]別にガン飛ばしてるわけではなかったけど、なんかじーっと[Gさんの方を]見るから、え、何この子?と思ったんだけど、で、見てくるから、じゃあうちも見よう、とか思って、顔近づけてったのね。で、そしたら、何にも言わないでじーっと見た後、いきなりテッテッテってうちの方に来て、ぎゅーって抱きしめてきて、抱きついてくるから、Kさん[抱きついてきた子の母親]に思わず、真顔で、持って帰っていいですか?って言ったのを覚える。...(中略)...で、ああ、ここ、いいなって。そのときに、ああここいいなって思ったし...(Gさん)

子どもは、じーっと学生たちの方を見てきたり、無言でおもちゃを差し出してきたり、手を繋いできたりという行動をとる。子どもが何を求めているのか分からず戸惑うこともあるが、子どもから求められること、子どもが自分に対して興味を持ってくれていることが、男子学生たちを「ひろば」へと引き込んでいく。このGさんの事例では、子どもが無言で抱きついてきたことによって、子どもとの距離が瞬時に縮まり、子どもとの関係性を築いていくきっかけとなると同時に、男子学生自身がそこにいることを承認させてくれることとなっている。

そして、男子学生たちが、ケアのアクターとしての位置を獲得していく際には、子どもとの「遊び」を通しての関係性が重要となっている。子どもとの「遊び」は自由度が高い

ため、彼らなりの「遊び」が実践される。子どもたちが何を求めているのかが明確でないがゆえに、彼らは、自分たちなりの「遊び」を実践することができ、その相互作用過程を通して、「ひろば」における自分たちの位置が獲得されるのではないだろうか。すなわち、「ひろば」という「ケアの場」において、「遊び」というケアの相互作用過程を通して、男子学生ボランティアたちは、ケアのアクターとしての位置を獲得しているといえよう。

さらに、この「ひろば」に来る子どもたちは主に0歳から3歳の子どもたちであるため、学生ボランティアたちは、同時に3人以上の子どもたちを相手にすることはほとんどなく、1人ないし2人の子どもと近距離で接し、ケアを行なう。そして、時には、互いに子どもを連れた学生ボランティア同士の相互作用が行なわれることもある。

「ひろば」で活動している際に、学生ボランティア同士で話す機会は]ありますね、ちょこっと。ああ、この子、かわいいねえとか。なにになにしてるねえ、とか、っていう感じで。基本、[学生ボランティアは]一人ひとりでやってるんですけど、... (中略) ...一人の子が「来て～」って言うじゃないですか、で、ばーって行ったときに、そこの行った場所に、彼ら[他の学生ボランティア]がいて、話して、みたいな。「あー」みたいな。子ども同士、遊ばせときながら、みたいな。親みたいですね。(Hさん)

Hさんの語りにあるように、子ども同士を目の届く範囲で遊ばせておきながら、学生ボランティア同士が子どもについて会話するという「親みたい」な相互作用が行なわれることもある。その際に、子どもの親たちは、子どもから少し離れて、学生ボランティアと子どもの相互作用を見守ることとなる。このように、「ひろば」において、「親みたい」な相互作用を「親ではない」学生ボランティアたちが行なうことから、親の役割とされがちな子どものケアを、「親ではない」彼らが自然に行なえる場として「ひろば」があるということを意味している。このような経験を通して、彼らはケアのアクターとしての位置を獲得していく側面がある。そして、親以外のアクターがケアのアクターとして子どもに関わることを承認する場があるということは、これまでの母子に閉じた子どものケアを社会に開いていくという文脈においても、重要な意義をもつといえるだろう。

(3) 差別化の実践とケアの継続

男子学生ボランティアたちは、「ひろば」における子どもとの相互作用、とりわけ「遊び」の実践を通して、そして、時には他の学生ボランティアも含めた相互作用を通して、ケアのアクターとして構築されていくことをみてきた。ここで、男子学生と子どもたちとの「遊び」の実践をさらに見ていくと、「ひろば」には、男子学生たちに母親とは異なる「遊び」を実践させていく側面があることがわかる。その一例が、次のJさんの語りである。

僕らが遊ぶと、やっぱ、遊びが激しくなる。それは絶対になんか違うことだと思う。すごい持ち上げたりとか。二人とか走り回ったりとか。お母さんたちとかだと、ここに乘せて、ブロックで遊ばせたりとかしてるじゃないですか。僕らはそんなことはたぶんしないで、乗ってきたら持ち上げたり、しちゃってるかな。(Jさん)

「ひろば」は親と子が集う場ではあるが、平日は親のほとんどが母親である。また、登録している学生ボランティアの数は、男：女＝約 2：8 の割合であり、「ひろば」で活動する大人の多くは女性である。ゆえに、「ひろば」とは、男子学生たちに対して、母親や女子学生たちとは異なるケアを行なうアクターとしての期待が向けられる場であるといえるのではないだろうか。

また、男子学生たちが行なう「激しい遊び」は、子どもからの人気も高い。「ひろば」では、抱っこしながら、ぐるぐると回したり、「たかいたかい」を繰り返したりという「激しい遊び」に子どもたちの笑い声が響く場面をよく目にする。このような「激しい遊び」は、母親や子どもや女子学生など、多様なアクターが共存する「ひろば」において、男子学生たちがとる戦略的な実践ともいえるだろう。

ここで、登録している学生ボランティアの数は、圧倒的に女子学生の方が多いにもかかわらず、継続して関わり続ける学生のほとんどは男子学生だという事実がある。このことは、先述のように、男子学生に対する、子どもや母親からのニーズの高さとも関連していると考えられる。女性が多い「ひろば」において、母親や女子学生とは異なる「激しい遊び」、異なるかかわり方を実践する存在として、男子学生の存在意義は高く、ジェンダー規範に基づいた役割期待が男子学生ボランティアの継続に影響を与えている。

このように、ジェンダー規範に基づいた役割期待が向けられる中で、男子学生ボランティアたちのケアの差別化の実践は、母親や女子学生との対比において、自分たちの存在価

値を見出す実践でもある。ケアのアクターとしては、マージナルな存在である男子学生ボランティアたちだが、彼らは、これまで見てきたような相互作用を通して、ケアのアクターとしての位置を獲得し、ケアを継続していく。それを可能にする場としての「ひろば」の意義は大きいといえる。ボランティアとして男子学生たちを受け入れているということは、「ひろば」が、「誰でも」関わることのできる「ケアの場」として存在していることを意味する。母親や父親や保育士など、ケアのアクターとしての比較的固定化された役割を与えられた存在ではない多様なアクターが関われる場であること、そしてその多様なアクターの柔軟な実践によって構築されていく「ケアの場」であることは、「ひろば」が、これまでの母子に固定化されたケアを社会に開いていく可能性をもつ場であることを意味するのではないだろうか。

4. 小括ーボランティアと性別分業

本章では、男子学生が母親や子どもたちの間で、子どものケアをめぐるどのような相互作用が行われているか、また、男子学生たちは、どのようなプロセスを経てケアのアクターとなっていくかを、男子学生への聞き取り調査を中心に考察を行なった。

男子学生ボランティアたちにとって、「ひろば」という親と子どもが集う場は、当初は「不思議な場所」として感じられるが、その「ひろば」は、親や子どもとの相互作用を通して、子どもをケアするとはどういうことかを彼らに気づかせ、彼らを「ひろば」へ巻き込んでいく側面をもつ。また、彼らのケアの実践のプロセスからは、親、子ども、ボランティアという多様なケアのアクターの試行錯誤によって「ひろば」という「ケアの場」が構築されていることが明らかとなった。

さらに、男子学生たちは、主に子どもとの「遊び」の実践を通して、「ひろば」におけるケアのアクターとしての位置を獲得していくことをみてきた。そして、「ひろば」は「親ではない」男子学生ボランティアたちが、「親みたい」に子どもに関わることを承認する場であることから、これまでの母子に閉じた子どものケアを社会に開いていく可能性をもつ場であることが示唆された。

また、圧倒的に女性が占める割合の高い「ひろば」において、ジェンダー規範に基づいた役割期待が向けられる中、男子学生ボランティアたちは、性別分業を戦略的に利用しながら、母親や女子学生とは異なるケアを実践し、自分たちの存在価値を見出している側面もあった。

ケアのアクターとしては、マージナルな存在である男子学生ボランティアたちが、ケアを実践する場として「ひろば」があることの意義は大きいといえる。「ひろば」が、ボランティアとして彼らを受け入れている場であるということ、すなわち、誰もが「自由な」ケアを実践することのできる風通しのよい「ケアの場」として存在しているということは、「ひろば」が、家庭や保育所とは異なる「第三のケア空間」として構築されていることを意味する。親や保育士など、比較的固定化された役割を与えられたケアのアクターとは異なり、多様なケアのアクターのなかの一人という「ゆるい」ケアのアクターが、ケアを実践することを承認されている場があること、そして、その「ひろば」という「ケアの場」において、多元的な相互作用を通じた子どものケアが行なわれていることは、この「ケアの場」がこれまでの子どものケアのあり方を再編成していく可能性をもつことを示唆しているのではないだろうか。

しかし同時に、非家族メンバーである男子学生ボランティアが、子育てというケアに関わる際には、その関わり方のモデルを見いだしにくい。こうした状況の中で、彼らは意識的・無意識的に性別分業に基づいた関わりを見い出しているのだと考えられる。ここからは、近代家族モデルの強固さとその再生産の可能性もみることができる。

なお、今回は男子学生ボランティアへの聞き取りを通して分析を行なったが、この「ひろば」には男子学生ボランティア以外にも多様なアクターが存在する。今後は、その多様なアクターたちへの聞き取りを行い、それぞれの立場からの「ひろば」の構成を分析することによって、この「ひろば」をより多角的に捉えていくことが必要だろう。また、地域子育て支援拠点事業には「ひろば型」以外にも「センター型」と「児童館型」がある。これらの「ケアの場」の構成のされ方、すなわち、子どものケアをめぐる相互作用のなされ方の比較も重要である。

さらに、このような家庭の外部にある「ケアの場」における子どものケアが、家庭内部での子どものケアとどのように影響し合っているかについての検討を進めることも、子どものケアの分かち合いのあり方を考える上では重要である。

〈注〉

¹⁾ 品田（2004）は、日本では1980年代に、専門家などが推奨する子育て法に大転換があったことを紹介し、そのことが母子密着状況を強める大きな要因となっていることを指摘

している。すなわち、不規則な授乳や添い寝の容認、泣かせないことの重視、また、抱っこやおんぶなどのスキンシップを重視し、子どもの欲求になるべく応えていくという「超日本式育児」の登場が、親が子どもと距離を置く時間を減少させているという(品田 2004: 132-133)。

²⁾ 土曜日には、父親や男性シニアボランティア(ごく少数)の姿も見られるが、今回は平日の「ひろば」を中心に分析する。なお、父親のいる「ひろば」は、平日の「ひろば」とはかなり異なった場となっていると考えられる。

第7章 アウトリーチ型子育て支援と母親アイデンティティ

第5章・第6章では、「ひろば」という家庭の外部の「ケアの場」での実践を対象としてきたが、本章では、第三者が家庭の内部へ入りケアを行う訪問型の子育て支援の実践に着目する。そして、第三者が家庭内部に入るための仕組みについて検討するとともに、第三者が入ることによって、母親、ひいては家族と社会の関係にどのような変化がもたらされるかを分析する。

1. 訪問型子育て支援の展開

第1章でみてきたように、近代化にともない家族と地域社会との境界が明確化されるにともない、家庭は閉じられたプライベートな空間へと変容していった。そして、第三者が家庭内部へ入って子育てをサポートすることはほとんどなくなっていった。しかし現在、少子化が進み、子育て支援の取り組みが拡充する中で、訪問型の子育て支援が広がりを見せつつある。高齢者介護においてはすでに脱施設化が進み、在宅サービスの三本柱のひとつである家庭訪問サービスとしてのホームヘルプを重要な核にし始めているが、子育てにおいても、近年、家庭訪問サービスが開始されている。児童福祉法の改正により、子育て支援事業として第一に掲げられているのが、「児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業」である。また2009年度には、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業が施行され、その取り組みが本格化している（網野、2011：6）。

西郷泰之は、現在日本で制度化されている15種類の家庭訪問支援事業と4種類の民間活動としての家庭訪問活動のうち、親を主な対象とした家庭訪問支援事業を図表7-1のように類型化している（西郷、2011：9）。平成22年7月現在、「発見・スクリーニング」を目的とした乳児家庭全戸訪問事業は全国の市町村の89.2%で実施され、「子育て困難家庭への支援」のための養育支援訪問事業は59.5%、「子育て・家事等の軽減」を目的とした母子家庭等日常生活支援事業は56.1%で実施されている。すなわち、これら3つが現在の家庭訪問支援の中核的な事業となっている。

本章で対象とするのは、NPO「Y」の家庭訪問事業であり、西郷の類型によると、「ボランティアによる傾聴等」の「地域子育て支援拠点のひろば機能拡充型」に該当する。この取り組みはまだ諸についたばかりだが、今後、広がっていくことが予想される。

図表 7-1 親を主な対象とした家庭訪問支援事業類型

類型	事業目的	事業・活動名称
1	発見・スクリーニング	乳幼児家庭全小訪問事業 新生児・未熟児・妊産婦の初回訪問指導 障害児（者）療育等支援事業初回訪問
2	子育て上の知識・スキル指導	母子愛育班・母子保健推進員
3	産前産後の子育て・家事軽減	産前産後等のヘルパー派遣児童（行政）
4	子育て・家事等の軽減	ヘルパー派遣（民間の企業・NPO等） ファミリーサポートセンター事業（訪問型） 母子家庭等日常生活支援事業
5	子育て困難家庭への支援	新生児・未熟児・妊産婦の継続訪問指導 養育支援訪問事業（保健師等・ヘルパー派遣） ヘルシースタート方式の訪問指導
6	ボランティアによる傾聴等	ホームスタート 地域子育て支援拠点のひろば機能拡充型（エ） 家庭支援スタッフ訪問事業（安心子ども基金事業の④）
7	家庭教育に関する相談支援	家庭教育支援基盤形成事業

出典：西郷泰之，2011，「家庭訪問支援をマッピングする」資生堂社会福祉事業財団『世界の児童と母性』。

横浜市ではすでに、学生が「家庭を訪問する」いくつかの事業が行われている。たとえば、小・中学生のいるひとり親家庭等に、大学生等のボランティアを派遣し、相談や遊びの相手、学習指導などを行う「ホームフレンド派遣事業」や、不登校で家庭にひきこもりがちな児童生徒に対し、大学生等を家庭に派遣し、状態の緩和と保護者の不安の解消を図る「ハートフルフレンド家庭訪問」などがある。

これら横浜市の取り組みは、「家族の境界」を越えて子育てをサポートする取り組みとして位置づけられるが、ここでの対象は限定的であり、ひとり親家庭やひきこもりがちな児童生徒のいる家庭のみに限られていた。対象をすべての子育て家庭にまで拡大することには、行政側に抵抗感があったのではないと思われる。しかし、子育てに困難を抱えている家庭は、これらの家庭にとどまらない。このような状況の中で、NPO「Y」は、自らが運

営する「ひろば」の利用者を対象に、「一般」家庭に学生が訪問するという家庭訪問事業を2003年度より行政の取り組みに先駆けて実施している。

2. 家庭訪問に対する家族の抵抗

日本においては、他人が家庭に入ることへの抵抗感が強いことが指摘されている(天木、1998:107)。現代の日本の家族について考えるとき、「家族だけでは、家族にかかわる問題をすべて解決することはできない」(天木、1998:105)状況であるにもかかわらず、外部のサポートを受けることに対する家族の抵抗が強いのが日本の現状である。

子育てと高齢者介護というケア労働が、誰によってどのように担われているかについて、アジアの6カ国(韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、日本)の比較研究を行なった落合らによると、現代の日本では、他のアジアの国々と比較して、家庭で家事、育児負担を軽減するために雇われる家事労働者がほとんど存在しない(落合・山根・宮坂、2007)。日本においても、江戸時代には「下女」、明治以降には「女中」や「子守」などの家事労働者が存在したが、1960年代に入ると、家事労働者は消滅し、専ら「主婦」が家庭役割を担うようになった。現在では、日本以外のこれらアジアの国々では、グローバル化した家事労働者の国境を越えた流入が活発化し、子育ての担い手として重要な役割を果たしているが、日本ではそうした家事労働者の流入はない。これは、外国人単純労働者の雇用を禁じる政策にもよるが、他人を家庭に入れることへの家族の抵抗感も影響していると考えられる(落合・山根・宮坂、2007:291)。

この「家族の境界」が問題化されるのは、主に子育てや介護などのケアの問題に直面したときである。ケアの問題は、家族のみで解決できる問題ではないにもかかわらず、外部からのサポートへの抵抗が強い場合には、家族を孤立させ、その結果、家族はケアの困難を抱え込むことになる。とりわけ子育てに関しては、都市的生活において、地域コミュニティとの関係性が希薄化するなか、家族の子育て責任が強調される時代状況もあいまって、孤立した子育てに悩む家族が少なくない(矢澤・国広・天童、2003)。

本章では、子育てをめぐる「家族の境界」に焦点を当て、それをやわらげていく仕組みについて検討する。ここで、「家族の境界」を考える際には、家族のみを対象とするのでは不十分である。家族が地域の中で生活していることを考えるならば、「家族の境界」をやわらげる仕組みがどのようなものであるかについて、地域の仕組みに目を向けて考察する必要がある。すなわち、家族、NPO、地縁組織、行政という地域の諸主体間の連携のあり

方から「家族の境界」を乗り越える仕組みを分析する必要がある。具体的には、NPO「Y」が行っている子育て家庭を学生が訪問するという家庭訪問事業の事例を対象に、非家族メンバーが家庭に入り子育てをサポートする仕組みが地域のなかでどのように形成されているか、また、その仕組みによって、非家族メンバーが家庭に入ることへの抵抗感はやわらいでいるのかを考察する。

3. 家庭訪問事業を利用する母親の事例分析

NPO「Y」は、「ひろば」を運営するなかで、その「ひろば」に通う親子（平日は主に母と子）のニーズを感じ取り、家庭訪問事業を始めた。核家族で通勤族層など子育て中の母親の多くは、親族や隣人からのサポートに期待することはできないうえ、「父親不在」の状況の中で、孤独な子育てに奮闘しながら、この「ひろば」の利用者となっているといえる。このような状況のなか、自らも子育て当事者である「ひろば」のスタッフたちは、日頃から利用者と接するなかで、子育ての大変さを感じている利用者たちのニーズを感じ取り、家庭訪問事業の実施に至った。

本章で扱うデータは、筆者が2006年7月～10月と2007年9月～12月の間に、学生ボランティア8名（男性5名、女性3名）とスタッフ1名に行った聞き取り調査、2008年9月に行政担当者1名に行った聞き取り調査、2008年11月に家庭訪問事業の受け入れ家庭となった家庭の母親5名とコーディネイターとなったスタッフ2名に行った聞き取り調査の結果である。聞き取りはいずれも、半構造化面接法を用い、それぞれ1～2時間程度行なっている。調査場所はNPO「Y」の「ひろば」の一角や、地区センター、調査対象者の自宅などである。また、聞き取りによるデータに加えて、NPO「Y」における参与観察、NPO「Y」の家庭訪問事業の事業報告書をもとに考察する。

なお、本章の後半（6節）では、聞き取りを行った5名の母親のうちパターンが明確な3名の母親に焦点を当てて分析を行う。3名の母親の主な属性は〈表6-2〉の通りである。聞き取りを行った母親5名は、いずれもNPO「Y」のスタッフに紹介してもらった方々である。この3名の母親はみな子育て支援NPO「Y」の「ひろば」の利用者である。3名のうち2名は、「ひろば」のスタッフから家庭訪問事業で学生ボランティアを受け入れてみないかと声をかけられ、受け入れている。1名（Mさん）は、「ひろば」の掲示で家庭訪問事業のことを知り、自ら申し込んで学生ボランティアを受け入れている。調査時点においては、3名とも子育て専業（うち1名は育休中）であった。どの家庭も核家族で、未就学の子

どもを 2 人育てている。いずれも夫の帰宅は遅く、平日は「父親不在」の状態、母親のみで子育てを行っている。また、日常的な親族サポートはほとんどないことも共通した特徴である。すなわち、この 3 事例は、いわゆる「近代家族」の特徴をもつ家族である。ゆえに、この 3 事例を分析することによって、近代家族における「家族の境界」の問題にアプローチすることができるのではないかと考える。6 節では、3 名の母親の語りを通して、学生ボランティアを受け入れる際に、母親たちにどのような不安や抵抗があったのかを、彼女たちの母親役割や母親アイデンティティと関連させながら分析する。そして、それを通して、「家族の境界」とはどのようなものかを考察する。

図表 7-2 母親の属性

	年齢	子ども数・年齢	職業	平日の夫のサポート	日常的な親族サポート	近所の母親の子育てサポート	受入回数・継続希望
Kさん	35 歳	2 人(3 歳男・1 歳女)	専業主婦	ほぼ無し	時々有り	ほぼ無し	3 回・希望有
Lさん	36 歳	2 人(3 歳男・7 ヶ月男)	育休中	ほぼ無し	ほぼ無し	ほぼ無し	1 回・希望無
Mさん	31 歳	2 人(3 歳女、11 ヶ月男)	専業主婦 (復帰予定)	ほぼ無し	無し	有り	1 回・希望有

※本人・子どもの年齢は、インタビュー当時のものである

4. 家庭訪問事業の仕組みと家族の抵抗

(1) 家庭訪問事業の仕組み

先述のように、この「ひろば」の利用者たちは、夫の帰宅時間が遅く、親族や隣人からの日常的なサポートを期待することが困難なため、孤独な子育てを行っていることが多い。彼女たちにとって、この「ひろば」の意義は大きく、「なくてはならないもの」と考えている母親もいる。「ひろば」において、彼女たちは、同じく子育て中の母親たちと子育ての悩みを話し合い、情報交換することが可能になっている。また、「ひろば」には、母親のみならず、シニアボランティアや学生ボランティアもおり、母親の相談にのったり、子どもと一緒に遊んだりする関係が成り立っている。

また、これらの「ひろば事業」に加えて、2003 年度からは、夏休み・冬休みの一定期間に、約 3 日間、大学生を中心に高校生や中学生などがボランティアとして子育て家庭を訪

間し、子どもと遊んだり、簡単な家事を一緒に行うという家庭訪問事業を実施している¹⁾。この事業は、2005年度から2007年度の3年間は横浜市の協働事業提案制度モデル事業として採択され、横浜市との協働事業となっていた。では、家庭訪問事業を始めたきっかけはどのようなものだったのだろうか²⁾。

NPO「Y」の事業報告書(2005)によると、家庭訪問事業は、日常的な「ひろば」の活動が基盤となって始められた事業である。「子どもと同じ目線でじっくり」遊んでくれ、「飽きずに何度も」子どもと付き合う学生ボランティアは子どもたちにとっても人気がある。そして、学生が子どもと遊んでいる間、母親は子どもから離れられ、「ゆったりした気分」を感じられている。このような「ひろば」で形成されている学生ボランティアと親子との関係を、家庭の中でもつくりだすことができないかという思いから、家庭訪問事業は始まっている(NPO「Y」、2005:2)。すなわち、日頃から、「ひろば」において学生ボランティアと親子が相互行為を繰り返す中で、学生に対する一定の信頼感が形成され、そのことが、非家族メンバーである学生ボランティアが家庭を訪問するという家庭訪問事業への展開を可能にしていると考えられる。

以上、「ひろば事業」が基盤となって家庭訪問事業が行われていることをみてきた。ではこの事業において、家族の抵抗をやわらげる仕組みは、どのように形成されているのだろうか。

1) 独自事業としての家庭訪問事業

この事業は、2003年度にNPO独自の事業として始まった。学生が子育て家庭を訪問するという先駆的な取り組みを遂行するには、様々な工夫が必要である。NPOのスタッフは、家庭と学生の間に入り、きめ細かく丁寧なコーディネートを行っている。

まず活動を始める前に、3~4回にわたる研修が行なわれている。事前研修の内容は、試行錯誤のうえ、毎年少しずつ変化しているが、①団体や活動の内容を理解すること、②乳幼児のことを知ること、③海外での学生ボランティアの事例を学ぶこと、④学生どうしの横のつながりを作ること、⑤実際に「ひろば」を体験すること、⑥訪問する家庭との顔合わせ等が盛り込まれている。また、活動前には、家庭側と学生側双方にアンケートを実施し、家庭の家族構成や子どもの年齢、活動日程、活動中にやりたいことなど、双方の希望を事務局が調整し、マッチングを行なう。これは、このNPOスタッフが、日頃から家庭側・学生側双方とのコミュニケーションを重ね、お互いの要望を汲み上げることが可能な位置

にいるからこそ果たせる役割である。さらに活動中も、家庭側・学生側双方へのフォローアップ体制を整えている。例えば、活動を行なった日は、必ず事務局へ報告し、活動に際して疑問・不安が出た場合は、スタッフや NPO「Y」の専任アドバイザーの先生と相談する、などの体制である。こうした NPO「Y」によるきめ細やかなコーディネートを通して、家庭に非家族メンバーを入れることへの様々なリスクに対する対応が行われている。これは裏を返せば、非家族メンバーが家庭内部に入るという家庭訪問事業とは、このように念入りなフォローアップ体制を整えてはじめて可能になる事業であるということである。

2) 協働モデル事業化された家庭訪問事業

NPO の独自事業として始まったこの家庭訪問事業は、「地域づくり」や「次世代育成支援」につながる可能性をもつということで横浜市から評価されたことにより、2005 年度から 2007 年度までの 3 年間、横浜市との協働事業となった。行政の担当部署は、横浜市 A 区福祉保健センターサービス課子ども家庭支援担当である。では、協働事業になったことは、「家族の境界」の乗り越えに関して、どのような効果をもたらしたのだろうか。

この NPO は 2000 年の設立以来、子育て支援をめぐるさまざまな活動を展開しているが、地域への新規参入者としての NPO が、地域の既存の組織や人々と連携をとることは容易なことではない。しかし、「子どもが好きな人ばかりじゃない」(NPO スタッフへの聞き取りより) 地域において、彼女たちの活動を理解してもらい展開していくには、地域の既存の組織や人々の理解が重要となる。

今回の家庭訪問事業が行政との協働事業となったことの大きな成果は、地域の諸主体とのネットワークが形成されたことである。具体的には、「本事業推進のための助言・協力・検討のための機関」として運営連絡会が組織されたことである。運営連絡会のメンバーは、NPO「Y」と行政担当に加え、地元の公立・私立の教育機関の長、体育指導員、青少年指導員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会事務局長、町内会長などである。この運営連絡会が組織されたことにより、地域の人々との対面状況での話し合いが可能となり、これが NPO「Y」の活動への理解を深めてもらうきっかけとなった。

また、とりわけ地元の中学校や高校との連携が可能になったことの意義は大きい。というのも、NPO という一市民団体だけの活動では、中学校や高校に実際に訪問し広報活動を行なうのはほとんど不可能であったが、運営連絡会を通して学校関係者たちの理解を得たことにより、学校を訪問しての広報活動が可能となったからである。その結果、地元の中

学生・高校生たちが学生ボランティアとして家庭訪問事業に参加することとなり、参加する学生の裾野が広がった。このことは、単に活動の担い手の拡大にとどまらず、この取り組みへの地域の理解と承認のひろがりへとつながる。

この取り組みが、広く地域全体に認知され浸透するには、新たな仕組みが必要であるが、地域で住民活動の規範を形成していると考えられる町内会等に、この取り組みが認知されたことは、地域にとって新規参入者である NPO がこの仕組みを維持していく上で重要だといえるだろう。そして、この取り組みが地域の中で承認されることは、「家族の境界」の敷居を引き下げることへと結びついていくのではないだろうか。

(2) 家庭訪問事業と家族の抵抗

では、この取り組みは、家族の抵抗をやわらげるものとして地域に根づいていくのだろうか。ここでは、3年間の協働モデル事業が終了した後の事業の展開について述べることで、この事業を地域に拡大していくことの難しさ、すなわち、行政側と NPO 側の対応の違いについてみていく。

協働モデル事業終了後、行政側の事業としては、A 区の施設（子育てサロン、保育園、高齢者施設）で学生が夏休みにボランティア体験をするという「ボランティア体験講座」が、A 区福祉保健センターと社会福祉協議会と NPO「Y」の三者主催で行なわれることとなった³⁾。行政側は、立場上、より多くの区民を対象にできることが重要だと考えているため、地域の人々が利用する子育てサロンや保育園、高齢者施設に学生を派遣するという選択をとった。「家庭への訪問」が「地域施設への派遣」へと変換されたことは、この家庭訪問事業を協働事業として継続し、地域で拡大することの困難さを示している。家庭の内部へ入ることに対しては、家族の内部からの抵抗のみならず、外部の抵抗も存在するのであり、地域で拡大するには新たな仕組みづくりが必要である。

しかし一方で、NPO は家庭訪問事業を再び単独事業として継続することとした。2003年度から始まり、協働事業の3年間を経た計5年間の経験から、NPO は、利用者たちの間に、この事業に対するニーズが確かにあることを感じ取っている。「学生に遊んでもらっている間、早く家事が済み、ゆっくり新聞や本が読めた。」「下の子が小さいと、上の子を外へ連れ出せないで、上の子を連れ出してもらって助かった。」(NPO「Y」、2006:14)など、学生の受け入れを経験した母親たちの多くは、そのよさを述べる。このような利用者の声から NPO はこの事業の意義を実感し、継続しているといえる。

5. 家庭訪問事業をめぐる家族の抵抗感

(1) 母親の抵抗感

では、この家庭訪問事業で学生を受け入れた家庭の母親たちは、学生が家庭に入ることに抵抗を感じなかったのだろうか。母親への聞き取りをもとに考察する。

日本ではあまり先例のないこの家庭訪問事業を知った際に、自ら積極的に受け入れを希望する母親は実は多くない。「ひろば」のスタッフが、母親たちに個別に声をかけ、活動内容を詳しく説明することによって、受け入れてみようとする母親が多い。このことは、学生が家庭を訪問することに対してなんらかの抵抗感を持っている者が多いことを示しているといえるが、その抵抗の中身は一様ではない。

1つには、学生という非家族メンバーが家庭に入ることへの抵抗感がある。家に来るとなると、学生が来る前に部屋を片付けるなどの準備が必要ではないかと考え、抵抗を感じる場合がある。しかし、この種の抵抗を感じているのは、今回の聞き取りでは K さんのみである。他の母親たちは、子育て中の家庭はなかなか片付かないものであるがゆえにそれほど気にしていない。また、普段から子どもの友達やママ友などを招いているために、非家族メンバーを家に入れることへの抵抗感はないという者もいる。

2つ目には、子どもが学生とうまく遊ばないのではないかと不安や、やんちゃな子どもが学生に迷惑をかけるのではないかと不安からくる抵抗感がある。「下の子を叩いたりする上の子の様子をみて、学生が驚かないか不安に思う」(K さん) など、子育てをサポートしてもらう前に、学生のことを気遣ってしまい、抵抗を抱く場合もある。

3つ目には、学生が来ることへの抵抗感をあげる者もいる。日頃から「ひろば」で学生が子どもたちと遊ぶ様子を目の当たりにし、学生に対しては一定の信頼感を持っている母親が多いものの、実際に家に来て、子育てのサポートをしてもらうとなると、子育て経験のない学生であることに不安を抱く者もいる。子育て経験のない学生に対しては、自分が指示を出す必要があり、逆に自分の負担が増えるのではないかと懸念から抵抗を感じている。

最後に、「得体の知れない活動」(K さん) に対する夫の抵抗があげられる。学生が子どもと上手に遊ぶ様子を目の当たりにしたことのない夫にとって、子育て経験のない学生が来ることに対しては不安が大きいようである。また、女子学生ならかまわないが、男子学生が来るのは反対だという夫も多い。学生と家庭のコーディネイターへの聞き取りによれ

ば、「夫が反対なので」という理由から学生の受け入れを断る母親が最も多かったという。

以上のように、学生が家庭を訪問し子育てをサポートすることへの家族の抵抗は一様ではない。非家族メンバーが家庭に入ること自体には必ずしも抵抗を感じておらず、「学生に」「子育てサポートを受ける」ことから生ずる重層的な抵抗感があることが分かる。

(2) 抵抗感の緩和と持続

では、これらの抵抗感は、実際の活動を通じて緩和されていったのだろうか。1つ目の、学生という非家族メンバーが家庭に入ることへの抵抗感については、一度受け入れを経験すると払拭されるようである。昨年の夏と冬、そして今年の夏と3回受け入れを経験したKさんは、一度経験することにより、受け入れることに慣れが生じるという。また、部屋の汚さを気にしている余裕がないほど子育てが大変で、とにかく人手が必要であることも、抵抗感をやわらげる要因となっていると考えられる。

2つ目の、子どもが学生に迷惑をかけるのではないかという抵抗感については、家庭に入る前に顔合わせを行なうことによってある程度緩和される。学生が子どもと上手に遊び、子どもが学生になつく様子を見ることによって、「あのお兄さんが来るから大丈夫かな」(Kさん)と思うようになる。学生の多くは、保育士や幼稚園教諭を目指して勉強中か、そうでなくとも、家庭に入る前に「ひろば」で経験を積んでいるため、親たちが考える以上に子どもの扱いに慣れている。そのため、活動を通して、この抵抗感は徐々に緩和されていくといえる。

3つ目の、学生が来ることへの抵抗感については、活動中も必ずしも緩和されない場合がある。活動の中で、子どもと遊ぶことをメインにした家庭では、子育て経験のない学生であることに物足りなさを感じることは少ないが、子どもをお風呂に入れたり、ご飯を食べさせたり、洗濯物を畳んだりと日常の生活のサポートをメインにした家庭では、「人手がないよりは助かる」が「最後はやっぱり私」(Lさん)がやらなきゃいけないという思いが残ったようである。

4つ目の夫の抵抗については、学生が来てくれて助かった、楽しかったということを経験した母親や子どもが夫に話すことによって、緩和される。夫の抵抗がありつつも受け入れた家庭については、このように活動内容を報告することで夫の抵抗がやわらぐが、受け入れを拒否する夫の場合は、別の対応策が必要だろう。また、男子学生が来ることへの抵抗に対しても同様である。これらについては、夫も「ひろば」に足を運び、学生が子どもと遊ぶ様

子を実際に見て、体験することが重要ではないだろうか。

以上みてきたように、活動を通じて緩和されていく抵抗感もある一方で、残り続ける抵抗感もある。とりわけ夫の抵抗は、「家族の境界」をやわらげていく、すなわち子育てを地域に開いていく際の大きな壁となっていることが分かる。

6. 家族の抵抗と母親意識の諸類型

次に、学生ボランティアを受け入れる際に、母親たちにどのような不安や抵抗があったかを、彼女たちの母親意識や母親役割と関連させながら分析する。今回聞き取りを行った母親3名のうち1名（Mさん）は、日頃から近所の母親たちの交流が盛んであり、誰かの家に子どもとともに集まって、日中を過ごすことも多く、忙しいときや自分自身が病気するときなどは、子どもを預け合うなどしている。しかし残りの2名は、「父親不在」の状況の中で、平日は母親が主に一人で子育てを担っている。とりわけ家庭内においては、母子で過ごす時間が大部分である。そのような状況の中で、学生ボランティアという非家族メンバーを家庭内に受け入れることは、母親たちにとって、抵抗や不安を生じさせる場合が多い。では、彼女たちの抵抗や不安とはどのようなものなのだろうか。また、その抵抗や不安は母親たちの母親意識や母親役割とどのように関連しているのだろうか。

(1) 「迷惑をかけたくない」：Kさんの事例

Kさんは、2007年の夏、2007年の冬、2008年の夏と、これまで3シーズンに渡って学生ボランティアの訪問を受けている。いずれのシーズンも、訪問したのは保育を学んでいる大学生の男女2人であり、2007年と2008年では別の大学生2人が訪問している。2007年には、自宅への訪問は計3回、2008年には1回である⁴⁾。学生が自宅に訪問した際には、学生には主に「子どもの遊び相手」になってもらっている。その間に、Kさんは換気扇の掃除など、日頃なかなかできないような家事を行っている。また、食料品の買い物に付き合ってもらったこともある。

Kさんが学生の訪問を受け入れたきっかけは、NPO「Y」のスタッフから声をかけてもらったことである。「下に子どもがいて、上も2歳で大変な時期だったので声をかけてもらった」という。1回目の受け入れの際には、Kさんは、受け入れることへの様々な不安や抵抗を感じていた。天木の言う「他人を家に入れることへの抵抗」もそのひとつである。初めて学生を受け入れる際には、「気を遣った」と述べている。部屋を「きれいにしなきゃ」と

の思いから、「掃除とか、逆に大変」なのではないかと感じており、学生という非家族メンバーを受け入れるにあたって、客を招くような事前の準備が必要だと考えていた。しかし、2回目の受け入れ以降、この「抵抗」は払拭されていく。

(2回目は) 部屋とかまったく掃除せず、来てください、来てください、みたいな。とにかく、汚いけど、お願いしますって。もうお願い、っていう感じだったんですけど。大変すぎちゃって。

この語りにみられるように、とにかく人手を借りたいぐらい「大変すぎ」る状況が、掃除をして学生を迎えなければならないという考えを吹き飛ばしているといえる。天木のいう「他人を家に入れることへの抵抗」について語ったのは今回は K さんのみであったが、K さんの場合においても、この物理的に家に入ることへの「抵抗」は、比較的早い段階で払拭されていることが分かる。

しかし、K さんの不安や抵抗はこれだけにとどまらない。K さんが最も不安に感じていたことは、自分の子どもが「学生に迷惑をかけるのではないか」ということである。

上の子は問題行動が多いんです。友達や下の子を叩いたり。それを見て、学生が驚かないといいなと思いました。手に負えないところがあるので、大丈夫かなあという不安がありました。最初に、「ひろば」で顔合わせをしたときに、上の子は男子学生と気が合ったので、まあ大丈夫かなって、次回家に来るときも、あのお兄さんが来るから大丈夫かなって。ここでちょっと慣れたから。でもやっぱり不安はありました。あまりにも大変で、学生が嫌になっちゃわないかなと不安でした。

K さんは日頃から子育ての責任を一身に背負っている。夫の帰宅は毎晩 0 時頃であり、平日、夫が子どもと顔を合わせることは全くない。時には土日出勤もあるという。K さんは夫に子育ての愚痴をこぼしたい時もあるが、夫は「あんまり子どものことは聞きたくないみたい」であるため、こぼしにくいと言う。また、K さんの実母は電車で 1 時間半ぐらいの都内に住んでいるが、日常的なサポートは期待できない。さらに、近所には同年齢ぐらいの子どもはおらず、近所の人々とは立ち話をする程度で、子どもの預かり等を頼むことはできない。このような状況のなかで、K さんは、平日は NPO「Y」の「ひろば」を

週に 2 回程度利用しながら、子育てを一身に担っていると同時に、子育て責任も一手に引き受けている。それゆえに、「学生に迷惑をかける」ことは、K さんの母親としてのアイデンティティを脅かすことになりかねない。すなわち、「学生に迷惑をかけるのではないか」という不安は、K さんの強固な母親意識からくるものだと考えられる。また K さんは、自分の洋服を買いに行く場合にも、子ども 2 人を連れて一人で買いに行くのは困難であり、「人を巻き込まなきゃいけない」ために、なかなか行けないと語っている。母親である自分が子育てを担わなければならないと考えている K さんにとって、「人を巻き込む」ことは、申し訳ないことであり、気軽にできることではない。このことが、学生への遠慮にも表れているといえる。とりわけ、この家庭訪問事業は日本ではまだ始まったばかりの「得体の知れない活動」であるため、学生という非家族メンバーが家庭に入ってきた際に、学生とどのように関係を築けばよいかにとまどいを感じているといえる。このことは、「私が気が弱いっていうのもあるけど、そんなに親しいわけでもないし、あんまり注文つけても悪いような…」との語りからも読み取れる。

しかし、このような不安やとまどいにもかかわらず、K さんは 3 シーズン連続で、学生ボランティアを受け入れている。「学生さんって思ったよりしっかりしている」と学生に対する信頼は厚い。

できないならできないで、学生さんなので全然高望みはしないけど、普通にできちゃってるんで、二人とも。ちゃんと言うときは言ってくれるし、(子どもの) わがままとかもすごいから、そういうのにも気長に、嫌な顔ひとつせずに付き合ってくれたから、ありがたかった。

保育士を目指している学生たちは子どもの扱いに慣れており、叱るときは叱りながら、「嫌な顔ひとつせずに」子どもの相手をしてくれる。そして、学生が子どもの相手をしてくれている間は、「ちょっと気が抜ける」のであり、K さんにとって学生はとても「ありがたい」存在である。そして今後も、学生の訪問を「定期的にお願ひしたい」と語っている。K さんは、子育て責任を一身に引き受ける中で、簡単には他者へ明け渡すことのできない強固な母親意識を生成させているが、繰り返し、継続的に学生の訪問を受け入れることで、これらの母親意識から少しずつ解放されていく可能性もあるのではないだろうか。

(2) 「手がないよりは助かるけど、やっぱり最後は私なのね」：Lさんの事例

Lさんは、2008年の夏に1シーズンのみ学生ボランティアの訪問を受けている。訪問したのは保育を学んでいる女子大学生2名である。家庭訪問事業では、原則としては学生2人がペアで訪問することとなっているが、Lさんの場合は、学生2人が一緒に訪問できる日が少なかったため、1人ずつ訪問した日もあり、計5回自宅への訪問を受けている。訪問は毎回、夕方の時間帯に2時間から2時間半行われた。この時間帯は、子育て中の家庭が「一番ばたばたする」時間帯である。Lさんが、「忙しい時間に来てもらった方が、手があると助かる」と思ったのに加えて、学生側からも、「遊び相手になる」よりは「日常の生活を見たい」というリクエストがあったため、その時間帯となった。夕方、遊びから帰って来て、夕飯を食べ、子どもをお風呂に入れ、寝るまでの時間を一緒に過ごしたという。

Lさんの場合も、スタッフから声をかけてもらったことが受け入れのきっかけであったが、「他人が家に入ることへの抵抗」はなかったという。

まあ散らかってても、ああ汚い家だなあと思うかなあっていうところはありませんけど、でもまあ、子どもたちのお友達もよく来るし、呼ぶことに関しては抵抗はなかったです。

Lさんが学生の訪問を受け入れることを少しためらったのは、子育て経験のない学生が来ることによって、「自分の負担がかえって増えるのではないか」と考えたためである。

やっぱり学生さんが来るっていうので、よっぽど要領がいい子ならともかく、私、ちゃきちゃきと物事を進めたいタイプなので、自分の旦那もそうなんですけど、のんびりのんびりことをやられると、イライラしてきちゃうんですね。あ～、それけっこうストレスだなあと思うのが…。子育て経験のあるもうちょっと年上の方が来てくれるんだったら、何が必要かとかどういことをやってほしいかとか察してくれるだろうなあと思うんですけど、学生さんて、若い子だと、言わないとやれないだろうなあ、ああ、言わなくちゃいけないのか、ああ、そこ気がついてほしいな、って思うところでイライラするんだらうなって。そこでちょっと躊躇しましたね。

Lさんは、「保育を学んでいる学生さんが多いということを知っていたため、別に心配は

しない」と語る一方で、上の語りのように、自分が指示を出さなければ動いてくれないのではないか、そして、そのことにより自分の負担がかえって増えるのではないかという不安を感じていた。

Lさんの家庭も、夫は月曜から土曜まで働いており、毎晩帰宅が遅いため、平日は子どもの話をする時間もなく、夫は「全然あてにならない」状況である。ただし日曜には、Lさんが「矯正した」ことにより、夫は子育てに協力的なようである。また、義母は徒歩10分の距離に住んでいるものの、仕事をしているうえに高齢であるため、「どうしても時」にしかサポートは頼めないという。近所の母親たちとの交流はあまり密ではなく、「何かあったら声をかけてね」とは言われているものの、頼んだことはまだ1度もない。しかしLさんは、日頃から自分のやり方を持ち、「ちゃきちゃき」と一人で子育てや家事をこなしており、子育てで悩むことはあっても、「辛いことはあまりない」と語っている。このようなLさんにとって、学生ボランティアは子育てのサポーターというよりは、「いろいろ教えてあげなくちゃいけない」存在のようである。

旦那と一緒に、お風呂から下の子をあげてもらって、タオルで拭いてもらったそのタオルが、そのままそこに置いてあったりして。まあ、どう片付けていいのかわかんないのかもしれないけど、やりっぱなし、みたいな。手がないよりは助かるけど、ああ、やっぱり最後の片付けは私なのね、みたいな（笑）。…旦那と同じっていうか、まあ許せなくはない（笑）。

先述のKさんの場合は、学生という非家族メンバーが入ってくるという新しい試みゆえに、学生との関係性をどのように築いたらよいか分からずとまどっていた。しかしLさんの場合は、自分と学生の間で、上司と新入社員のような相互作用を行うことによって、学生との関係性を構築することが可能となっている。「洗濯物たたんで」とか「お茶碗洗ってよ」などと、どんどん学生に指示をすることによって、学生側も手持ち無沙汰になることもなく、子育てや家事が遂行されていっている。しかし、Lさんにとって、学生のサポートは、「手がないよりは助かる」し、「まあ許せなくはない」けれども、「やっぱり最後の片付けは私なのね」という思いを生じさせるものである。Lさんは、3名のなかでただ一人、学生の受け入れを今後は希望しないと語っている。すなわち、Lさんは、子育てにおいて、第三者のサポートをあまり必要としていないと言える。Lさんの場合は、学生ボランティア

という非家族メンバーを受け入れることによって、意図せず、自分の母親としての役割の重要性を再認識することとなったのである。

(3) 学生の受け入れは身体化された日常：Mさんの事例

Mさんは、2008年の夏に初めて学生ボランティアの訪問を受けている。訪問したのは、保育を学んでいる女子大学生2人である。計3回の活動だったが、このシーズン中に学生が自宅に訪問したのは最初の1回であり、2回目は児童館へ行き、3回目はスタンプラリーと一緒に回っている。学生が自宅に訪問した際には、Mさんが昼ご飯を作っている間に子どもと遊んでもらったり、子どもに食事を食べさせてもらったりして過ごしたという。

Mさんの場合は、他の4名の母親と異なり、自ら学生の受け入れを申し込んでいる。日頃利用しているNPO「Y」の「ひろば」の掲示で家庭訪問事業のことを知り、ちょうど受け入れ家庭を募集していたために、自分から申し込んだという。Mさんは、自分が看護学生だった頃、障がい児のいる家庭に「育児ボランティア」として訪問した経験があったこともあり、学生を受け入れることには何の「抵抗」もなかったという。むしろ、「こんな子にも、普通の元気な子にも来てくれるんだ」との思いから、「来てくれるならラッキー」という気持ちで、進んで学生を受け入れている。

Mさんの場合も、夫の帰宅は遅く、親族サポートも期待できない状況ではあるが、他の4名の母親と異なり、Mさんの場合は、近所の母親との交流が密であり、子育てネットワークが充実している。同年齢ぐらいの子どもをもつ親が近所に多いこともあり、つわりがひどい時や、自分が病気の時、ちょっとした用事を済ませたい時などは、お互いに子どもの「預け合い」をしているという。「みんな旦那さんが忙しくて、普段一人で（子どもを）みるから、大変なとき、じゃあなんか用があるんだったら、置いていきなよ、みたいに」という語りにも見られるように、子どもの「預け合い」がとても気軽に日常的に行われている。また、日中は、誰かの家に子ども連れで集まって一緒に過ごすことも多く、お互いの家への出入りも頻繁である。友達が来ている間に、夕飯を作ることも多く、自分が手が離せないときに、誰かがお茶がほしいと言えば、冷蔵庫も自由に開けてもらうそうである。

このように日頃からお互いの家を行き来し、近所の母親たちと協力しながら子育てをしているMさんにとって、学生ボランティアを受け入れることは、日常の一環ともとらえられる。また、自分が「育児ボランティア」をしていた経験から、学生との関係性の構築の仕方も心得ており、大学の話を聞くことなどを楽しみながら、「子どもの遊び相手」をお願い

いしている。

私が、子育てが好きじゃないので（笑）…外で楽しく遊ぶのはできるんですけど、家で折り紙をしたりとか、おままごとの相手をしたりとかが、とにかく苦手で（笑）。

私は全然、子どもが泣いても問題ないので。死ななければいいかなって。

M さんには、子育てに関して、このようなざっくばらんな語が多い。また家事に関しても、「家事は、きっちりしてないんです。」と語る。「まとめて何時から何時まで家事の時間っていうのはなく、掃除機がけなども「汚されたら、そのときにやる」ことが多い。常に臨機応変に対応しており、「絶対がない」のだと語っている。このように M さんは、柔軟な母親意識を持っており、母親役割からも比較的自由であるといえる。

（４）母親意識と「家族の境界」

以上、K さん、L さん、M さんの語りから、学生ボランティアを受け入れた際の母親たちの不安や抵抗を、彼女たちの母親意識や母親役割と関連させながら分析してきた。天木のいう「他人を家に入れることへの抵抗」について語ったのは、今回は K さんのみであり、K さんの場合にも、子育てが「大変すぎる」状況によって、比較的早い段階でこの「抵抗」は払拭されている。今回の分析からは、「他人を家に入れることへの抵抗」では語りつくせない抵抗や不安があることが明らかとなった。

K さんの場合には、子どもが学生に「迷惑をかけるのではないか」という不安が、学生ボランティアの受け入れを躊躇させていた。この不安は、K さんが日頃から子育てを一身に引き受ける中で生成されている強固な母親意識に基づくものであった。しかし K さんにとって、「ちょっと気が抜ける」学生の存在は「ありがたく」、不安やとまどいを感じつつも受け入れを繰り返している。K さんは、学生が家庭を訪問し母子の間に入るという新しい取り組みに対して、学生との関係性の構築の方法をまだ十分に発見できてはいないものの、学生の受け入れは、これまで自明視されていた母親と子どもの関係や母親意識を揺さぶる契機となっている。ゆえに K さんは、繰り返される受け入れの実践を通して、強固な母親意識から解放される可能性を秘めている。

L さんの場合には、「学生を受け入れることで自分の負担が増えるのではないか」というためらいがあったものの、学生との間に上司と新入社員のような関係性を構築することに

よって、家庭内においても非家族メンバーである学生とスムーズに相互作用を行うことができた。しかしLさんにとって、学生のサポートは「手がないよりは助かる」けれども「最後はやっぱり私なのね」と思わせるものであった。Lさんは、学生を受け入れることによって、子育てに「他者は必要ない」という確信を持つにいたったのであり、意図せず、自分の母親としてのジェンダー役割の重要性を再認識することになったといえる。

Mさんの場合には、自分が学生の頃、「育児ボランティア」として障がい児がいる家庭を訪問していたことがあるうえ、現在も近所の母親たちとの交流が密であり、日頃からお互いの家を行き来しながら、協力し合って子育てを行っている。すなわち、Mさんにとって学生ボランティアを受け入れることは、目新しいことではなく、日常の一環である。ゆえに、非家族メンバーとの家庭内での関係性の構築の仕方も身体化されているといえる。またMさんは、日常的に非家族メンバーである母親たちと協力しながら子育てを行うことによって、子育てや子育ての責任を一身に背負うことはなく、母親意識は柔軟で、母親役割からも比較的自由であるといえる。

これらの分析を通して明らかになるのは、母親意識の強固さと母親役割の絶え間ない遂行が非家族メンバーの受け入れを拒んでいるということである。すなわち、言葉を変えれば、母親意識が強固で、母親役割が繰り返し遂行されるときに、非家族メンバーを排除する「家族の境界」が立ち現れるということではないだろうか。そして、母親意識が揺らぎ、母親役割が他者に明け渡されるとき、家族はその閉鎖性を外部に対して開いていくと考えられる。Kさんの事例は、強固な母親意識をもち、母親役割を遂行しつつも、学生という非家族メンバーの受け入れを経験することによって、「家族の境界」の揺らぎの契機が見出された事例である。またLさんの事例は、学生という非家族メンバーの受け入れによって、むしろ、自らの母親意識と母親役割の重要性を再確認し、「家族の境界」を実感することとなった事例である。そしてMさんの事例は、柔軟な母親意識と流動的な母親役割によって、まさに「家族の境界」が揺らいでいる事例だと位置づけることができるのではないだろうか。

前節では分析できなかったが、聞き取りの中では、学生の受け入れを拒むものとして、「夫の抵抗」というのも挙げられている。今回分析した事例は、いずれも受け入れを行った家庭の事例であるが、NPO「Y」のスタッフへの聞き取りによると、「夫が反対なので」という理由から学生の受け入れを断る母親が最も多かったという⁵⁾。このことから、普段は子育てに直接関わることは少ないとしても、父親役割を明け渡したくないという父親意識が「家

族の境界」の生成に寄与している可能性が示唆される。

上野は、ファミリー・アイデンティティ論において、当人たちの家族認識が流動化していることを指摘した（上野、1994）。上野のこの研究の背景には、家族を家族たらしめるものについて家族社会学者たちの中で合意が困難になってきたことがある。家族はもはや、常に明確な境界を持つ実態としては存在していないのである。「家族の境界」は、家族成員のジェンダー化された家族意識や家族役割の遂行によって立ち現れるものだといえるだろう。そして、「家族の境界」が夫婦と親子からなる家族や母親（時として父親）にとってリアリティをもって立ち現れやすいのが子育て期なのではないだろうか。それは、子育て期において、日本は今もなお否応なく、母親であること、父親であることが強制される排他的な社会であるからである。そしてこのようなジェンダー化された社会規範を内面化する彼女・彼らが母親意識・父親意識を強固にもつと同時に、母親・父親としての役割の遂行を求められる子育て期において、「家族の境界」は明確な輪郭をもって立ち現れるのである。

7. 小括—母親アイデンティティと「家族の境界」

本章では、子育て支援 NPO「Y」の取り組みを対象として、非家族メンバーが家庭に入り子育てをサポートする仕組みが地域のなかでどのように形成されているかについてみてきた。そして、「家族の境界」を家族の抵抗感ととらえ、その仕組みによって実際に家族の抵抗感がやわらいでいるのかを検討した。さらに、学生ボランティアを受け入れる際に、母親たちにどのような不安や抵抗があったかを、彼女たちの母親意識や母親役割と関連させながら分析した。そして、それを通して、「家族の境界」とはどのようなものかを考察してきた。

仕組みについては、学生ボランティアが家庭に入り子育てをサポートするという家庭訪問事業は、NPO が家庭と学生の間に入り、丁寧なコーディネートをすることによってはじめて成り立っていることが明らかとなった。また、この事業は行政との協働事業を経たことで、地域の理解と承認を一定程度得ることができたが、地域の中で、この取り組みを拡大していくには新たな仕組みが必要であることも示唆された。

また、受け入れを行なった母親の抵抗感は一元的なものではなく、①非家族メンバーが家庭に入ることへの抵抗、②子どもが学生に迷惑をかけるのではないかと不安からくる抵抗、③学生という子育て経験のない者が来ることへの抵抗、④夫の抵抗などがみられた。①②に関しては、活動を通じて緩和されていくが、③④は必ずしも緩和されていない。

とりわけ④に関しては、「家族の境界」をやわらげ、子育てを地域に開いていく際の壁となっていることが明らかとなった。

さらに、母親意識や母親役割との関連については、学生という非家族メンバーを受け入れることが、それまで自明視されてきた固定的な母子関係を問い直す契機になる場合があると同時に、母親役割の重要性を再認識する契機を提供する場合もあることが分かった。そしてこれらの分析からは、強固な母親意識のもとで、母親役割が繰り返し遂行されることによって、非家族メンバーを排除する「家族の境界」が生成されることが明らかとなった。いずれにしても、家庭訪問事業は、母子が学生という他者に出会うことによって、自分の役割とは何かを母親たちに突きつけるものだといえる。Kさんの事例からは、母親が日頃から子育てを一身に引き受け強固な母親意識・母親アイデンティティを生成させていたとしても、学生を受け入れることによって、これまで自明視してきた母子関係や母親意識・母親アイデンティティを揺さぶられる契機となったことが示された。そして、継続的な受け入れの実践によって、強固な母親意識を解放し、「家族の境界」を揺るがす可能性が示唆された。ゆえに、家庭訪問事業は、近代家族の排他的なメカニズムを問い直し、「家族の境界」を揺るがす可能性をもつ事業だといえるだろう。

「家族の境界」についての先行研究において、アランは、家族にとってのインサイダーとアウトサイダーとの境界を論じたが、今回の分析からは、インサイダー／アウトサイダーの区分は必ずしも固定的ではないことが明らかになった。子育て家庭にとって、学生という存在は当初はアウトサイダーであったが、日頃の「ひろば」での母親との関わりや、家庭と学生の間に入ったNPOスタッフによる丁寧なコーディネートなどにより、学生たちが実際の家庭訪問の活動を通して、インサイダーへと変容していく側面があった。

また、リトウォクは、親族、隣人、友人がそれぞれどの程度家庭に入ることができるかについて論じたが、今回対象としたNPO「Y」の利用者たちの多くは、それらのサポートをあまり期待できない状況で子育てをしている。そうしたなかで、NPOのコーディネートを通して学生が家庭に入っていくことは大きな意義があるといえよう。学生が家庭に入ることへの抵抗感が完全に払拭されるわけではないが、多くの母親たちは、学生が来てくれることで、子どもと少し距離を置くことが可能になり、リフレッシュできたと答えており、親族でも隣人でも友人でもない新たなサポーターの可能性が示唆された。

さらに、天木は、他人を家庭に入れることへの抵抗をやや一元的にとらえているが、その抵抗は様ではないことが今回の事例から明らかとなった。そして、抵抗があると同時

に、家庭内での子育てサポートに対するニーズも確かにある。とにかく人手が必要であるという子育ての大変さが、抵抗感を払拭している側面もあった。また、協働事業が終了した後も、この取り組みが再びNPOの単独事業として継続していることからそのニーズを読み取ることができる。さらに、この活動を「定期的にお願したい」と考えている母親も少なくなく、この活動をいかに継続していくかが今後の課題である。

最後に、母親に子育て役割が集中するという社会全体の構造の問題を問わずに、非家族メンバーによる家庭内部での子育てサポートのみを拡大することは、子育てに閉塞感を抱える母親たちへの対症療法的な支援にとどまってしまう可能性もある。さらに、非家族メンバーの訪問を受けるというアウトリーチ型の支援は、訪問を受ける母親を支援の客体へと変容させてしまう側面を持つ。「ひろば」においては、彼女たちは、ともに「ひろば」を作り上げる相互支援の主体となりえたが、アウトリーチ型の支援の場合は、非家族メンバーが、時として、子育ての主体である母親の位置をおびやかす存在になり、母親たちを支援の客体へとめ込む可能性がある。本章で対象とした家庭訪問事業は、「家族の境界」を超える際の事例であったため、以上のような、非家族メンバーが母親たちの位置を脅かす側面があることも描き出すことができたといえる。

〈注〉

¹⁾ 家庭訪問事業の参加家庭・学生数は以下の通りである。2003年度は5家庭・学生10名、2004年度は29家庭・学生42名、2005年度は23家庭・学生35名、2006年度は24家庭・学生47名（そのうち12家庭・学生16名は冬休み期にも活動）、2007年度は夏休みに24家庭・学生43名、冬休みに14家庭・学生19名、2008年度は17家庭・学生27名である。

²⁾ この事業は、これまで、民間助成事業、横浜市補助事業等を活用して実施されている。2003年度は横浜市青年会議所の「横浜ひとづくり推進事業」助成事業として、2004年度は、独立行政法人福祉医療機構助成事業の「学生による家庭育児支援・地域ネットワークモデル事業」として、2005年度は、横浜市協働事業提案制度モデル事業の「青少年による家庭育児支援地域ネットワーク事業」として、2006・2007年度は、横浜市協働事業提案制度モデル事業の「学生によるわくわく子育てサポーター事業」として、2008・2009・2010年度は、NPO「Y」の独自事業「わくわく子育てサポーター事業」として、2011年度は、独立行政法人国立青少年教育振興機構子どもゆめ基金助成事業の「わくわく子育てサポーター事業」として実施されている（NPO「Y」、2012：35）。

³⁾ これは、これまでA区が行っていた事業に2008年度からNPO「Y」も主催者として加わったものである。事務局は社会福祉協議会であるが、これまで一回限りで終わっていたボランティア体験を継続性のあるものにすることを目指し、NPO「Y」も協力することとなった。

⁴⁾ どのような活動をするかは学生側と家庭側の要望を出し合って決めることができるため、

2008年には3回のうち2回は学生とともに「ひろば」で遊んでいる。

⁵⁾ 2008年11月に実施したNPO「Y」のスタッフへの聞き取りより。

終章 「子育てひろば」の展望と「家族の境界」

1. 本論文の知見

本論文では、「子育ての社会化」が進行する際に生ずるケアを誰がどのように担うのかという問題を「家族の境界」という局面からとらえ、「子育ての社会化」をめぐる制度・政策と実践場面において、「家族の境界」なるものがどのように生成・変容するのかを考察してきた。

第1章では、まず、「子育ての社会化」などを含む「ケアの社会化」の背後にある「子育ての私事化」「ケアの私事化」の問題性について先行研究をもとに整理した。それは、近代以降、家族と社会の境界が明確化し、いわゆる「近代家族」が成立したことと不可分である。そして、現在進行している「子育ての社会化」の動きは、家族と社会の再編を問う問題でもあると同時に、家族が家族であるための最後の重要な条件である子育てを外部化・共同化することであるがゆえに、家族の存在論的な不安定化をもたらすものであることを確認した。また、「家族の境界」をめぐる先行研究を整理し、本論文では、ケアを誰がどのように担うのかという問題を「家族の境界」の問題として捉えること、そこには家族とは何なのかをめぐる「空間的なるもの」と「情緒的なるもの」の2つの側面があることを明らかにした。さらに、これまでのケア研究を検討したうえで、「家族の境界」をミクロな実践場面で見るときには、ケアをアクター間の相互作用としてみることを重要であることを述べた。

第2章では、日本の家族と子育てをめぐる状況が、戦前戦後を通してどのように変容していったかについて先行研究をもとに整理した。そこでは、子育てが地域共同体に開かれていた近代化以前の社会から、近代化を経て家族に閉じられたものへと変容していったことを確認した。そして少子化が進む現代的な状況において、「子育ての社会化」という一見すると家族に閉ざされた子育てを再び社会へと開いていく動きが見られること、しかし、そこには、「家族の境界」をめぐる社会化と私事化の複雑なせめぎ合いがあることを述べた。

第3章では、国が「家族の境界」をどのように捉えているかをみるために、子どものケアについて規定している児童福祉法を中心に上げ、日本の児童福祉政策において「家族の境界」の捉え方がどのように変容してきたかを検討した。戦後から高度経済成長期にかけての政策においては、子どものケアについて国は原則として家族には介入せず、家族（とりわけ母親）が養育の責任を果たせない時に初めて介入するというスタンスをとって

おり、国は「家族の境界」を強固なものとして捉えていた。そして、それは1980年代まで続いた。1990年前後からは、子どものケアに関する国の論理に変化が見られた。すなわち、子育てを担う家族に対して支援を行う「家族支援」の論理が登場しており、「家族の境界」の捉え方には揺らぎが見られた。2000年代以降になると、支援する家族の対象が「すべての子育て家庭」へと拡大し、「家族の境界」をさらに揺るがす方向へと変容していることが分かった。つまり1990年前後から、「家族の境界」は国が介入することのできない固定的なものとして理解されることはほぼなくなったといえる。しかし、母子の関係を自明なものとして捉えていることに変化はないことが明らかとなった。

第4章では、第5章以降で「ひろば」に焦点化する意義を再確認するとともに、第5章・6章・7章で行う事例分析の関連性を説明した。そして、落合の近代家族の8つの特徴から示唆を得て、次章からの各章の事例をそれぞれ「社交」「性別分業」「母親アイデンティティ」をキーワードとして「家族の境界」と関連させつつ分析していくことを述べた。次に、在宅子育て支援がどのような背景のもと発展してきたかについて、子育て支援政策と子育て支援活動の展開を整理しながら論じ、第5章以降で対象とする横浜市と市内で活動するNPOの子育て支援の取り組みを概観し、事例分析へとつなげていった。

第5章では、「ひろば」に通う母親たちの相互作用に焦点を当て、母親たちはどのような相互作用を行っているのか、その相互作用は母親規範に対してどのような意味を持つのかを分析した。彼女たちは、「否定しない」という礼儀作法にのりつつ、「他愛のない会話」を繰り返して、「感情ワーク」を行いながら、適度に抑制された感情を緩やかに共有し共感空間をつくりあげていることが明らかになった。また、彼女たちの「社交」のあり方は多様であり、「初心者」がいる場面では、より積極的な共感の構築が行われていた。そして、このような「社交」を通して、一方では、母親ならばこうしなければならないと思っていた「母親であること」をめぐる規範から一定程度距離をとることが可能になり、他方では、会話を通して自己呈示することで、母親として振る舞う自分を楽しむことが可能となっていることが明らかとなった。

「ひろば」に通う女性たちの多くは、現在、専業主婦である。彼女たちは、慣れない子育てに孤立奮闘するなかで、行政の広報誌やロコミなどで「ひろば」を知り、「ひろば」に通うようになった人たちである。また彼女たちは、子育ての大変さを少しでも軽減したい、子育てに関する様々な情報が欲しいという思いで、「ひろば」に足を運んだ人たちである。しかし、「ひろば」で、同じように子育てに奮闘する母親たちと集い、社交することこそが

彼女たちにとって大きな意味を持つものであった。日本では依然として三歳児神話が根強く、子育ての責任は母親にあるという規範も簡単に変わるものではない。そのような状況の中で、彼女たちが日々子育てと向き合うためには、社交できる場こそが、まさに重要だったのである。

また、「ひろば」は、公園等とは異なり、時間的・空間的に限定された、スタッフというコーディネーターがいる場である。このように、「ひろば」がセミフォーマルな場であることが、彼女たちの社交を可能にする条件の1つだと考えられる。すなわち、「ひろば」に通う母親たちが、様々な社会背景をもった母親たちであるにもかかわらず、それらを問われることなく、形式的に平等に扱われることが可能になっているのは、セミフォーマルに設定された場だからである。しかし、このことは逆に、彼女たちが、平等に「母親であること」を期待されることにもつながっている。

第6章では、「ひろば」で活躍する男子学生ボランティアに着目し、彼らが、母親や子どもとの多角的な相互作用を通して、ケアのアクターになっていくプロセスを分析した。ここでは、「ひろば」において、男子学生ボランティアが、母親や子どもとの多角的な相互作用を通して、ケアのアクターになっていくプロセスが明らかになった。男子学生たちは、「ひろば」での多様なアクターとの相互作用によって、子どもをケアするとはどういうことかに対する「気づき」を体験していた。そして彼らは、「遊び」の実践を通して、ケアのアクターとしての位置を獲得していることが分かった。ここでは、「ひろば」に通う母親にとって家族という役割関係にないボランティアの学生が、性別分業を巧みに利用しながら、母親のケアとの差別化の実践を行うという姿が明らかになった。

性別分業を巧みに利用しながら自分たちの位置を獲得する男子学生ボランティアの実践からは、子育てなどのケアの実践の場においては、性別分業が、とても重要な意味を持つことを示している。母親と子どもがいる「ひろば」において、非家族メンバーである男子学生ボランティアが、子育てというケアに関わる際には、その関わり方のモデルを見出しにくい。こうした状況の中で、彼らは意識的・無意識的に性別分業に基づいた関わり方を実践していると考えられる。また、平日の「ひろば」が、「父親不在」の場であるからこそ、彼らは、その役割期待に応える形で、自分たちの位置を獲得することが可能になっているのではないだろうか。

第7章では、アウトリーチ型の子育て支援である家庭訪問事業を事例として、非家族メンバーが家庭内部で子育てをサポートすることにより、家族と非家族メンバー間に何が起

こっているのかを検討した。学生ボランティアを受け入れることは、これまで自明視されていた母親と子どもの関係や母親意識、母親アイデンティティを揺さぶる契機となっていた。ある場合は母親が、自分の母親としてのジェンダー役割の重要性を再認識する契機となり、ある場合は、強固な母親意識から解放される契機となった。いずれの場合においても、母親役割をめぐる母親意識、母親アイデンティティが、家族内でのケアを家族内部に閉じ込めるか、あるいは社会へと開いてくかの鍵になっているということが明らかとなった。

子育て専門を「選択」した母親たちにとって、「母親であること」は、この時期の彼女たちのアイデンティティの核となる。ゆえに、その母親アイデンティティを揺さぶられる場面において、彼女たちは、子育てを外部に開くことに対して抵抗を示すと考えられる。それは父親においても同様であると推察できる。近代家族を生きる父親たちは、現在も、性別分業のもとで、長時間労働を余儀なくされている。子どもに関わりたい、子育てを積極的に担いたいと思いつつも、なかなかそれを実現しにくい社会構造において、非家族メンバーが家庭内部で子育てサポートを行うことは、父親たちの父親としての地位を揺るがしかねない側面を持つ。こうした父親アイデンティティへの揺さぶりが、家庭訪問事業に対する父親たちの抵抗（「夫の抵抗」）として現れていたのではないだろうか。

2. 「家族の境界」とアクター間の相互作用の諸相

本論文では、「子育ての社会化」という家族と社会の再編の試みが進行する中で、家族という範疇を規定する境界のようなもの＝「家族の境界」がどのように生成・変容するのかを様々な面から考察してきた。「家族の境界」は、個人の中でも多様であるし、マクロな歴史や制度・政策においても様々な言葉で表現される。そのような様々な「家族の境界」をめぐる言葉や理解は、それぞれが独立して存在するものではない。例えば、ある個人は、マクロな社会の常識を参照して語ることもあれば、傍らで一緒に会話をしている友人たちとの会話の中で共有されているイメージに仮託して語ることもあり、あるいは個人の主観的な理解として家族とはこのようなものであるという形で境界を語ることもある。

本論文は、そうした多様な個人が、多様な位相で存在している家族や家族のイメージをめぐる語彙を参照しつつ、語り、生成し、立ち上げていく「家族の境界」なるものについて、個別具体的な「ひろば」における相互作用の諸相からこれを問い直してきた。

第5章から第7章までのミクロなケア実践を「家族の境界」という視点から捉えなおし

てみると、どのようなことがいえるだろうか。第 5 章でみた「ひろば」に通う女性たちの相互作用のプロセスは、同じ母親仲間との会話の中で、他者の家族観や子育て観とそこから派生する「母親であること」にまつわる規範を参照しながら、社交を通じて、「家族の境界」を再構成するプロセスでもある。家族は個々人にとって所与のものではなく、日々の相互作用のなかで生成されるものである。そこでは、家族役割としての「母親であること」が彼女たちの社交を規定していることも明らかになった。彼女たちの社交は、彼女たちを強固な母親規範から解放する側面を持ちつつも、その社交は、あくまでも彼女たちが「母親であること」を前提にしたものであり、「近代家族」の母親役割から簡単に抜け出せるものではない。

一方、第 6 章で分析した事例における男子学生ボランティアたちの実践は、これまで家庭内部で家族メンバーによって担われていた子育てというケアが「ひろば」という家庭外部の空間で、非家族メンバーとともに担う実践と位置づけることができた。その意味でこれは、「近代家族」を超える新たな実践だといえる。しかし、非家族メンバーが家族メンバーとともに子育てというケアを担う際に参照するモデルとなるのは、「近代家族」的なものであった。すなわち、男子学生ボランティアたちは、「近代家族」を特徴づける性別分業を戦略的に用いることで、ケアのアクターとしての位置を獲得していた。彼らは、いわば、「家族の境界」を戦略的に利用していると捉えることができる。

第 7 章でみた事例は、「家族の境界」を超えた母親の抵抗の事例である。そのため「家族の境界」がよりクリアに見えることになる。「ひろば」での実践と異なり、非家族メンバーが家庭の中に入ってくるという訪問型の子育て支援は、訪問を受ける母親を支援の客体へとはめ込んでしまう側面を持つ。「ひろば」においては、「ひろば」に通う彼女たちは、支援の客体である側面のみならず、ともに「ひろば」を作り上げる相互支援の主体としての側面も持ち合わせていた。しかし、訪問支援の場合には、母親たちを支援の客体へと変化させる仕組みが内包されているため、ケアの主体である地位を部分的にでも手放さなければならないと感じる母親もいた。そして、訪問を受けることに対する抵抗が「家族の境界」として立ち現れていたと考えることができる。

いずれにおいても、ケアを他者や外部に明け渡すような場面において「家族の境界」は立ち現れるのである。フィンマンは、「その理想的なかたちでは、家族はケアの使命を果たすときに自己完結的、自給自足的な単位となる」(Fineman, 1995=2003 : 179) と述べているが、ケアとりわけ子育てを担う場面において「家族の境界」は顕著な形で立ち現れ

るのである。上野は、フラインマン（1995=2003）の「解説」において「近代家族」を「積みすぎた方舟」と呼んだことについて次のように説明している。それはつまり、「出航したときから座礁を運命づけられていた」ことを意味するという。「このような最小家族が、ケアの負担を他からのいっさいの援助なしにかかえこみ、しかもその負担が家族のなかのたったひとりの成人女性（妻=母という名の）の肩にかかるのは、最初から無理な相談だった」のであり、「近代家族は破綻すべくして破綻した」のだと述べている（上野、2003:267）。

しかし、破綻したはずの「近代家族」がケアとりわけ子育ての場面においては、再び「家族の境界」として立ち現れる。そこには「母親であること」をめぐるアイデンティティの問題が大きく関連していると考えられる。子育て専門を「選択」した女性たちにとって、「母親であること」をめぐるアイデンティティは彼女たちのアイデンティティの核となる。ゆえに「母親であること」から降りることを彼女たちは望まない。母親規範を参照しながら再帰的に生成される母親アイデンティティは、子育て専門期の母親たちにとっては重要なものであり、それが「家族の境界」の核にあるのではないだろうか。

子育てというケアを担うことによって「家族の境界」なるものが生成するというのは、今回事例で取り上げた母親たち特有の現象ではないといえるだろう。現代の都市型社会に生きる女性たち、母親たちは、母親規範を参照しながら再帰的に生成される母親アイデンティティを維持し続けているのであり、本論文で取り上げた母親たち以外にも共通して立ち現れる現象だと考えることもできる。

では、「家族の境界」と、その核にある母親規範やアイデンティティは、変容不可能なものなのだろうか。第7章の事例からは、それが変容可能性をもつことが示唆された。日常的に他者の家を行き来し、子育てを共同しながら行った経験のあるMさんには、他者の訪問に対する抵抗はほとんど見られなかった。また、最初は抵抗を感じつつも一歩踏み出したKさんは、他者に頼る心地良さを感じ、強固な母親意識から解放されている側面も持っていた。

以上のように、「家族の境界」はケアとりわけ子どもへのケアを他者に明け渡す場面において立ち現れること、そしてその中核には「母親であること」をめぐる規範や母親アイデンティティのあり方とその変容があることをみてきた。「家族の境界」は、常に日々の相互作用の中で生成されるものであるからこそ、また変容の可能性も秘めているのである。

ここで、「家族の境界」という概念を使用した意義と限界について、再度考えたい。「家族の境界」という概念は、家族内部に閉じられた子育て状況を問題化することを目的に、

筆者が使用した概念である。本論文で繰り返しみてきたように、子育て支援の現場および子育て支援をめぐる研究においては、家族内部で孤立した子育てを行っている母親たちの実態を把握し、それを解消する方途を探る必要性が議論されてきた。筆者自身も、このような問題意識から子育て支援の実践の場に入り、フィールドワークを行った。そして、参与観察や聞き取りを続けていくなかで、母親たちが、筆者が想像していた以上に、子育ての不安や閉塞感を抱え、子育ての責任を一身に背負い、強固な母親規範のもとで子育てを担っていることを知ることとなった。それは筆者にとって、境界性を帯びた家族というものを突きつけられる経験であったと同時に、そうした家族に閉じられた子育ての現状を、様々な場面で意識させられる経験でもあった。「家族の境界」という概念を使用したのは、子育てを担っている人たちによって語られ、経験されてきた、家族に閉じられた子育てを問題化するためである。すなわち、「家族の境界」は、現在の日本の子育て支援において、一定のリアリティを指し示していると考えられる。

しかし、「家族の境界」という概念を使用することは、境界性を帯びた家族というものを実体化してしまう危うさを持つ。筆者を含めた子育て支援に携わる人々や子育て支援を研究する者たちの議論自体が、本来、多様な行為者が日常の中で織りなす家族という多面的で可塑的なはずの家族を矮小化していく側面を持つ。多様な家族に対して、閉じられた家族あるいは境界性を帯びた家族というイメージを付与すると同時に、開かれるべき対象としての家族というものを構築し、あるいは、社会に開かれた子育てという理念やスローガンを貼り付けていくことにもなる。

われわれが支援者として、あるいは、研究者として、子育てというものに関わる際に、なかば常識として抱いている「子育ての社会化」といった主張や目的というものが、所与の前提として、家族が境界性を帯びたものであると語り、実在のもののように、「家族の境界」を言説化し、実体として構築してしまっている側面にも自覚的である必要がある。

3. 今後の課題

最後に今後の課題について述べる。本論文では、ミクロな相互作用レベルにおける「家族の境界」を中心に分析・考察してきた。マクロな制度・政策レベルにおける「家族の境界」については、今後さらに考察を深める必要がある。また、ミクロレベルとマクロレベルの「家族の境界」の関連についてのより綿密な分析も今後の課題としたい。

さらに、事例分析については、今回は1つの「ひろば」を対象に、主に子育て専門の女

性たちに焦点を当てて分析した。しかし、「家族の境界」の現れ方は、女性のライフコース、階層、時代状況などに規定されるものだと考えられる。ゆえに、今回得られた知見が、どの程度普遍性をもつものかについて、さらなる実証研究を積み重ねる必要がある。1つ目には、子育て専門の女性のみならず、働く女性を対象とした事例分析が必要である。2つ目には、他の種類の「ひろば」での相互作用との比較である。地域子育て支援拠点事業には「ひろば型」以外にも「センター型」と「児童館型」がある。これらの「ひろば」の構成のされ方、「家族の境界」をめぐる諸相を比較することも重要である。3つ目としては、「ひろば」以外の「ケアの場」との比較である。例えば、保育所における保育士と母親との関係性の中で立ち現れる「家族の境界」を分析することも今後の課題としたい。

添付資料

国と横浜市の子育て支援政策の変遷

	国の動き	横浜市の動き
1994年度	<ul style="list-style-type: none"> ○「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」(エンゼルプラン)の策定(4大臣(文・厚・労・建)合意(12月)) ○緊急保育対策等5カ年事業(1995～1999年度)(3大臣(大・厚・自)合意)(12月) 	
1995年度		
1996年度		
1997年度	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の一部を改正する法律(保育所の措置制度から利用選択制度への移行等)(6月) 	
1998年度		
1999年度	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策推進基本方針(少子化対策推進関係閣僚会議決定)(12月) ○新エンゼルプランの策定(6大臣(大・文・厚・労・建・自)合意)(2000～2004年度)(12月) 	
2000年度	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の防止等に関する法律(5月) ○児童福祉法の一部を改正する法律(6月) ・母子生活支援施設等の措置制度から利用選択制度への移行 ・支給対象年齢が義務教育就学前までの児童に ○健やか親子21(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜子育てサポートシステムの設立 ・横浜市から「(財)横浜女性協会」へ委託しモデル実施(南・港南・金沢・戸塚・栄・泉)(6月) ●横浜市内で、1カ所目の「ひろば」が誕生
2001年度		<ul style="list-style-type: none"> ●横浜子育てサポートシステムを横浜市から「横浜市社会福祉協議会」へ委託し全区展開へ
2002年度	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化対策プラスワン(厚生労働省まとめ)(9月) ○つどいの広場事業の制度化 	
2003年度	<ul style="list-style-type: none"> ○次世代育成支援対策推進法成立(7月) ○少子化社会対策基本法施行(7月) ○児童福祉法の一部を改正する法律(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎子育て支援事業本部の設置(2003～2005年度) ・緊急かつ重要な課題に迅速に対応するた

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援の取組強化 ○ 児童福祉法の一部を改正する法律(3月) ・ 児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等 	<p>め、2003～2005 年度の時限的組織として設置。重点課題として「待機児童の解消」「放課後児童施策の推進」「市民主体の子育て施策の充実」に取り組んだ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 24 時間緊急一時保育 ・ 保護者の急な病気や就労などで緊急に保育を必要とする場合に、子どもを一時的に預かる 24 時間緊急一時保育を開始
2004 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(4月) ・ 通告義務の拡大等 ○ 少子化社会対策大綱(閣議決定)(6月) ○ 児童手当法の一部を改正する法律(6月) ・ 支給対象年齢が小学校第 3 年の修了までに ○ 児童福祉法の一部を改正する法律(11月) ・ 相談業務を市町村業務に位置づけ ○ 子ども・子育て応援プラン(少子化社会対策会議決定)(2005～2009 年度)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 病児保育 ・ 病気の子どもを、保護者が仕事や緊急の幼児により家庭での育児ができない時に一時的に預かる病児保育を開始 ● 休日保育 ・ 仕事や緊急の用事により日曜や祝日・年末年始に家庭での育児ができないときに預かる休日保育を開始 ● 民間ビル活用による保育所整備 ・ 認可保育所の設置を促進するため、賃借物件で開園する場合の賃借料補助制度を創設 ● 放課後キッズクラブ事業 ・ すべての子どもたちを対象に、小学校施設を活用して「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供する「放課後キッズクラブ」を開始
2005 年度		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 横浜市次世代育成支援行動計画(前期計画)「かがやけ横浜子どもプラン」策定(2005～2009 年度) ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て環境の整備を進めるための計画として、2005 年 4 月に横浜市次世代育成支援行動計画(前期計画)「かがやけ横浜子どもプラン」を策定 ● 地域子育て支援拠点

		<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援の総合的な拠点として、親子の居場所、相談と情報提供、人材の育成、支援団体のネットワークづくりを行う「地域子育て支援拠点」を、各区 1 カ所の設置をめざし整備開始
2006 年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当法の一部を改正する法律(4月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象年齢が小学校第 6 学年の修了までに ○ 新しい少子化対策について(少子化社会対策会議決定)(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ こども青少年局の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援事業本部を発展的解消し、福祉局、衛生局、教育委員会、市民局の子ども・青少年に関する部署を再編した子ども青少年局が発足。生まれる前から乳幼児期を経て青少年に至る、ライフステージを縦断する一貫した支援と、福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組を推進 ● 認定こども園 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園等を活用し、保護者の就業状況に関わらず多様な保育・教育を提供する総合施設を整備するため、必要な経費の一部を助成 ● 障害児の居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢期の障害児とその家族の生活支援の充実を図るため、学齢期の障害児の放課後や夏休み等の居場所づくりを開始 ● 青少年の地域活動拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中・高校生世代の青少年を対象に、仲間や異世代との交流、地域の資源や人材を活用した社会体験・職業体験の機会の提供や、学習サポートなどを実施する「青少年地域活動拠点」の整備を開始 ● よこはま若者サポートステーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年無業者(いわゆるニート)や社会的ひきこもり状態にある社会参加や就労に向けた支援を行い、職業的自立を支援する「よこはま若者サポートステーション」を横浜駅西口に開設
2007 年度	○ 地域子育て支援拠点事業の再編(4月)	● 地域ユースプラザ

	<ul style="list-style-type: none"> ・「つどいの広場事業」が「地域子育て支援センター事業」と統合され、児童館などでの実施もふくめ「地域子育て支援拠点事業」として再編された ○「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議決定）（12月） ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動指針（仕事と生活の調和推進官民トップ会議）（12月） ○新待機児童ゼロ作戦（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年相談センターとよこはま若者サポートステーションを支所的機能を有する施設として、青少年の自立支援を図るため、地域に密着した支援を行う「地域ユースプラザ」の整備を開始
2008年度	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年育成施策大綱（子ども・若者育成支援推進本部決定） ○児童福祉法等の一部を改正する法律（11月） ・2009年4月から、「地域子育て支援拠点事業」を児童福祉法上の事業として位置づけ、市町村に対し、その実施に努力義務を課す 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「かがやけ横浜子どもプラン」と「横浜市青少年プラン」を統合 ・2008年4月に「かがやけ横浜子どもプラン」と「横浜市青少年プラン」（2004年7月策定）を統合し、新たに「かがやけ横浜青少年プラン」としてスタート ●こんにちは赤ちゃん訪問事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育て家庭に関わる市民が、生後4ヶ月になるまでの乳児のいる家庭を訪問し、地域の身近な情報を提供するこんにちは赤ちゃん訪問を開始 ●乳幼児一時預かり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・主に0～3歳の在宅子育て家庭を対象に、育児に対する不安感・負担感を軽減するため、認可外保育施設で一時預かりを開始 ●事業所内保育施設設置助成 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内に従業員のための保育施設を設置する事業者に対し、設置に係る経費の一部女性をモデル事業として開始。2010年度より当初3年間の運営費の一部助成も開始 ●子育て家庭応援事業「ハマハグ」 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中や子ども連れの方が安心して外出できるよう、市内の店舗・施設に子育て家庭を応援するサービスを持ち寄ってもらい、

		<p>社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するハマハグを開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ● よこはま型若者自立塾 ・ 長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、共同生活を通じて、低下した体力を回復するための体づくり、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方などの生活改善に向けた支援を行う <p>よこはま型若者自立塾を開始</p>
2009年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育てビジョン(閣議決定)(1月) ○ 子ども・子育て新システム検討会議(少子化社会対策会議決定)(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 課題対応プロジェクト (保育所待機児童解消/産科・小児医療、緊急医療体制充実) ・ 市政を取り巻く様々な課題のうち、特に緊急に対応すべき政策課題である「子育て支援の充実・強化」を図るため、横断的かつ機動的に課題解決にあたる2つのプロジェクトを発足。「保育所待機児童解消」「産科・小児医療、緊急医療体制充実」について検討 ● 妊婦健診審査補助回数の増 ・ 妊婦健康診査の補助回数を5回から14回に拡充 ● 横浜保育室整備費助成 ・ 保育ニーズの高い駅周辺で、3歳未満児を預かる横浜保育室の整備を促進するため、整備費助成を開始 ● 通園バス購入助成事業 ・ 通園バスを新たに導入する保育所に対し、バスの購入費等の助成を開始
2010年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・若者育成支援推進法施行 ○ 待機児童解消「先取り」プロジェクト(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 横浜市次世代育成支援行動計画(後期計画)「かがやけ横浜こども青少年プラン」策定(2010年～2014年度)
2011年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて(少子化社会対策会議決 	<ul style="list-style-type: none"> ● 横浜市全18区に地域子育て支援拠点の設置が完了

	定) (7月) ○ 子ども・子育て新システム関連 3 法案を国会に提出(閣議決定) (3月) ・ 子ども・子育て支援法案 ・ 総合こども園法案 ・ 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	
2012 年度	○ 子ども・子育て支援法(8月) ・ 子ども・子育て関連 3 法が可決・成立	

横浜市『かがやけ横浜こども青少年プランー横浜市次世代育成支援行動計画・後期計画』(2010)をもとに作成.

文献

- 赤川学, 1997, 「家族である、ということ—家族らしさの構築主義的分析」太田省一編『分析・現代社会—制度／身体／物語』八千代出版, 97-118.
- 赤井美智子, 2009, 「ひろばがもたらす効果の特性についての考察」生協総合研究所『生協総研レポート:「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59:51-60.
- Allan, G., 1989, “Insiders and Outsiders: Boundaries around the Home”, Allan, G. and Crow, G. eds. *Home and Family: Creating the Domestic Sphere*, Macmillan.
- 天木志保美, 1998, 「現代市民社会と家族—家族の境界と友人関係」『福祉社会の家族と共同意識』梓出版社, 105-117.
- 天木志保美, 2007, 『ケアと社交—家族とジェンダーの社会学』ハーベスト社.
- 浅井春夫, 2004, 『「次世代育成支援」で変わる、変える子どもの未来—子育てを応援する「行動計画」づくり』山吹書店.
- 網野武博, 2001, 「家庭訪問による支援の歴史, 現状と展望」資生堂社会福祉事業財団『世界の児童と母性』70, 2-6.
- Ariès, P., 1960, *L'enfant et la Vie Familiale sous L'ancien Regime*, Paris: Editions du Seuil. (=杉山光信・杉山恵美子訳, 1980, 『〈子供〉の誕生—アンシエン・レジーム期の子供と家族生活』みすず書房.)
- 有賀美和子, 2011, 『フェミニズム正義論—ケアの絆をつむぐために』勁草書房.
- 朝倉京子, 2005, 「看護学におけるジェンダー／フェミニスト・パースペクティブ—『ケア／ケアリング』理論と差異のフェミニズム」根村直美編『ジェンダーと交差する健康／身体—健康とジェンダーⅢ』明石書店, 23-47.
- ベネッセ次世代育成研究所, 2011, 『第4回幼児の生活アンケート報告書』.
- Butler, Judith, 1990, *Gender Trouble*, Routledge. (=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル』青土社.)
- 近本聡子, 2009, 「『初めての子育て』を支える子育てひろば」生協総合研究所『生協総研レポート:「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59:61-66.
- Daly, Mary, 2001, 'Care Policies in Western Europe', in Daly, Mary, ed., 2001, *Care Work: The Quest for Security*. Geneva: International labor office.
- Fineman, M.A., 1995, *The Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth*

- Century Tragedies*. London:Routledge&KeganPaul.(=上野千鶴子監訳, 2003,『家族, 積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房, 263-299.)
- Fineman.M.A., 2004, *The Autonomy Myth: a Theory of Dependency*, New York: The New Press.(=速水葉子・穂田信子訳, 2009,『ケアの絆—自律神話を超えて』岩波書店.)
- Folbre, Nancy, 2001, 'Accounting for care in the United States', in Daly, Mary, ed. , 2001, *Care Work: The Quest for Security*. Geneva; International labor office.
- Fraser, Nancy, 1997, *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" condition*, London& New York: Routledge. (=仲正昌樹監訳, 2003,『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房.)
- 藤崎宏子, 2000a, 「現代家族と『家族支援』の論理」『ソーシャルワーク研究』26 (3) : 180-186.
- 藤崎宏子, 2000b, 「家族と福祉政策」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際—福祉社会学研究入門』東信堂, 111-113.
- 藤崎宏子, 2000c, 「家族はなぜ介護を囲い込むのか—ネットワーク形成を阻むもの」副田義也・樽川典子編『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房, 141-161.
- 藤崎宏子, 2002, 「介護保険制度の導入と家族介護」金子勇編『高齢化と少子社会』ミネルヴァ書房, 191-222.
- 藤崎宏子, 2009, 「介護保険制度と介護の『社会化』『再家族化』『福祉社会学研究』6: 41-57.
- 藤崎宏子編, 2000, 『親と子—交錯するライフコース』ミネルヴァ書房.
- 藤原千沙, 2002, 「親の養育責任を支える社会システムと少子化」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究 創刊号』日本評論社, 54-62.
- 深田貴美子, 2007, 「地域における子育て支援と情報ネットワーク—子育て支援NPOにおける「協働」の課題」地域社会学会『地域社会学年報』19 : 73-93.
- 福川須美, 2005, 「子育て支援の実践と研究」家族問題研究会『家族研究年報』30 : 108-113.
- 福川須美, 2009, 「子育てひろばの効果に関する調査研究の試み」生協総合研究所『生協総研レポート:「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59 : 4-6.
- 船橋恵子, 1992, 「『母性』概念の再検討」船橋恵子・堤マサエ『母性の社会学』サイエンス社, 1-61.
- 船橋恵子, 1996, 「EUの男性変革戦略—男性の子育て促進へ向かって」『時の法令』1530 :

58-67.

船橋恵子, 1999, 「父親の現在－ひらかれた父親論へ」 渡辺秀樹編『変容する家族と子ども』
教育出版, 85-105.

船橋恵子, 2006, 『育児のジェンダー・ポリティクス』 勁草書房.

Gilligan, C., 1982, *In a Different Voice: psychological theory and women's development*,
Cambridge: Harvard University Press. (=岩男寿美子訳, 1986, 『もうひとつの声
－男女の道德観のちがいと女性のアイデンティティ』 川島書店.)

Graham, Hilary, 1983, 'Caring: a labour of love', in J. Finch *et al.*, *A Labour of Love: Women, Work and Caring*, Routledge & Kegan Paul plc.

萩原久美子, 2008, 「『子育て支援』のメインストリーム化」 汐見稔幸編『子育て支援の潮流と課題 (子育て支援シリーズ第1巻)』 ぎょうせい, 18-42.

原ひろ子・我妻洋, 1974, 『しつけ』 弘文堂.

原田正文, 2002, 『子育て支援とNPO－親を運転席に！支援職は助手席に！』 朱鷺書房.

原田正文, 2006, 『子育ての変貌と次世代育成支援』 名古屋大学出版会.

林道義, 1996, 『父性の復権』 中央公論社.

東野充成, 2008, 『子ども観の社会学－子どもにまつわる法の立法過程分析』 大学教育出版.

Himmelweit, Susan, 1999, 'Caring Labor', *Annals of the American Academy of Political and social Science*, No. 561, 27-38.

広井良典, 2005, 『ケアのゆくえ 科学のゆくえ』 岩波書店.

Hochschild, A. R. 1995, 'The culture of politics: Traditional, postmodern, coldmodern and warmmodern ideals of care', *Social Politics: International Studies in Gender, State and Society*, Vol.2, No.3(Fall), 331-346.

堀聡子, 2005, 「共働きカップルの育児分担－家事分担との関わりから」 家族問題研究学会
『家族研究年報』 30 : 64-80.

堀聡子, 2009, 「子育てをめぐる『家族の境界』と子育て支援NPOの取り組み－横浜市港
北区の事例から」 『地域社会学会年報』 21 : 87-100.

堀聡子, 2011, 「子育て支援系ワーカーズ・コレクティブとエンパワメント－神奈川県横浜市
でNPO法人格を取得したワーカーズ・コレクティブの事例から」 生協総合研究所
『生協総研レポート：ケア労働を通して見た女性のエンパワメント－ワーカーズ・
コレクティブを事例にして』 66 : 33-40.

- 井上清美, 2003, 「母親の『自己犠牲』規範意識の趨勢と規定要因」 関東社会学会『年報社会学論集』(16) : 150-161.
- 井上清美, 2011, 「近代的母親規範をめぐる『専業母』の葛藤とその対処方法—ファミリー・サポート事業における相互行為を事例として」 日本家政学会『家族関係学』 30 : 125-137.
- 井上清美, 2013, 『現代日本の母親規範と自己アイデンティティ』 風間書房.
- 石川准, 2004, 『シリーズ ケアをひらく 見えないものと見えるもの—社交とアシストの障害学』 医学書院.
- 神野直彦・澤井安勇, 2004, 『ソーシャル・ガバナンス』 東洋経済新報社.
- 垣内国光・櫻谷真理子, 2002, 『子育て支援の現在—豊かな子育てコミュニティの形成をめざして』 ミネルヴァ書房.
- 菅野仁, 2003, 『ジンメル・つながりの哲学』 日本放送出版協会.
- 柏木恵子編, 1993, 『父親の発達心理学—父性の現在とその周辺』 川島書店.
- 春日キスヨ, 1993, 「介護関係の変化と介護される側の論理」 樺山紘一・上野千鶴子編『21世紀の高齢者文化』 第一法規出版, 173-188.
- 加藤春恵子, 2004, 『福祉市民社会を創る—コミュニケーションからコミュニティへ』 新曜社.
- 川本隆史, 1995, 『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』 創文社.
- 川本隆史編, 2005, 『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ』 有斐閣.
- 川崎賢子・中村陽一編, 2000, 『アンペイド・ワークとは何か』 藤原書店.
- 木戸功, 2010, 『概念としての家族—家族社会学のニッチと構築主義』 新泉社.
- Kilkey, Majella, 2000, *Lone Mothers between Paid Work and Care*, Ashgata Publishing Ltd in Hampshire, UK. (=渡辺千壽子監訳, 2005, 『雇用労働とケアのはざま—20カ国母子ひとり親政策の国際比較』 ミネルヴァ書房.)
- 木本喜美子, 1996, 「『家族賃金』 観念の現代的意味—家族・『個人生活』・ジェンダー—」 西村豁通・竹中恵美子・中西洋編『個人と共同体の社会科学』 ミネルヴァ書房, 143-166.
- 金野美奈子, 2006, 「ジェンダー公正と多元主義的規範理論—家族をめぐる Okin-Rawls 論争を手がかりに」 神戸大学国際文化学部『国際文化学研究』 26 : 1-26.
- 金野美奈子, 2007, 「ジェンダー平等再考—多元主義の観点から」 神戸大学国際文化学部『国際文化学研究』 27 : 29-49.

- 金野美奈子, 2007, 「開かれたジェンダー理解のために」神戸大学国際文化学部『国際文化学研究』28 : 1-33.
- 厚生省, 1978, 『昭和 53 年版 厚生白書』.
- 厚生省, 1997, 『平成 9 年版 厚生白書』.
- 厚生省, 1998, 『平成 10 年版 厚生白書』.
- 厚生省五十年史編集委員会, 1988, 『厚生省五十年史 (記述編) 中央法規出版』.
- 厚生労働省, 2002, 『平成 14 年版 厚生労働白書』.
- 厚生労働省, 2003, 『平成 15 年版 厚生労働白書』.
- 厚生労働省, 2009a, 『平成 21 年版 厚生労働白書』.
- 厚生労働省, 2009b, 「平成 21 年度地域子育て支援拠点事業実施要項」. (2012 年 3 月 10 日取得 <http://kosodatehiroba.com/pdf/09box/h21kosodatekyoten-jisshiyoukou.pdf>).
- 厚生労働省, 2011, 『平成 23 年版 厚生労働白書』.
- 厚生労働省, 2012a, 「人口動態統計」.
- 厚生労働省, 2012b, 『平成 24 年版 厚生労働白書』.
- 厚生労働省, 2013, 「地域子育て支援拠点事業について」(2013 年 4 月 1 日取得 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 少子化対策企画室, 2010, 「地域子育て支援拠点事業の概要と展望」. (2011 年 4 月 10 日取得 <http://www.k-kosodate.jp/houkoku/h22/koshien3/siryuu.pdf>).
- 小山静子, 2002, 『子どもたちの近代—学校教育と家庭教育』吉川弘文館.
- 久木田純, 1998, 「エンパワーメントとは何か」『現代のエスプリ』376 : 10-34.
- 国広陽子, 2001, 『主婦とジェンダー—現代的主婦像の解明と展望』尚学社.
- 国広陽子, 2003, 「都市環境・子育て・シティズンシップの未来」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育て—少子化・ジェンダー・シティズンシップ—』勁草書房, 171-201.
- Kunin, Trudie, 2001, 'Care Work: Innovations in the Netherlands', in Daly, Mary, ed., 2001, *Care Work: The Quest for Security*. Geneva: International labor office.
- 久徳重盛, 1979, 『母原病—母親が原因でふえる子どもの異常』教育研究社.
- Lewis, Jane, 2001, 'Legitimizing care work and the issue of gender equality', in Daly,

- Mary, ed., 2001, *Care Work: The Quest for Security*. Geneva: International labor office.
- Litwak, Eugene, 1965, Extended Kin Relations in an Industrial Democratic Society, in E. Shanas and G.F. Strieb(eds.), *Social Structure and Family: General Relations*, Englewood Cliffs, N.J., Printice-Hall, 290-323.
- Litwak, E. and Szelenyi, I., 1969, "Primary Group Structures and Their Functions: kin, neighbors, and friends" *American Sociological Review* 34.
- 前田正子, 2004, 『子育てしやすい社会—保育・家庭・職場をめぐる育児支援策』ミネルヴァ書房.
- 前田正子, 2008, 『福祉がいまできること—横浜市副市長の経験から』岩波書店.
- 牧野カツコ, 1981, 「育児における〈不安〉について」『家庭教育研究所紀要』2: 41-51.
- 牧野カツコ, 1982, 「乳幼児を持つ母親の生活と〈育児不安〉」『家庭教育研究所紀要』3: 34-56.
- 牧野カツコ, 1989, 「〈育児不安〉とその影響要因についての再検討」『家庭教育研究所紀要』10: 23-31.
- 牧野カツコ・中野由美子・柏木恵子編, 1996, 『子どもの発達と父親の役割』ミネルヴァ書房.
- 松田茂樹, 2008, 『何が育児を支えるのか—中庸なネットワークの強さ』勁草書房.
- 松田茂樹・品田知美・末盛慶・汐見和恵, 2010, 『揺らぐ子育て基盤—少子化社会の現状と困難』勁草書房.
- 松木洋人, 2003, 「家族規範概念をめぐって」関東社会学会『年報社会学論集』16: 138-149.
- 松木洋人, 2005, 「子育て支援サービスを提供するという経験について—ケア提供者の語りにおける「子ども」カテゴリーの二重性」家族問題研究会『家族研究年報』30: 35-48.
- 松木洋人, 2009, 「『保育ママ』であるとはいかなることか—家庭性と専門性の間で」関東社会学会『年報社会学論集』22: 162-173.
- 松木洋人, 2011, 「子育て支援の社会的インプリケーション」『東京福祉大学・大学院紀要』2 (1): 13-21.
- 松木洋人, 2012, 「ひろば型子育て支援における『当事者性』と『専門性』—対称性を確保するための非対称な工夫」福祉社会学会『福祉社会学研究』9: 142-162.
- 目黒依子, 2005, 『男性のケア意識・職業意識がジェンダーの流動化に与える影響に関する

- 実証的研究』2003年度—2004年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書，ジェンダー社会学研究会。
- 目黒依子・矢澤澄子編，2000，『少子化時代のジェンダーと母親意識』新曜社。
- 三井さよ，2004，『ケアの社会学—臨床現場との対話』勁草書房。
- 三井さよ・鈴木智之編，2007，『ケアとサポートの社会学』法政大学出版局。
- 宮木由貴子，2004，「『ママ友』の友人関係と通信メディアの役割—ケータイ・メール・インターネットが展開する新しい関係」『ライフデザインレポート』159：4-15。
- 宮坂靖子，2000，「親イメージの変遷と親子関係のゆくえ」藤崎宏子編『親と子—交錯するライフコース』ミネルヴァ書房，19-41。
- 森岡清美，1993，『現代家族変動論 シリーズ・現代社会と家族 第2巻』ミネルヴァ書房。
- 本山ちさと，1995，『公園デビュー』DHC。
- 村田泰子，2004a，「『母親失格』再考—ネグレクトの諸相と新しい育児実践の創造」社会学研究会『ソシオロジ』149：103-119。
- 村田泰子，2004b，「抵抗する母性—子ども一時預かり施設『ばあばサービスピノキオ』の実践から」仲正昌樹編『差異化する正義』御茶の水書房，71-97。
- 村田泰子，2005，「〈親密圏〉と〈公共圏〉のあいだで—『シルバー世代による子育て』の伝統性と近代性をめぐる—考察」仲正昌樹編『ポスト近代の公共空間』御茶の水書房，177-207。
- 牟田和恵編，2009，『家族を超える社会学—新たな生の基盤を求めて』新曜社。
- 内閣府，2005，『少子化社会白書（平成17年版）』。
- 内閣府男女共同参画局編，2005，『少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書』。
- 内閣府，2009，『平成21年版 男女共同参画白書』。
- 内閣府共生社会政策統括官，2007，「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議 第3回点検・評価分科会」資料。（2010年3月5日取得 http://www8.cao.go.jp/shoushi/kaigi/ouen/tenken/k_3/pdf/s-1-6.pdf）。
- 内藤和美，1999，「概念と視角と課題の吟味—ケアとジェンダー」『群馬パース看護短期大学紀要』1（1），14-25。
- 内藤和美，2000，「ケアの規範」杉本貴代栄編『ジェンダー・エシックスと社会福祉』ミネルヴァ書房，56-73。

- 中田奈月, 2000, 「男性保育者のライフコースーキャリアの実態を通して」『奈良女子大学社会学論集』(7) : 67-78.
- 中田奈月, 2001, 「男性保育者のライフコースーコーホート分析」『奈良女子大学社会学論集』(8) : 51-68.
- 中田奈月, 2004, 「男性保育者による『保育者』定義のシークエンス」日本家族社会学会『家族社会学研究』: 41-51.
- 中谷奈津子, 2008, 『地域子育て支援と母親のエンパワーメントー内発的発展の可能性』大学教育出版.
- 成清美治・曾田里美, 2003, 『現代児童福祉概論』学文社.
- 西村ユミ, 2007, 『交流する身体ー〈ケア〉を捉えなおす』日本放送出版協会.
- NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会, 2007, 「ひろば全協とは」.(2012年2月15日取得 <http://kosodatehiroba.com/02about.html>).
- NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ, 2003, 『母子家庭の仕事とくらし ひとり親就労実態調査・就労支援事業報告書』.
- 落合恵美子, 1989a, 「近代家族と日本文化: 日本的母子関係を解き口に」『女性学年報』10 : 6-15.
- 落合恵美子, 1989b, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編, 2007, 『アジアの家族とジェンダー』勁草書房.
- 落合恵美子, 2008, 「近代家族は終焉したか: 調査結果が見せたものと隠したもの」NHK放送文化研究所編『現代社会とメディア・家族・世代』新曜社, 39-58.
- 岡村清子, 2005, 「地域三世代統合ケアー小規模多機能ケアと居場所づくり」日本老年社会学会『老年社会科学』27 (3) : 351-358.
- 岡村清子, 2009, 「女性のライフキャリアと福祉の仕事」矢澤澄子・岡村清子・東京女子大学女性学研究所編『女性とライフキャリア』勁草書房 : 111-152.
- 奥山千鶴子, 2003, 「私たちの『ひろば』づくり」奥山千鶴子・大豆生田啓友編『親たちが立ち上げた おやこの広場びーのびーの』ミネルヴァ書房, 1-62.
- 大日向雅美, 2000, 『母性愛神話の罨』日本評論社.
- 大日向雅美編, 2008, 『地域の子育て環境づくり 子育て支援シリーズ 第3巻』ぎょうせい.
- 大日向雅美, 2008, 「子育て支援は地域の次代に」大日向雅美編『地域の子育て環境づくり 子育て支援シリーズ 第3巻』ぎょうせい, 3-21.

- 大日向雅美, 2011, 「育児支援をめぐる施策の動向と今後」藤崎真知代・大日向雅美編『育児のなかでの臨床発達支援』ミネルヴァ書房.
- 大豆生田啓友, 2006, 『支え合い、育ち合いの子育て支援』関東学院大学出版会.
- 大豆生田啓友・荒木田ゆり・原美紀, 2008, 「場や拠点の整備」大日向雅美編『地域の子育て環境づくり 子育て支援シリーズ 第3巻』ぎょうせい, 272-292.
- 大豆生田啓友・太田光洋・森上史朗編, 2008, 『よくわかる子育て支援・家庭援助論 (やわらかアカデミズム・わかるシリーズ)』ミネルヴァ書房.
- 太田素子, 1994, 『江戸の親子—父親が子どもを育てた時代』中央公論社.
- Parsons, T. and Bales, R.F., 1956, *Family: Socialization and Interaction Process*, Routledge & Kegan Paul. (=橋爪貞雄・溝口謙三・高木正太郎・武藤孝典・山村賢明訳, 1981, 『家族—核家族と子どもの社会化』黎明書房.)
- 西郷泰之, 2006, 『ホーム・ビジティングの挑戦—イギリス・家庭滞在型の新しい子ども家庭福祉サービスの展開』八千代出版.
- 西郷泰之, 2007, 『ホーム・ビジティング 訪問型子育て支援の実際—英国ホームスタートの実践方法に学ぶ』筒井書房.
- 西郷泰之, 2011, 「家庭訪問支援をマッピングする」資生堂社会福祉事業財団『世界の児童と母性』70 : 7-11.
- 斉藤純一, 2003a, 『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版.
- 斉藤純一, 2003b, 「依存する他者へのケアをめぐる—非対称性における自由と責任」日本政治学会編『日本政治学年報 : 「性」と政治』岩波書店, 179-196.
- 崎山治男・伊藤智樹・佐藤恵・三井さよ編, 2008, 『〈支援〉の社会学—現場に向き合う思考』青弓社.
- 三本松政之, 1999, 「コミュニティと福祉」藤田弘夫・吉原直樹編『都市社会学』有斐閣, 99-118.
- 笹谷春美, 1999, 「家族ケアリングをめぐるジェンダー関係」鎌田とし子・矢澤澄子・木本喜美子編『講座社会学 14 ジェンダー』東京大学出版会, 213-248.
- 笹谷春美, 2005, 「高齢者介護をめぐる家族の位置—家族介護者視点からの介護の『社会化』分析」日本家族社会学会『家族社会学研究』16 (2) : 36-46.
- 佐藤恵, 2010, 『自立と支援の社会学—阪神大震災とボランティア』東信堂.
- 沢山美果子, 1979, 「近代日本における母性の強調とその意味」人間文化研究会編『女性と

- 文化－社会・母性・歴史』白馬出版，164-180.
- 沢山美果子・岩上真珠・立山徳子・赤川学・岩本通弥，2007，『「家族」はどこへいく』青弓社.
- 生協総合研究所，2009，『生協総研レポート：「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59.
- 生協総合研究所，2011，『生協総研レポート：ケア労働を通してみた女性のエンパワメント－ワーカーズ・コレクティブを事例にして』66.
- Shorter Edward, 1975, *The Making of the Modern Family*, New York: Basic Books. (= 田中俊宏・岩崎誠一・見崎恵子・作道潤訳，1987，『近代家族の形成』昭和堂.)
- 渋谷敦司，1999，「少子化問題の社会的構成と家族政策」『季刊・社会保障研究』34(4)：374-384.
- Simmel, G., 1917, *Grundfragen der Soziologie (Individuum und Gesellschaft)*, Georg Simmel Gesamtausgabe, Bd. 16, Suhrkamp. (=1979, 清水幾太郎訳『社会学の根本問題—個人と社会』岩波書店.)
- 下夷美幸，2007，「家族の社会的意義とその評価—育児・介護の担い手として」本澤巳代子・ベルント・フォン・マイデル編『家族のための総合政策—日独国際比較の視点から』信山社，217-238.
- 品田知美，2004，『〈子育て法〉革命』中央公論新社.
- 汐見稔幸編，汐見稔幸・佐藤博樹ほか監修，2008，『子育て支援の潮流と課題 子育て支援シリーズ 第1巻』ぎょうせい.
- 白井千晶・岡野晶子，2009，『子育て支援 制度と現場—よりより支援への社会学的考察』新泉社.
- 副田義也・樽川典子編，2000，『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房.
- 染谷淑子，2007，『福祉労働とキャリア形成—専門性は高まったか』ミネルヴァ書房.
- 相馬直子，2004，「『子育て支援ネットワーク』構築の意味—東京都世田谷区におけるフィールドワークから」『相関社会科学』(14)：137-144.
- 相馬直子，2007，「子育てからワーク・ライフ・バランスを問い直す—世田谷区の子育て支援から生まれる社会関係資本の特質」地方自治総合研究所『自治総研』33(12)：37-56.
- 相馬直子，2009，「ひろばからどこへ向かうのか」生協総合研究所『生協総研レポート：「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59：36-49.

- 相馬直子, 2011, 「就学前の子どもをもつ女性の『個人化』を考える」ベネッセ次世代育成研究所編『第4回幼児の生活アンケート報告書』, 17-19.
- 庄司洋子, 1998a, 「改正児童福祉法と家族・児童福祉の課題」庄司洋子・松原康雄・山縣文治, 『家族・児童福祉』有斐閣, 1-12.
- 庄司洋子, 1998b 「家族・児童福祉の視座」庄司洋子・松原康雄・山縣文治, 1998, 『家族・児童福祉』有斐閣, 13-34.
- 庄司洋子・松原康雄・山縣文治, 1998, 『家族・児童福祉』有斐閣.
- Standing, Guy, 2001, 'Care work: Overcoming insecurity and neglect', in Daly, Mary, ed., 2001, *Care Work: The Quest for Security*. Geneva: International labor office.
- 杉山千佳, 2005, 『子育て支援でシャカイが変わる』日本評論社.
- 鈴木智之, 2012, 「はじめに」三井さよ・鈴木智之編『ケアのリアリティー境界を問いなおす』法政大学出版局, 3-12.
- 武川正吾, 2006, 『地域福祉の主流化』法律文化社.
- 武井麻子, 2001, 『シリーズ ケアをひらく 感情と看護一人とのかかわりを職業とすることの意味』医学書院.
- 田間泰子, 2001, 『母性愛という制度』勁草書房.
- 田間泰子, 2006, 『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社.
- 樽川典子, 1998, 「家族・児童福祉の体系」庄司洋子・松原康雄・山縣文治編『家族・児童福祉』有斐閣, 51-67.
- 立岩真也, 1992, 「近代家族の境界—合意は私達の知っている家族を導かない」日本社会学会『社会学評論』43 (2) : 154-168 (30-44).
- 天童睦子, 2003, 「少子化とはどんな問題か」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育て—少子化・ジェンダー・シティズンシップ』勁草書房, 13-38.
- 天童睦子編, 2004, 『育児戦略の社会学—育児雑誌の変容と再生産』世界思想社.
- 天童睦子, 2007, 「家族格差と子育て支援—育児戦略とジェンダーの視点から」『教育社会学研究』80 : 61-83.
- 天童睦子, 2007, 『男女共生とケアワークに関する調査研究 報告書』(平成18年度学術研究奨励助成制度 研究成果展開事業費 研究成果報告書).
- 天童睦子・堀聡子, 2008, 「日本における子育て支援政策の変容—ジェンダーの社会的考察」名城大学総合研究所『名城大学総合研究所総合学術研究論文集』7 : 103-112.

- 寺出浩司, 1982, 「大正期における職員層生活の展開」日本生活学会『生活学 7』ドメス出版, 34-74.
- 戸江哲理, 2008, 「乳幼児をもつ母親の悩みの分ち合いと『先輩ママ』のアドバイザーある『つどいの広場』の会話分析」『子ども社会研究』14 : 59-74.
- 戸江哲理, 2009, 「乳幼児を持つ母親どうしの関係性のやりくりー子育て支援サークルにおける会話の分析から」『フォーラム現代社会学』8 : 120-134.
- 戸江哲理, 2011, 「なぜ通いつけるのか?ーある子育て支援サークルの2つの利用のしかた」『京都社会学年報』19 : 1-22.
- 所道彦, 2003, 「比較のなかの家族政策ー家族の多様化と福祉国家」埋橋孝文編『講座・福祉国家のゆくえ第2巻 比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房, 267-295.
- 所貞之, 2004, 「『子育て支援』の福祉的アプローチの理論化に向けた基礎的研究」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』(6) : 31-44.
- 津田好子, 2009, 「郊外都市における子育て環境と住民たちの生活ネットワークー『子育てしやすいまちづくり』活動事例の検討から」『東京女子大学紀要「論集」』60 (1) : 105-129.
- 辻由希, 2012, 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房.
- 都村敦子, 2002, 「家族政策の国際比較」国立社会保障・人口問題研究所編・発行『少子社会の子育て支援』36 : 19-46.
- 筒井真優美, 1993, 「ケア／ケアリングの概念」『看護研究』26 (1) : 2-13.
- 堤マサエ, 1992, 「日本的母性の変遷」舩橋恵子・堤マサエ『母性の社会学』サイエンス社, 133-178.
- 東京大学教養学部総合社会科学科・東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻編, 2004, 『ケアの社会化とコミュニティー2002年度世田谷区調査最終報告集』.
- 東京大学教養学部総合社会科学科・東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻編, 2004, 『ネットワークと地域福祉ー2004年度世田谷区調査最終報告集』.
- 上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制ーマルクス主義フェミニズムの地平』岩波書店.
- 上野千鶴子, 1994, 「ファミリー・アイデンティティのゆくえ」『近代家族の成立と終焉』岩波書店, 3-42.
- 上野千鶴子, 1995, 「差異の政治学」井上俊他編『岩波講座現代社会学 ジェンダーの社会学』岩波書店, 1-26.

- 上野千鶴子, 2003, 「解説」 マーサ・ファインマン著、速水葉子・穂田信子訳『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義のフェミニズム法理論』, 263-299.
- 上野千鶴子, 2005a, 「ケアの社会学 序章 ケアとは何か」『at』1号, 太田出版: 18-37.
- 上野千鶴子, 2005b, 「ケアの社会学 第1章 ケアに根拠はあるのか」『at』2号, 太田出版: 136-150.
- 上野千鶴子, 2006a, 「ケアの社会学 第2章 家族介護は『自然』か?」『at』3号, 太田出版: 131-154.
- 上野千鶴子, 2006b, 「ケアの社会学 第3章 介護費用負担の最適混合へ向けて」『at』4号, 太田出版: 138-154.
- 上野千鶴子, 2006c, 「ケアの社会学 第4章 ケアとはどんな労働か?」『at』5号, 太田出版: 94-117.
- 上野千鶴子, 2006d, 『住民参加型地域福祉の比較研究』東京大学社会学研究室・建築学研究室.
- 上野千鶴子, 2008, 「家族の臨界—ケアの分配公正をめぐって」日本家族社会学会『家族社会学研究』20(1): 28-37.
- 上野千鶴子, 2011, 『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ』太田出版.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編, 2008, 『ケア その思想と実践 1 ケアという思想』岩波書店.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編, 2008, 『ケア その思想と実践 2 ケアすること』岩波書店.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編, 2008, 『ケア その思想と実践 3 ケアされること』岩波書店.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編, 2008, 『ケア その思想と実践 4 家族のケア 家族へのケア』岩波書店.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編, 2008, 『ケア その思想と実践 5 ケアを支えるしくみ』岩波書店.
- 上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編, 2008, 『ケア その思想と実践 6 ケアを実践するしかけ』岩波書店.
- 上野千鶴子・中西正司編, 2008, 『ニーズ中心の福祉社会へ—当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院.

- Ungerson, C., 1987, *Policy is Personal: Sex Gender and Informal Care*, London: Routledge. (=1999, 平岡公一・平岡佐智子訳『ジェンダーと家族介護—政府の政策と個人の生活』光生館.)
- 内海宏・桜井悦子, 2003, 「協働における中間支援組織の登場と役割」『調査季報』152: 30-33.
- 渡辺顕一郎・橋本真紀編, 2011, 『詳解 地域子育て支援拠点ガイドラインの手引—子ども家庭福祉の制度・実践をふまえて』中央法規出版.
- 渡部典子, 2009, 「生協の子育てひろばの状況と効果・課題や可能性」生協総合研究所『生協総研レポート: 「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59: 29-35.
- 渡辺寧・加藤雅代・関一子, 2009, 「『常設型ひろば』と『月数回のひろば』タイプ別にみたひろばについての考察」生協総合研究所『生協総研レポート: 「子育てひろば」の効果測定全国5都道府県利用者調査報告』59: 21-28.
- 矢原隆行, 2007, 「男性ピンクカラーの社会学」日本社会学会『社会学評論』58(3): 343-356.
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドクス』新曜社.
- 山縣文治編, 2009, 『よくわかる子ども家庭福祉第6版』ミネルヴァ書房.
- 山本敏子, 1991, 「日本における〈近代家族〉の誕生—明治期ジャーナリズムにおける『一家團欒』像の形成を手掛りに」教育史学会『日本の教育史学』34: 82-96.
- 山根純佳, 2005, 「『ケアの倫理』と『ケア労働』—ギリガン『もうひとつの声』が語らなかったこと—」『ソシオロギス』29: 1-18.
- 山根純佳, 2007, 「男性ホームヘルパーの生存戦略—社会化されたケアにおけるジェンダー」社会学研究会『ソシオロジ』51(3): 91-106.
- 山根純佳, 2010, 『なぜ女性はケア労働をするのか—性別分業の再生産を超えて』勁草書房.
- 山下泰子, 2006, 『女性差別撤廃条約の展開』勁草書房.
- 大和礼子, 2002, 「ケアと『公共領域/家内領域』—ジェンダー・アイデンティティの視点から」家計経済研究所『季刊家計経済研究』56: 11-21.
- 大和礼子, 2008, 『生涯ケアラーの誕生—再構築された世代関係/再構築されないジェンダー—関係』学文社.
- 山崎正和, 2003, 『社交する人間』中央公論新社.
- 矢澤澄子, 2003, 「少子化時代の子育てと『母』の変容」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育て—少子化・ジェンダー・シティズンシップ—』勁草書房: 39-59.

- 矢澤澄子, 2004, 『ジェンダー化されたケア労働の形成に関する理論的・実証的研究』(基盤研究(C)(1)研究成果報告書, ケアワーク研究会.
- 矢澤澄子, 2006, 「都市の親密圏／公共圏とケアの危機」似田貝香門・矢澤澄子・吉原直樹編『越境する都市とガバナンス』法政大学出版局: 141-168.
- 矢澤澄子, 2008, 「子育て支援の地域化・家族化とローカル・ガバナンス」東京女子大学女性学研究所『女性学研究年報』18: 8-9.
- 矢澤澄子, 2011, 「子ども・子育て支援と男女共同参画を推進する地域づくり」国立女性教育会館『子ども・子育て支援を通じた身近な男女共同参画の推進ー男女共同参画を推進する施設や団体がおこなう子育て支援と地域づくり』2010年度「男女共同参画の視点に立った地域全体で取り組む次世代育成支援事業に関する調査研究」報告書, 58-65.
- 矢澤澄子・国広陽子・天童睦子, 2003, 『都市環境と子育てー少子化・ジェンダー・シティズンシップー』勁草書房.
- 矢澤澄子・国広陽子・天童睦子, 2003, 「若い父親の『アイデンティティ』ー子育てのジレンマ」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育てー少子化・ジェンダー・シティズンシップー』勁草書房: 77-96.
- 矢澤澄子・国広陽子・天童睦子, 2003, 「ケアラーとしての父親ージェンダー秩序と「父」の変容ー」矢澤澄子・国広陽子・天童睦子『都市環境と子育てー少子化・ジェンダー・シティズンシップー』勁草書房, 138-169.
- 矢澤澄子・岡村清子・東京女子大学女性学研究所編, 2009, 『女性とライフキャリア』勁草書房.
- 矢澤澄子・天童睦子, 2004, 「子どもの社会化と親子関係ー子どもの価値とケアラーとしての男性」東京女子大学女性学研究所 有賀美和子・篠目清美編『親子関係のゆくえ』勁草書房: 68-106.
- 横浜市, 2009, 『次世代育成支援行動計画(後期計画)策定に係るニーズ調査』(2012年1月15日取得, <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/action/plan/file/tyousa101.pdf>).
- 横浜市, 2010, 『かがやけ横浜こども青少年プランー横浜市次世代育成支援行動計画・後期計画』.
- 横浜市立大学国際総合科学部ヨコハマ起業戦略コース編, 2009, 『横浜まちづくり市民活動の歴史と現状ー未来を展望して』学文社.

横浜市女性協会編，1997，『女性問題キーワード111』ドメス出版．

横山文野，2002，『戦後日本の女性政策』勁草書房．

横山文野，2004，「育児支援政策の展開ー子育ての社会化に向けて」杉本貴代栄編『フェミニスト福祉政策原論』ミネルヴァ書房，67-86．

横山浩司，1986，『子育ての社会史』勁草書房．

渡辺顕一郎・橋本真紀編，2011，『詳解 地域子育て支援拠点ガイドラインの手引ー子ども家庭福祉の制度・実践をふまえて』中央法規．

謝 辞

本論文をまとめるにあたり、多くの方々に大変お世話になりました。ここに深く感謝の意を表します。

染谷淑子東京女子大学教授と矢澤澄子元東京女子大学教授には、終始あたたかいご指導と激励を賜り、心からお礼を申し上げます。染谷教授には、博士課程入学当初からお世話になり、特に後半には指導教授をお引き受けいただき、ご指導を賜りました。考えのまとまらない私の議論に辛抱強くお付き合いいただき、行き詰まった時には優しく背中を押しただいたおかげで、ここまで辿り着くことができました。矢澤教授には、博士課程入学当初から指導教授としてご指導を賜り、先生がご退職された後も、研究会等でご助言や励ましをいただきました。論文全体の構成から、細かな表現にいたるまで先生に賜った丁寧なご指導は終生忘れることはありません。

本論文の審査過程において、国広陽子東京女子大学教授、金野美奈子東京女子大学教授には数々のご助言とご指導を賜りました。心より感謝を申し上げます。

外部審査員をお引き受けいただきました庄司洋子立教大学名誉教授には、本研究を進めるにあたり、有益なアドバイスをいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。

研究過程において、岡村清子東京女子大学教授、樽川典子筑波大学准教授には、常に的確なご指導と心温まる励ましをいただきました。深謝申し上げます。

有賀美和子東京女子大学准教授にはケアの理論研究についてご示唆をいただきました。加藤春恵子東京女子大学名誉教授には、社会学理論の読み方、フィールドワークの面白さを教えていただきました。厚くお礼を申し上げます。

坂田勝彦東日本国際大学准教授をはじめとする研究会（通称：坂田ゼミ）の皆様には、博士課程入学以前から現在まで、多大なるご助言と励ましをいただきました。どの場よりも厳しく忌憚のないご意見をいただくとともに、時には睡眠時間を割いて親身に議論に付き合ってくださいました皆様に、心よりお礼を申し上げます。

また、東京女子大学大学院の院生の皆様、筑波大学大学院の院生の皆様には、方向性が見えない議論にお付き合いいただき、有意義なコメントを寄せていただくとともに、論文の締切間際などには全力でサポートしていただきました。心よりお礼を申し上げます。

長い時間がかかりながらも本論文の完成まで辿り着くことができたのは、先生方・院生の皆様のご指導と温かい励ましのおかげです。

なお、東京女子大学女性学研究所の秋枝蕭子学生研究奨励金をいただいたことにより、繰り返しフィールドに通い、聞き取り調査を実施することができました。改めて感謝申し上げます。

この研究は、NPO「Y」のスタッフの皆様、ボランティアの皆様、利用者の皆様のご協力により可能となっています。長年にわたりNPO「Y」でフィールドワークを行うことにご理解いただきましたこと、また、NPOのお仕事、学校、あるいは子育て等で忙しいなか、快く調査にご協力下さいましたことに、心よりお礼を申し上げます。

最後に、長年にわたり研究を応援し励まし続けてくれた両親、子育てをめぐる様々な話を聞かせてくれた子育て真っ最中の妹夫妻、常に支えてくれたパートナーに心から感謝の意を表します。

堀 聡子